

354

1142

著倫美藤加

方仕の殖利全安 金は金を
は生む

版堂光泰 京東



京東

賣發社東大

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



特205
776



加藤美倫著

安全利殖の仕方

東京大東社發賣



目次

貯金と利殖に就て是丈は心得おくべし……………一

▼致富の秘策を最初に宣明す……………二

貸殖道の根本秘訣……………四

▼金の置場所……………四

▼死んだ金活きた金……………五

▼金を使はぬ工夫……………七

▼貯金して貧乏になるの説……………七

▼金を活して用ふるの理……………九

▼金の有難味……………九

味はふ程に味のある利殖の道……………二

▼不思議な事實……………二

▼鼠算の妙味……………三

手近な郵便貯金活用法……………二六

▼金を減らさぬ機關……………二六

▼氣永な利殖……………二七

郵便年金の利用法……………二七

▼郵便年金とは斯んなもの……………二九

▼年金契約に關係のある人……………三〇

▼郵便年金の種類その他……………三一

▼郵便年金の掛金を擔保として金を借りる法……………三一

銀行預金の活用法……………三三

▼金使ひの極下手……………三五

▼銀行預金の福德……………三五

▼貯蓄機關としての銀行……………三六

▼金銭活用と小口當座預金……………三七

▼當座預金と利子……………三八

▼信託預金の事……………三九

銀行の良否鑑別法……………四一

▼決算報告書の説明……………四五

▼資金の分解……………四九

▼資金の評価法……………五〇

▼活動資金と固定資金の割合……………五一

▼預金に對する平素の準備金……………五二

▼預金と貸出の割合……………五三

▼資本金と積立金の割合……………五三

▼配當金と積立金の割合……………五四

▼貸出金の内容……………五五

株式利殖に就ても是丈は心得おくべし……………五七

安全利殖法と株……………五七

▼投機的賣買と投資的賣買……………五八

▼極小資本の株式投資法……………五九

▼利廻りの換算……………六〇

▼最小資本の利廻……………六〇

▼金百圓の資本活用法……………六四

株式鑑別と會社の善惡判斷法……………六八

▼株式選擇のコツ……………六九

新設會社の鑑識と株主心得……………七三

▼先づ一思案せよ……………七三

▼新設會社の株主……………七四

▼會社創立商賣……………七四

▼幽靈資本金の拂込高……………七五

債券と利殖に就て是丈は心得おくべし……………七七

公債社債……………八〇

▼割のよい利殖法……………八〇

▼債券の種類……………八〇

▼債券の利子……………八一

▼債券の利廻り……………八一

國債利用の利殖法……………八二

▼國債の相場……………八三

▼國債の償還期……………八四

▼償還方法……………八五

▼國債の額面金高……………八五

▼記名公債と無記名公債……………八五

▼國債の賣買……………八六

▼外債への投資……………八七

▼國債と所得税……………八七

▼公債利用一萬圓貯金法……………八九

地方債と各種社債……………八九

▼國債に次ぐ確實性……………九二

▼地方債と償還……………九二

▼公債に次ぐ社債……………九四

▼鐵が樂しみの勸業債券……………九五

▼勸業債券の買方……………九五

▼勸業債券と鐵……………九六

▼興業債券と農工債券……………九七

▼拓殖債券と殖産債券……………一〇一

- ▼擔保付社債.....106
- ▼債券の運用.....107
- 貸金利殖に就て是丈は心得おくべし.....108
- 信用貸利殖法.....110
- ▼金を貯める第一等の方法.....109
- ▼高利貸の金の貸し方.....110
- ▼高い利息と其取方.....111
- ▼高利貸の常套手段.....111
- ▼驚くべき利殖率.....113
- ▼一年間に二倍半にする法.....114
- 日掛濟崩し貸金.....119
- ▼俗にいふ烏金.....119
- ▼烏金の貸付け方と利殖割合.....119
- ▼日掛の貸金會社.....121
- ▼月賦取立の貸金.....123
- ▼十ヶ月賦の貸金.....124

- ▼三ヶ年濟崩し貸金.....125
- 無盡——頼母子講.....126
- ▼無盡の性質とやり方.....127
- ▼無盡の抽籤.....127
- ▼利無盡の入札法.....126
- ▼貸金目的の無盡.....129
- 日歩の金貸と手形割引.....131
- ▼百圓が十年で五千圓.....131
- ▼少額日歩貸の實際.....132
- ▼高利なる手形割引.....133
- ▼日歩貸と年利貸の優利比較.....137
- ▼モリスプラン貸金.....137
- ▼簡易保険の金貸業.....141
- ▼恩給年金の立替貸金.....141
- 土地と利殖に就て是丈は心得おくべし.....144
- 土地と株との優劣比較.....144

▼剪なくして財産七倍……………一四四

▼株と土地との優劣……………一四六

土地の騰貴率と収益……………一四八

▼十年で二倍にする……………一五〇

▼土地利殖の利廻り……………一五二

土地投資上の緊要方針……………一五三

▼田畑と市街地……………一五五

▼畑地と田地……………一五七

▼山林地未墾地……………一五九

家屋利殖に就て是丈は心得おくべし……………一六〇

金銭活用法と家賃……………一六一

▼馬鹿に出来ぬ家賃……………一六三

▼十年間に拂ふ家賃……………一六五

▼借家住ひの損徳計算……………一六七

利殖投資としての貸家建築……………一六九

▼三年で元金回収……………一七一

▼貸家建の利廻……………一五八

▼貸家投資と借金……………一五九

▼既設家屋で利殖……………一六〇

保険による利殖に就て是丈は心得おくべし……………一六三

▼保険の目的……………一六五

保険の種類と性質……………一六四

金銭活用としての生命保険……………一六六

▼保険と金銭活用……………一六六

▼終身保険……………一六七

▼養老保険……………一六八

▼簡易保険……………一六八

▼保険料……………一六九

▼解約返戻金……………一六九

▼貸付金……………一七〇

▼配當金……………一七一

▼保険金を完全に取り取る爲の心得……………一七二

- ▼ 會社の選び方..... 一七六
- ▼ 生命保險會社の見方..... 一七七
- ▼ 先づ考課状を見よ..... 一八一
- 金銭活用法としての傷害保險..... 一八三
- 金銭活用としての子供の保險..... 一八六
- ▼ 徴兵保險..... 一八六
- ▼ 嫁資保險..... 一八八
- ▼ 教育保險..... 一八八
- 金銭活用法としての火災保險..... 一九〇
- ▼ 火災保險..... 一九〇
- ▼ 動産火災保險..... 一九三
- 盜難保險と海上保險..... 一九三
- ▼ 盜難保險に就て..... 一九三
- 金利計算法是丈は心得おくべし..... 一九五
- ▼ 金利計算の二方式..... 一九五
- ▼ 單利計算の簡易法..... 一九六

- ▼ 複利計算簡易法..... 一九七
- ▼ 複利表及貯金表..... 二〇四
- ▼ 興味ある複利算..... 二一〇
- ▼ 日歩の換算法..... 二一一
- ▼ 日歩の換算法..... 二二二
- ▼ 日歩の換算法..... 二二三
- ▼ 日歩年利換算表..... 二二三
- 女手で出来る商賣 是丈は心得おくべし..... 二二七
- ▼ 夫婦共稼ぎ時代..... 二二七
- ▼ 小資本の回轉法..... 二二九
- ▼ 廣告の實際知識..... 二二三
- ▼ 知識階級向きの書店..... 二二三
- ▼ 雜誌店も有望..... 二二七
- ▼ 手軽な喫茶店..... 二二八
- ▼ 小學校相手に學用品..... 二二九
- ▼ 女に相應しい小間物店..... 二三三
- ▼ 近代向きの手藝品店..... 二三四

- ▼近頃増えた物菜店.....二六六
- ▼案外煙草な店開業.....二六八
- ▼インテリ層に草花屋.....二七三

小商賣を始めるには 是丈は心得おくべし

- ▼商賣への心構へ.....二七七
- ▼店付きと設計.....二四七
- ▼接客上の注意.....二四九
- ▼素人の仕入の危険.....二五一
- ▼小店でも廣告せよ.....二五三

新企事業投資も 是丈は心得おくべし

- ▼事業投資目のつけ所.....二六六
- ▼チャンスの中の多い戦争事業.....二七〇
- ▼時代のトピックを掴め.....二七九
- ▼投資事業の種類.....二八一
- ▼改革すべき小賣事業.....二六三

目次終

- ▼有望なチェーン・ストア.....二六四
- ▼時代に即した娯樂事業.....二六六
- ▼都會の慰安設備事業.....二六八
- ▼事業の有望性.....二七三
- ▼販賣を忘れた事業は失敗.....二七四
- ▼事業の永續性を考へよ.....二七五
- ▼心すべき事業の安全性.....二七六
- ▼事業と經營者の良否.....二八〇
- ▼事業投資と投資方法.....二八一
- ▼有望な事業の種々相.....二八六

貯金と利殖に就て

是丈は心得おくべし

『金は溜めるもので、溜るものではない』と云ふ人があるかと思ふと、『イヤ金は溜るところに溜るものだ、吾々が一生の収入を全部溜めたところで知れたものだ』と愚痴ともつかぬあきらめを持つ人もある。

そうかと思ふと『金は溜めるものでも、溜まるものでもない、儲けるものである』と云つた風な一種の金儲け哲學を主張する人もある。

要するに、いづれを甲とし、いづれを乙とするか、似たり寄つたりの議論であるが、少くとも「稼ぐに追ひ付く貧乏なし」との昔の諺は、今の世では、どうやら怪しい論理になつて來てゐることは事實である。

いくら稼いでも、追ひ付かぬ世知辛さ、と云つて、金なくして面白い世渡りの出來ぬ今日

一體どうしたらいいんだ。どうすれば金の有難味が判つて来るのだ。一
 まあ、一日でいゝ仕事を休んで此の一卷を通讀して見るがよい。

▼致富の秘策を最初に宣明す

金持になる妙策とは何ぞや、曰く金を働かして金を生ませる
 事である。郵便貯金などを以て金溜の第一法だなどと思つて
 るる中は、一生かゝつても金持にはなれぬ。却つて貧乏になる位
 の事である。金に金を生ませる工風としては年利四分八厘の貯金
 などを有難がつてゐるやうでは駄目だ。成程、日常生
 活から節約した十銭廿銭はともならんから、それは早速郵便局
 なり、銀行なりに持つて行くがよい。手元においては費つて了ふ。
 けれども、さうした金が纏つて百圓なり二百圓なりになつたら、
 今度はその金を活かし、その金を利用して、殖やす工風をせねば
 ならぬ。百圓の金を年四分八厘に廻してゐても十五年経てば倍に
 なる。けれども十五年経つて倍になる位では追付けぬ世の中だ。
 その頃には物價の方が倍以上も高くなつてゐる。年一割や二割
 には廻るやうに利殖の道を講じて行かぬばならぬ。四分八厘の
 複利では漸く倍になるだけだが、二割の複利だと十五年にして百
 圓の金が千五百四十圓六十六錢となる。

百圓の金を二割に廻すとはどういふ事か、要するに百圓の金を働かして一年間に廿圓儲ければよいのである。一割の利益を年二度あげればよいのである。銀行利子では漸く六分位が關の山だから六圓にしかならぬ。早い話が、これで株を買つておいたらどうなるか、素人でも一割や一割五分には安全に働かせ得るであらう。又何か確實な買物があつたら百圓出して買ひおくもよい。それが百十圓に賣れば、一寸の間に一割に働いたわけである。金を持つてゐて（銀行にでも預けておいて）一年間その機會を狙つてゐれば、屹度一度や二度の機會が来るに相違ない。その場合、金がなくては、どうもならんが、そこが金の力、金の有難味で金が金を生んでくれるところである。

而して其金は自分の仕事や生活に全然無關係の金でなければならぬ。自分の生活は自分の本職でやつて行つて、決してその金、及びその金から生れた金に手をつけぬ覺悟でなければならぬ。百圓の金が一年間に二十圓の子金を生む。その子金を親金の百に加へて、今度は百二十圓として働かせる、すると二年目には百四十三圓になるといふ風に飽く迄鼠算に殖やして行くのである。かくして廿五年間續くるならば、百圓の金が九千五百圓からになる。一萬

二萬の金は實際誰にでも出来るのである。

然らば始めの百圓はどうするか、それは節儉貯蓄によらねばならぬ。

けれども、日本人はこの節儉貯蓄の妙薬を餘り多く飲まされ過ぎてゐる。故に本書には所

謂天引貯金とか、しほり出し貯金とかいふ貯金法は一切これを説かぬことにした。そして、

もつと積極的な『金を殖やす道』を研究することにした。

何に依つて金を殖やすか、その前に暫く金利の話を書ねばならぬ。

貨殖道の根本秘訣

▼金の置場所

収入以内の生活をして、多少づゝ餘裕を作り、金を殖して行くといふのが貨殖道の第一歩である。而してその運用利殖は第二歩である。

『此頃は大分残るでせう。』この言葉は當世人に喜ばれるお世辭の最大級である。

『イヤ残るところか、追はれてばかり居ます。』懸命になつて残してゐる人は、かう答へる。

實際は推測通り残つゝあるのだが、『かなり残ります。』とは答へぬ。この人、腹の底では貯金帳を思ひ起してニコ／＼してゐる。

『大分残ります。』といふ人に限つて又怪しいものである。

昔はこの残つた金の置場所に困つたものだといふ。瓶に入れて縁の下に埋めておいた話などは、昔の金持には珍しくない話柄である。貯蓄機關のない、財産保護の安心のなかつた昔の人のやり方としては至極尤もである。

今はこれを郵便局に持つて行く。銀行に預ける政府が眞先になつて國民に貯金を勧め、終に猫も杓子も貯金々々といふやうな目出度い時勢となつて了つたのである。

雑誌や本でも盛んに貯金の御託を書き立てる。『貯金の出来る生活法』の研究が、雑誌や本の賣行をよくする人氣讀物の随一となつた。貯金する金を貯金せずに、そんな本や雑誌を買ひ立てては、どこに妙法秘傳があるかを捜し求めているのが今日の所謂貯金熱心家である。

▼死んだ金活きた金

物も嵩すると變な結果に終る。貯金熱心も甚だ結構だが、熱心が過ぎても毒してゐる患者の多きに驚かざるを得ない。

一體金を残すといふ事、それは必要である、必要であるといふ迄もない。だが残すといふ事は金を使はぬといふ事でない。金を殺すといふ意味でない。瓶に入れて土中に埋藏する者は金を死藏するものである。安全に、永久に、手をつけられない限り永久に残つてはるよう。けれども土の中においた金が、何の役に立つ。一厘一銭だつて減りもせぬ代りに殖えもせぬではないか。否、減つて減つて減り抜く事に気がつかぬ愚か者である。

一升の米が三錢四錢で買へた時代、金の値がそれだけ貴とく、それだけ得難かつた時代に樂々として集めて残した金を、土中に埋めておいて、今日これを掘り出して費つてみるがよい。米一升到値した三錢が、芋二三個にしか當らぬ事になつてゐる。これを蓄めた御當人がこの新事實に出會したら眼を圓くして驚くに相違ない。米一升は半圓を出さねばならぬ當節である。

物價はどしどし騰貴してゐる。際限もなく騰貴してゐる。この物價騰貴を以て一時的の現象と見ては間違である。貨幣の値はそれと逆比例して下つて行く。これが世界文明の動かすべからざる必然的傾向である。

▼金を使はぬ工夫

金を残すこと、貯蓄する事、勿論結構だとは前にも云うた。

けれども貯蓄といふ言葉の示す通り、世間で喧しく云ふ所の貯蓄なるものは、貨殖道としては甚だ幼稚な金銭死藏に近いものである。土中に埋めておくの愚と大同小異のものである。金銭保護の目的以上に一步も出ぬものが多い。

『金を使はぬ工夫』は取も直さず『金を残す工夫』貯金を多くする工夫である。従つて浪費を節約して一家經濟、個人經濟中から無駄を省くといふ點には頗るよい方針であり、妙案秘法である。その意味に於ては大いに奨励すべきである。

けれども唯それだけで金持になれると思つてゐたら大變な間違だ。極端に云つたら却つて貧乏になるかも知れないとも云ひ得る。何故か、そのわけを簡単に説明すると下の如くなる。前にも一寸云つた事だが、更に具體的に説明する。

▼貯金して貧乏になるの説

今、茲に甲乙二人ありとする。同じく月收五十圓の月給取とし家族の數も同じく、生活程度も全く同一とする。甲は今日の所謂貯金心醉者であり、曰く絞り出し貯金、曰く天引貯金、曰く一家族經濟生活法等に熱中し

五十圓の貯金を得たとする。そして之れを郵便局に後生大事に預けて据えおく。すると十五年目には之れが複利計算で行つて百圓五十二錢になつてゐる。(土中に埋めておく事より五十圓五十二錢だけ得を得てゐる。)倍強である。假りに百圓の金を年四分七厘に廻しても十五年経てば倍にはなる。然し十五年経つて倍になる頃には物價の方で倍以上高くなるから結局預金して貧乏になる様なものである。

乙も甲同様の方針で一錢二錢を節約し、五十圓を得たが、此方はその五十圓で何か品物、保存に堪える品物を買つておいたとする。そして十五年を経過した後、甲乙兩者の持物を比較してみよ。甲は百圓五十二錢で、その乙の所有物を賣つてくれと云つても、イヤ二百圓でなければ賣らぬと乙は威張つてゐるかも知れぬ。

これは單純な假令に過ぎないが、實際文明の進み方は、それ以上の率を以て進んでゐる。一錢のうどんそばが二十年経たぬうちに八倍の八錢となつてゐる。十五年で倍になつた位では、到底おつつかない。(尙この事は郵便貯金の利率研究の所で詳細に説く。)

甲は貯金したお蔭で、貯金をせぬ乙より貧乏になつた次第である。

♡金を活して用ふるの理

己に述べ來つた如く、金は貯めるだけではいかぬ。下手な廻し方をすれば貯めたが爲に却つて貧乏になるかも知れぬ。元來、貯蓄の二字が餘り結構な言葉ではない。貯蓄の二字には金を積極的に活かして働かすといふ意味が含まれてゐない。無論、何時も一ぱい／＼の生活をしてゐて、餘裕をなさぬといふ事は大禁物だが、所謂貯金奨励家なるものが、單にその無駄を省く工風、金を使はぬ工風のみを金科玉條として喧しく説き立てた結果、金錢觀念、經濟思想に乏しい日本人は、直ちにそれに附和雷同して、無茶苦茶にためる、残すことばかりを考へるやうになり、之れが活用方面に眼を向ける邊のないほどに去勢されて了つた形である。従つて利殖觀念が實に幼稚極まる人が多い。

金を殺すとは何ぞ、曰く之を死蔵することである。金の活用を待たないことである。金を活すとは何ぞ、曰く之を運轉利殖せしむることである。金その物を使役して、金に金を生ませる事である。金は金を生むが故に貴きを知らねばならぬ。

♡金の有難味 金の有難いこと位は先刻御承知だと云ふ勿れ。

金があれば物が買へるから有難いのではない。金が金を生んで呉れるから有難いものだといふ意味に徹底することが肝腎である。殆んど如何なる事業に於ても、最も貴重な、最も有利な立場に立つものは何ぞと云へば、資本である。技術家でも、従業員の勞力智慧でもない。資本その物である。

近頃、労働問題が喧しい。資本家の横暴を訴ふる聲が喧しい。碌々事業もせず、唯、資本を出してゐるといふ點だけで、澤山の利益配當をとるとはケンからんと云ふのである。その可否は別として、それだけに資本の力は重視されてゐることは、現代の動かすべからざる事實である。

現に株式會社の株主の如きは徹到徹尾それである。株主と會社の事業といふものは、殆んど全く無關係に行はれてゐると云つてもよい位である。仕事をするのは會社の重役乃至上下の従業員であつて、株主ではない。株主は唯その事業の資本の一部を提供したに過ぎない。そして黙つてゐて、その會社があげるところの利益の幾分の配當を受けるのである。彼等の提供した資本「金」がひとりで金を生んでくれるのである。

持つてる金を、そのまゝ費つたでは金の有難味も大したものではない。坐して食へばの類で却つて始めからなかつたら、もつと勉強もしたらうにと思はるゝものさへある。金が仇をなす例も決して珍しくはない。

千圓の金の有難味は米が甘石買へるからではない。これを三割の利率に廻せば一年には三百圓といふ金が生れて來るからである。その生れた三百圓を更に三割に廻すと、一年にして九十圓殖える。その九十圓がまた利を生んでくれる。而ももとの千圓も矢張その間同じやうに働いてゐてくれる。それを汗水流して赤手空拳でやらうとすると實に大變であるが、金を使役してやれば樂に出来る。

味はふ程に味のある利殖の道

▼ 不思議な事實

英國の諺に『一圓一割百年一萬三千圓』といふのがある。一圓の金を年一割の利廻りがあるやうに活用して行くと、百年目には一萬三千圓になる

といふのである。殖利の觀念のない人には、一寸聞いただけでは信じられない程、利子の殖え方といふものは不思議な力を持つてゐる。

今假に僅々百圓の金を放資して、これを年二割五分の利廻を得るとすれば、三十年末には唯の百圓が八萬圓となり、これが年二割だと貳萬圓になる。

五百圓の金を年二割五分に廻して行くと、三十年末には四拾萬圓といふ巨富になる。參百圓を同様にして行くと二十四萬圓なる。

利廻年二割の増殖率は實に偉大である。下の數字を御覽なさい。

| | |
|------------------------------|---------------------|
| 資、金、壹、百、圓、を、年、二、割、に、廻、せ、ば、―― | |
| 五年末には……二百四十八圓八十三錢 | 十年末には……六百十九圓十七錢 |
| 十五年末……一千五百四十七圓七十錢 | 二十年末……三千八百二十三圓七十五錢 |
| 三十年末……二萬三千七百三十七圓六十二錢 | |
| 資、金、二、百、圓、を、年、二、割、に、廻、せ、ば、―― | |
| 五年末には……七百四十六圓四十九錢 | 十年末には……一千八百五十七圓五十二錢 |

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 資、金、五、百、圓、を、年、二、割、に、廻、せ、ば、―― | |
| 十五年末……四千六百二十二圓十錢 | 二十年末……一萬一千五百一圓二十七錢 |
| 三十年末……七萬一千二百二十二圓八十四錢 | |

五年末には……一千二百四十四圓十六錢
十年末には……三千〇九十五圓八十六錢
十五年末……七千七百三十五圓〇六錢
二十年末……一萬九千六百八十八圓七十八錢
三十年末……十一萬八千六百八十八圓〇七錢

驚くべき數字である。決して夢や空想ではない。立派に算盤玉がはちいて呉れる確かな現實の數字なのである。僅か百圓や二百圓の資金を利用する事に依つて、これだけ増殖させ得るものなれば、貧乏してゐる人が不思議な位である。

▼鼠算の妙味
殖利の觀念は第一に鼠算といふことを頭におくことである。
百圓の金を年二割に廻すと十年末には六百十九圓十五錢になる。それでは、年一割に廻しても其半分即ち三百九圓五十七錢五厘になるかと思ふと大變な相違である。年一割に廻したのでは、二百五十九圓三十七錢しかない。これを五分に廻すと僅か百六十

二圓八十九錢（郵便貯金は四分八厘）にしかならない。だから百圓の金を二割の複利に働かせて十五年経つと、千五百四十圓になるし、三十年待つと、實に二萬三千七百三十七圓といふ大きな金額になる。更に若し五百圓を二割に働かせて三十年待つと、驚く勿れ十二萬八千六百八十八圓になるのだから怖る可きは鼠算の威力であらう。

参考の爲に次の利子積算表を一覽下さい。五十年間の複利計算です。

元金百圓複利積算表（第一、三分より六分まで）

| 年 | 三分 | 四分 | 五分 | 六分 |
|----|-----------|---------|----------|---------|
| 一年 | 百〇三圓 | 百〇四圓 | 百〇五圓 | 百〇六圓 |
| 二年 | 百〇六圓〇九錢 | 百〇八圓十六錢 | 百一圓二十五錢 | 百一圓三十六錢 |
| 三年 | 百〇九圓二十七錢 | 百一圓四十九錢 | 百一圓七十六錢 | 百一圓九十錢 |
| 四年 | 百一十二圓五十五錢 | 百一圓六十九錢 | 百一圓五十五錢 | 百一圓六十二錢 |
| 五年 | 百一十五圓九十三錢 | 百一圓八十七錢 | 百一圓六十三錢 | 百一圓八十二錢 |
| 六年 | 百一十九圓四十一錢 | 百一圓五十三錢 | 百一圓四圓〇一錢 | 百一圓八十五錢 |

| | | | | |
|-----|-----------|-----------|------------|------------|
| 七年 | 百二十二圓九十九錢 | 百三十一錢五十九錢 | 百四十圓七十一錢 | 百五十圓三十六錢 |
| 八年 | 百二十六圓六十八錢 | 百三十六圓八十六錢 | 百四十七圓七十五錢 | 百五十九圓三十八錢 |
| 九年 | 百三十圓四十八錢 | 百七十二圓三十三錢 | 百五十五圓十三錢 | 百六十八圓九十五錢 |
| 十年 | 百三十四圓三十九錢 | 百四十八圓〇二錢 | 百六十二圓八十九錢 | 百七十九圓〇八錢 |
| 十一年 | 百三十八圓四十二錢 | 百五十三圓九十五錢 | 百七十一圓〇三錢 | 百八十九圓八十三錢 |
| 十二年 | 百四十二圓五十八錢 | 百六十圓十錢 | 百七十九圓五十九錢 | 二百〇一圓二十二錢 |
| 十三年 | 百四十六圓八十五錢 | 百六十六圓五十一錢 | 百八十八圓五十六錢 | 二百十三圓二十九錢 |
| 十四年 | 百五十一圓二十六錢 | 百七十三圓十七錢 | 百九十七圓九十九錢 | 二百二十六圓〇九錢 |
| 十五年 | 百五十五圓八十錢 | 百八十圓〇九錢 | 二百〇七圓八十九錢 | 二百三十九圓六十六錢 |
| 十六年 | 百六十圓四十七錢 | 百八十七圓三十錢 | 二百一十八圓二十九錢 | 二百五十四圓〇四錢 |
| 十七年 | 百六十五圓二十八錢 | 百九十四圓七十九錢 | 二百二十九圓二十錢 | 二百六十九圓二十八錢 |
| 十八年 | 百七十圓二十四錢 | 二百〇二圓五十八錢 | 二百四十圓六十六錢 | 二百八十五圓四十三錢 |
| 十九年 | 百七十五圓三十五錢 | 二百一十圓六十八錢 | 二百五十二圓七十錢 | 三百〇二圓五十六錢 |
| 二十年 | 百八十四圓六十一錢 | 二百十九圓十一錢 | 二百六十五圓三十三錢 | 三百三十九圓七十一錢 |

| | | | | |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 二十二年 | 百九十一圓六十一錢 | 二百三十六圓九十九錢 | 二百九十二圓三十三錢 | 三百六十圓三十五錢 |
| 二十三年 | 百九十七圓三十六錢 | 二百四十六圓四十七錢 | 三百〇七圓十五錢 | 三百八十一圓九十七錢 |
| 二十四年 | 二百〇三圓廿八錢 | 二百五十六圓三十三錢 | 三百二十二圓五十一錢 | 四百〇四圓八十九錢 |
| 二十五年 | 二百〇九圓三十八錢 | 二百六十六圓五十八錢 | 三百三十八圓六十四錢 | 四百二十九圓十九錢 |
| 二十六年 | 二百一十五圓六十六錢 | 二百七十七圓二十五錢 | 三百五十五圓三十七錢 | 四百五十四圓九十四錢 |
| 二十七年 | 二百二十二圓十三錢 | 二百八十八圓三十四錢 | 三百七十三圓三十五錢 | 四百八十二圓二十三錢 |
| 二十八年 | 二百廿八圓七十九錢 | 二百九十九圓八十七錢 | 三百九十二圓〇一錢 | 五百一十一圓十七錢 |
| 二十九年 | 二百卅五圓六十六錢 | 三百一十一圓八十七錢 | 四百一十一圓六十一錢 | 五百四十一圓八十四錢 |
| 三十年 | 二百四十二圓七十三錢 | 三百二十四圓卅四錢 | 四百三十二圓十九錢 | 五百七十四圓三十五錢 |
| 三十一年 | 二百五十圓一錢 | 三百三十七圓三十二錢 | 四百五十三圓八十錢 | 六百〇八圓八十一錢 |
| 三十二年 | 二百五十七圓五十五錢 | 三百五十圓八十一錢 | 四百七十六圓四十九錢 | 六百四十五圓三十四錢 |
| 三十三年 | 二百六十五圓三十三錢 | 三百六十四圓八十四錢 | 五百圓三十二錢 | 六百八十四圓〇六錢 |
| 三十四年 | 二百七十三圓十九錢 | 三百七十九圓四十三錢 | 五百二十五圓三十三錢 | 七百二十五圓十錢 |
| 三十五年 | 二百八十一圓三十九錢 | 三百九十四圓六十二錢 | 五百五十一圓六十錢 | 七百六十八圓六十一錢 |

| | | | | |
|------|------------|------------|------------|-------------|
| 三十六年 | 二百八十九圓八十三錢 | 四百十圓三十九錢 | 五百七十九圓十八錢 | 八百十四圓七十三錢 |
| 三十七年 | 二百九十八圓五十三錢 | 四百二十六圓十一錢 | 六百〇八圓十四錢 | 八百六十三圓六十一錢 |
| 三十八年 | 三百〇七圓四十八錢 | 四百四十三圓八十八錢 | 六百三十八圓五十五錢 | 九百十五圓四十三錢 |
| 三十九年 | 三百十六圓七十錢 | 四百六十一圓六十四錢 | 六百七十圓四十八錢 | 九百七十圓三十五錢 |
| 四十年 | 三百二十六圓二十錢 | 四百八十圓十錢 | 七百〇四圓 | 千〇二十八圓五十七錢 |
| 四十一年 | 三百三十五圓九十九錢 | 四百九十九圓卅一錢 | 七百三十九圓二十錢 | 千九十九圓二十九錢 |
| 四十二年 | 三百四十六圓〇七錢 | 五百十九圓二十八錢 | 七百七十六圓十六錢 | 千百五十五圓七十錢 |
| 四十三年 | 三百五十六圓四十五錢 | 五百四十圓〇五錢 | 八百十四圓九十七錢 | 千二百二十五圓〇五錢 |
| 四十四年 | 三百六十七圓十五錢 | 五百六十一圓六十五錢 | 八百五十五圓七十三錢 | 千二百九十八圓五十五錢 |
| 四十五年 | 三百七十八圓十六錢 | 五百八十四圓十二錢 | 八百九十八圓五十錢 | 千三百七十六圓四十六錢 |
| 四十六年 | 三百八十九圓五十錢 | 六百〇七圓四十八錢 | 九百四十三圓四十三錢 | 千四百六十九圓〇五錢 |
| 四十七年 | 四百〇一圓十九錢 | 六百三十一圓七十八錢 | 九百九十圓六十錢 | 千五百四十六圓五十九錢 |
| 四十八年 | 四百十三圓二十三錢 | 六百五十七圓〇五錢 | 千四十四圓十三錢 | 千六百三十九圓三十九錢 |
| 四十九年 | 四百二十五圓六十三錢 | 六百八十三圓三十三錢 | 千九百二十四圓十三錢 | 千七百三十七圓七十五錢 |

殖利全安 用活錢金

| 年 | 七 分 | 八 分 | 九 分 | 一 割 |
|--------------------------|------------|-----------|------------|------------|
| 五十年 | 四百三十八圓三十九錢 | 七百十圓〇六十七錢 | 千四百十六圓・十四錢 | 千八百四十二圓〇二錢 |
| 元金百圓複利積算表 (第二表、七分より一割まで) | | | | |
| 一年 | 百〇七圓 | 百〇八圓 | 百〇九圓 | 百十圓 |
| 二年 | 百十四圓四十九錢 | 百十六圓六十六錢 | 百十八圓八十一錢 | 百二十一圓 |
| 三年 | 百二十二圓五十錢 | 百二十五圓九十七錢 | 百二十九圓五十錢 | 百三十三圓十錢 |
| 四年 | 百三十一圓〇八錢 | 百三十六圓〇五錢 | 百四十一圓十六錢 | 百四十六圓四十一錢 |
| 五年 | 百四十圓二十六錢 | 百四十六圓九十三錢 | 百五十三圓八十六錢 | 百六十一圓〇五錢 |
| 六年 | 百五十圓〇七錢 | 百五十八圓六十九錢 | 百六十七圓七十一錢 | 百七十七圓十六錢 |
| 七年 | 百六十圓五十八錢 | 百七十一圓三十八錢 | 百八十二圓八十錢 | 百九十四圓八十七錢 |
| 八年 | 百七十一圓八十二錢 | 百八十五圓〇九錢 | 百九十九圓二十六錢 | 二百十四圓三十六錢 |
| 九年 | 百八十三圓八十五錢 | 百九十九圓九十錢 | 二百十七圓十九錢 | 二百三十五圓七十九錢 |
| 十年 | 百九十六圓七十二錢 | 二百十五圓八十七錢 | 二百三十六圓七十四錢 | 二百五十九圓三十七錢 |
| 十一年 | 二百十圓四十九錢 | 二百三十三圓十六錢 | 二百五十八圓〇四錢 | 二百八十五圓三十一錢 |

て就に殖利と金貯

| | | | | |
|------|------------|------------|------------|------------|
| 十二年 | 二百二十五圓三十三錢 | 二百五十一圓八十錢 | 二百八十一圓三十七錢 | 三百十三圓八十四錢 |
| 十三年 | 二百四十圓九十八錢 | 二百七十一圓九十六錢 | 三百六圓五八錢 | 三百四十五圓二十三錢 |
| 十四年 | 二百五十七圓八十錢 | 二百九十三圓七十三錢 | 三百三十四圓十七錢 | 三百七十九圓七十五錢 |
| 十五年 | 二百七十五圓九十錢 | 三百十七圓二十二錢 | 三百六十四圓廿五錢 | 四百十七圓七十二錢 |
| 十六年 | 二百九十五圓廿二錢 | 三百四十二圓五十九錢 | 三百九十七圓〇三錢 | 四百五十九圓五十錢 |
| 十七年 | 三百十五圓八十八錢 | 三百七十圓 | 四百三十二圓十六錢 | 五百〇五圓四十五錢 |
| 十八年 | 三百三十七圓九十九錢 | 三百九十九圓六十錢 | 四百七十一圓七十二錢 | 五百五十五圓九十九錢 |
| 十九年 | 三百六十一圓六十五錢 | 四百三十一圓五十七錢 | 五百十四圓十七錢 | 六百十一圓五十九錢 |
| 二十年 | 三百八十六圓九十七錢 | 四百六十六圓十錢 | 五百六十圓四十四錢 | 六百七十二圓七十五錢 |
| 二十一年 | 四百十四圓〇六錢 | 五百〇三圓三十八錢 | 六百十圓八十八錢 | 七百四十圓二錢 |
| 二十二年 | 四百四十三圓〇三錢 | 五百四十三圓六十五錢 | 六百六十五圓八十六錢 | 八百十四圓三錢 |
| 二十三年 | 四百七十四圓〇五錢 | 五百八十七圓十五錢 | 七百二十五圓七十九錢 | 八百九十五圓四十三錢 |
| 二十四年 | 五百〇七圓二十四錢 | 六百三十四圓十二錢 | 七百九十一圓十一錢 | 九百八十四圓九十七錢 |
| 二十五年 | 五百四十二圓七十四錢 | 六百八十四圓八十五錢 | 八百六十二圓三十一錢 | 千〇八十三圓四十七錢 |

金銭活用全利

| | | | | |
|------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 二十六年 | 五百八十四圓七十四錢 | 七百三十九圓六十四錢 | 九百三十九圓九十錢 | 千九十一圓八十二錢 |
| 二十七年 | 六百二十一圓三十九錢 | 七百九十八圓六十二錢 | 千二十四圓五十一錢 | 千三百一十一圓 |
| 二十八年 | 六百六十四圓十八錢 | 八百六十二圓七十一錢 | 千百十六圓七十一錢 | 千四百四十二圓十錢 |
| 二十九年 | 七百一十一圓四十三錢 | 九百三十一圓七十三錢 | 千二百十七圓三十三錢 | 千五百八十六圓三十一錢 |
| 三十年 | 七百六十一圓三十三錢 | 千〇六圓二十七錢 | 千三百三十六圓七十七錢 | 千七百四十四圓九十四錢 |
| 三十一年 | 八百十四圓五十一錢 | 千〇十六圓七十七錢 | 千四百四十六圓十八錢 | 千九百十九圓四十三錢 |
| 三十二年 | 八百七十一圓五十三錢 | 千百七十三圓七十一錢 | 千五百圓七圓三十三錢 | 二千百一十一圓三十八錢 |
| 三十三年 | 九百三十二圓五十三錢 | 千二百六十七圓十錢 | 千七百十八圓二十錢 | 二千三百三十三圓五十三錢 |
| 三十四年 | 九百九十七圓八十一錢 | 千三百六十九圓一錢 | 千八十七圓八十四錢 | 二千五百五十四圓七十七錢 |
| 三十五年 | 千〇六十七圓六十六錢 | 千四百七十八圓五十三錢 | 二千四十一圓四十錢 | 二千八百十圓二十四錢 |
| 三十六年 | 千四百二十二圓三十九錢 | 千五百九十六圓八十三錢 | 二千三百二十五圓十三錢 | 三千〇九十一圓十七錢 |
| 三十七年 | 千二百三十三圓三十六錢 | 千七百二十四圓五十六錢 | 二千四百三十五圓十八錢 | 三千四百圓三十九錢 |
| 三十八年 | 千三百〇七圓九十五錢 | 千八百六十二圓五十三錢 | 二千六百四十三圓六十七錢 | 三千七百四十四圓四十三錢 |
| 三十九年 | 千三百九十九圓四十八錢 | 二千〇十六圓五十三錢 | 二千八百八十二圓六十錢 | 四千百十四圓四十八錢 |

貯金と利殖に就て

| | | | | |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 四十年 | 千四百九十七圓四十五錢 | 二千七百七十二圓四十五錢 | 三千四百四十圓九十錢 | 四千五百三十五圓九十三錢 |
| 四十一年 | 千六百〇二圓二十七錢 | 二千三百四十六圓二十五錢 | 三千四百二十三圓六十三錢 | 四千九百七十八圓五十二錢 |
| 四十二年 | 千七百十四圓四十三錢 | 二千五百三十三圓九十五錢 | 三千七百三十一圓七十五錢 | 五千四百七十六圓三十七錢 |
| 四十三年 | 千八百三十四圓四十四錢 | 二千七百三十三圓八十六錢 | 四千六十七圓六十一錢 | 六千二十四圓一錢 |
| 四十四年 | 千九百六十三圓八十五錢 | 二千九百五十五圓六十錢 | 四千四百三十三圓七十錢 | 六千六百三十六圓四十二錢 |
| 四十五年 | 二千百圓二十五錢 | 三千百九十二圓〇四錢 | 四千八百三十三圓七十三錢 | 七千二百八十九圓五錢 |
| 四十六年 | 二千三百四十七圓二十六錢 | 三千四百四十七圓四十二錢 | 五千二百六十七圓六十七錢 | 八千十七圓九十五錢 |
| 四十七年 | 二千四百四圓五十七錢 | 三千七百二十三圓三十錢 | 五千七百四十一圓七十六錢 | 八千八百十九圓七十三錢 |
| 四十八年 | 二千五百七十三圓八十九錢 | 四千〇二十一圓〇六錢 | 六千二百五十八圓五十二錢 | 九千七百一圓七十二錢 |
| 四十九年 | 二千七百五十三圓九十九錢 | 四千三百十二圓七十四錢 | 六千八百二十一圓七十九錢 | 一萬〇六百七十一圓九十錢 |
| 五十年 | 二千九百四十五圓七十錢 | 四千六百九十圓十六錢 | 七千四百三十五圓七十四錢 | 一萬千七百三十九圓〇九錢 |

元金百圓複利積算表 (第三、一割二分より二割まで)

一割二分
 一割五分
 二割
 百十二圓
 百十五圓
 百二十圓

殖利全安 用活錢金

| | | | |
|-----|------------|------------|-------------|
| 二年 | 百二十五圓四十錢 | 百三十二圓二十五錢 | 百四十四圓 |
| 三年 | 百四十圓四十九錢 | 百五十二圓〇九錢 | 百七十二圓八十錢 |
| 四年 | 百五十七圓三十五錢 | 百七十四圓九十錢 | 二百七圓三十六錢 |
| 五年 | 百七十六圓二十三錢 | 二百〇一圓十四錢 | 二百四十八圓八十三錢 |
| 六年 | 百九十七圓三十八錢 | 二百三十一圓三十一錢 | 二百九十八圓五十九錢 |
| 七年 | 二百二十一圓〇七錢 | 二百六十六圓〇一錢 | 三百五十八圓三十一錢 |
| 八年 | 二百四十七圓六十錢 | 三百〇五圓九十一錢 | 四百二十九圓九十七錢 |
| 九年 | 二百七十七圓三十一錢 | 三百五十一圓八十錢 | 五百十五圓九十六錢 |
| 十年 | 二百十圓五十九錢 | 四百四圓五十七錢 | 六百十九圓十五錢 |
| 十一年 | 三百四十七圓八十六錢 | 四百六十五圓二十六錢 | 七百四十二圓九十八錢 |
| 十二年 | 三百八十九圓六十錢 | 五百三十五圓〇五錢 | 八百九十一圓五十八錢 |
| 十三年 | 四百三十六圓三十五錢 | 六百十五圓三十一錢 | 千六十九圓九十錢 |
| 十四年 | 四百八十八圓七十一錢 | 七百〇七圓六十一錢 | 千二百八十三圓八十八錢 |
| 十五年 | 五百四十七圓三十六錢 | 八百十三圓七十五錢 | 千五百四十四圓六十六錢 |

て就に殖利と金貯

| | | | |
|------|--------------|--------------|----------------|
| 十六年 | 六百十三圓〇四錢 | 九百三十五圓八十一錢 | 千八百四十八圓七十九錢 |
| 十七年 | 六百八十六圓六十錢 | 千七十六圓十八錢 | 二千二百十八圓五十五錢 |
| 十八年 | 七百六十八圓九十九錢 | 千二百三十七圓六十一錢 | 二千六百六十二圓二十六錢 |
| 十九年 | 八百六十一圓二十七錢 | 千四百二十三圓二十五錢 | 三千百九十四圓七十一錢 |
| 二十年 | 九百六十四圓六十二錢 | 千六百三十六圓七十四錢 | 三千八百三十二圓六十五錢 |
| 二十一年 | 千〇八十圓三十七錢 | 千八百八十二圓二十五錢 | 四千六百圓三十八錢 |
| 二十二年 | 千二百十圓一錢 | 二千百六十四圓五十九錢 | 五千五百二十圓四十六錢 |
| 二十三年 | 千三百五十五圓二十一錢 | 二千四百八十九圓廿八錢 | 六千六百二十四圓五十五錢 |
| 二十四年 | 千五百十七圓八十四錢 | 二千八百六十二圓六十七錢 | 七千九百四十九圓四十六錢 |
| 二十五年 | 千六百九十九圓九十八錢 | 三千二百九十二圓七錢 | 九千五百三十九圓三十二錢 |
| 二十六年 | 千九百三圓九十八錢 | 三千七百八十五圓八十八錢 | 一萬一千四百四十七圓廿三錢 |
| 二十七年 | 二千三百三十二圓四十六錢 | 四千三百五十三圓七十六錢 | 一萬三千七百三十六圓六十六錢 |
| 二十八年 | 二千三百八十八圓三十六錢 | 五千六圓八十二錢 | 一萬六千四百六十三圓九十九錢 |
| 二十九年 | 二千六百七十四圓九十六錢 | 五千七百五十七圓八十四錢 | 一萬九千七百八十圓七十九錢 |

| | | | |
|-----|----------------|----------------|------------------|
| 三十年 | 二千九百九十五圓九十六錢 | 六千六百二十一圓五十二錢 | 二萬三千七百三十六圓九十五錢 |
| 三十一 | 三千三百五十五圓四十八錢 | 七千六百十四圓七十五錢 | 二萬八千四百八十四圓・十四錢 |
| 三十二 | 三千七百五十八圓十四錢 | 八千七百五十六圓九十六錢 | 三萬四千零八十一圓三十二錢 |
| 三十三 | 四千二百九圓十二錢 | 一萬七圓五十錢 | 四萬一千七圓四十五錢 |
| 三十四 | 四千七百十四圓二十一錢 | 一萬一千五百八十一圓〇八錢 | 四萬九千二百二十圓九十四錢 |
| 三十五 | 五千二百七十九圓九十二錢 | 一萬三千三百十八圓二十四錢 | 五萬九千〇六十五圓十三錢 |
| 三十六 | 五千九百十三圓五十一錢 | 一萬五千三百五十五圓九十八錢 | 七萬八千七百八十八圓十五錢 |
| 三十七 | 六千六百二十三圓十三錢 | 一萬七千六百三十三圓三十八錢 | 八萬五千五十三圓七十九錢 |
| 三十八 | 七千四百七十七圓九十一錢 | 二萬〇二百五十五圓三十九錢 | 十萬二千六十四圓五十五錢 |
| 三十九 | 八千三百〇八圓〇六錢 | 二萬三千二百六十三圓七十錢 | 十二萬三千四百四十七圓四十六錢 |
| 四十 | 九千三百〇五圓三錢 | 二萬六千七百八十七圓七十六錢 | 十四萬九千九百七十三圓九十二錢 |
| 四十一 | 一萬四百二十一圓六十三錢 | 三萬八千五百九十二圓 | 十七萬六千三百六十七圓九十三錢 |
| 四十二 | 一萬一千六百七十二圓三十三錢 | 三萬五千四百三十六圓八十一錢 | 二十一萬一千六百四十一圓 |
| 四十三 | 一萬三千〇七十二圓九十錢 | 四萬七百四十圓八十三錢 | 二十五萬三千九百六十九圓二十六錢 |

| | | | |
|------|----------------|----------------|------------------|
| 四十四年 | 一萬四千六百四十一圓六十五錢 | 四萬六千八百五十一圓九十五錢 | 三十萬四千七百六十三圓十二錢 |
| 四十五年 | 一萬六千三百九十八圓六十五錢 | 五萬三千八百七十九圓七十四錢 | 三十六萬五千七百五十五圓七十三錢 |
| 四十六年 | 一萬八千三百六十六圓四十九錢 | 六萬七千六百一十一圓七十錢 | 四十三萬八千八百五十八圓八十八錢 |
| 四十七年 | 二萬五百七十圓四十七錢 | 七萬一千二百五十五圓九十六錢 | 五十二萬六千六百三十圓六十六錢 |
| 四十八年 | 二萬三千三十八圓九十三錢 | 八萬九千九百四十四圓三十五錢 | 六十三萬九千九百五十六圓七十九錢 |
| 四十九年 | 二萬五千八百〇三圓六十錢 | 九萬四千二百三十六圓 | 七十五萬八千三百四十八圓十五錢 |
| 五十年 | 二萬八千九百圓十錢 | 十萬八千三百七十一圓四十錢 | 九十一萬〇十七圓七十八錢 |

以上の計算が如何に驚くべき計算であるにしても、どことも難の入れどころのない、正眞

正銘の計算である以上、唯口をあいて驚くより外はない。

これが僅か百圓の資金についてあるが、更に五百圓、千圓、二千圓、五千圓といふやうな場合になると、その計算は更に驚くべきものとなる。

また此利廻を三割とし、五割とし、八割としたらどうなるか。假に三割としても、百圓の

金は十年にして一千三百圓、二十年にして約二萬圓、三十年になると二十六萬圓といふ巨額になる。二百圓だと十年末に約二千六百圓、二十年末には約四萬圓、三十年末には約四十二萬圓になるではないか。

手近な郵便貯金活用法

▼金を減らさぬ機關

金銭利殖法からいふと郵便貯金などは極く初歩低級のものである。極端な言ひ草ではあるが『郵便貯金をしてゐると貧乏になる』などといふ人もある。

然しこれは一方のみから見た觀察で、大いに参考とすべきであるが、一概に賛成するわけにも行かない。極く小額な金を日に儉約して或る程度の金額まで貯蓄するには至極適當な機關であるといふ事は争ふ餘地がない。

昭和二年初夏、金融界の大恐慌に、諸々の銀行が全国的に亘つて取付け騒ぎをやり、遂に

その四十幾つかは行門を閉ざすの悲運をまねいたが、之れからといふものは、郵便貯金の膨脹は全く驚く許りである。即ち、郵便貯金は誰れにも出来て、先づ安心の出来る預け場所であると云ふ點にあることは間違ひないが、然し一言したいのは、今日一般人の思つて居るやうに、之の郵便貯金を以つて金を殖やす機關だと思ふ、その考へ方は間違である。金を減らさぬ目的には恰度好い機關であるが、殖やす目的には適當しない。詰り、一錢二錢、五錢十錢の端た金を手軽に貯蓄して、或る纏つた金にする爲には、大いに利用すべきであるが故に、之の點から言へば郵便貯金も亦吾が金銭活用法の重要な一つに入るのである。

▼氣永な利殖

て百十三圓十三錢だ。

政府も遂も先達つてまでは、郵便貯金の年利を四分八厘にしてゐたが、不景氣だと云ふので、少しも國庫の負擔を軽くしやうと云ふので三分に引下げて了つた。ところが、その結果と云ふものが、貯金局の台帖から、契約者が次第に消え、新加入者もめつきり減つたと云ふ

有様、之れではならぬと云ふので、又しても利を擧げやうかなどと騒いでゐるらしい、泥繩式の慌て振りをするなら、最初からやらねばよいではないか。

まあ、斯んな理屈は抜きとして、この郵便貯金に掛け方があるから、知つて置くがよい。と云ふのは、毎月十五日迄に預けた金額で、もし十六日以後に預けると、同じ三圓づゝ預

けても九十三圓五十九錢にしかならないのである。タツタ一日違ひで十九圓五十六錢の差が生れるのだから、驚くであらう。

若し、千圓と云ふ金額であるなら、百九十五圓、一萬圓なら千九百五十圓、十萬圓なら一萬九千五百圓の差が出来るのである。之れがたつた一日の差で生れるのである。

何故かと云ふに、郵便貯金では、毎月十五日迄の預入には、其月から、又十六日以後は翌月から、拂戻しの前月迄の利子を附ける様になつてゐるからである。

故に、郵便貯金をするなら、必ず十五日迄に預けることを忘れてはならないのである。

斯うして、氣苦勞して貯める金も、前述の通り、年利三分の低利、然かも、全てがお役所式の事務の扱ひ方だから、萬か一にも間違ひでもあつた時は、それが銀行だと、テキパキと

處理されるに反して、幾百萬人の台帖を整理してゐるお役所のことだから、實に手間がかつて、やり切れないことがある。

貯金局では「禱がけより心がけ」などと云ふ標語を掲げて盛んに貯金を奨励してゐるものの、僅かな利息計算では、氣永に待つてゐても金の増えるのは到底のことでない。

二十年、三十年もの將來を待つてゐる内には、物價も變動するだらう。すべての社會の情勢が變つて行くのである。三十年経つて、溜つた金が、案外、預けた時の金の値打位にしか通用しないと云ふことにでもなつたら、それこそみぢめなことになる。

思案と云へば、此の邊に思案のしどころがあるのではないかと考へる。

郵便年金の利用法

▼郵便年金とは斯んなもの

軍人さんやお役人さんには所謂、恩給法と云ふ大變結構な制度があつて、生活にも大いに助けとなる、羨やましいことだなど

と愚痴をこぼすには當らない。生存中、國家から支給される年金が恩給であれば、之れに對して、一般民間の人達が受ける恩給が、郵便年金制度と云ふ代物である。

即ち吾々が達者で生きてゐる間に、郵便局に一定の金額を一時又は年賦でお金を拂ひ込んで置くと、國家は定められた一定の金額を受領者の生きてゐる間は、永久に支拂ふのである。この制度のために、貯蓄のない老人や、女や、子供、或は寄るべのない人達は大いに救われることになる。

だからして、親類の少い人や、自分に萬一のことがあつて、妻子が路頭に迷わねばならなくなると云ふ心配のある人は、先づ損徳を少し許り離れてこの郵便年金の利用を考へて貰ひたいのである。

同時に、又便利なことには、簡易保険の場合と同様に、その掛金を擔保にして政府から資金を借り入れることも出来ると云ふことになつてゐるが、その方法は後廻しとして、先づ順序として、郵便年金契約に對する一般的常識から説いて行くことにする。

▼年金契約に關係のある人 年金契約を申込んで、掛金を拂込む人を年金契約者と云ひ、年

金を受け取る人を年金受取人と云ふ。

然かして、この郵便年金は、年金受取人が、現在生きてゐると言ふことを條件として支拂ふものである故に、受取人と途中で變更することは絶対に許されない。

▼郵便年金の種類その他

先づ即時終身年金と据置終身年金の二種に區別され、前者にあつては、加入した時から直ちに年金の支拂を受けることが出来るし後者にあつては、加入後受取人が一定の年齢に到した時、初めて年金の利子を支拂つて貰へるのである。

更に又、後者の据置終身年金は、年金の支拂ひを開始する受取人と年齢の差別によつて、次の如くに分れてゐることを知つて置かねばならない。即ち、

- (一) 五十歳支拂開始。
- (二) 五十五歳支拂開始。
- (三) 六十歳支拂開始。
- (四) 六十五歳支拂開始。

郵便年金の受取人として新加入の出来る年齢は、即時終身年金では四十歳以上八十歳以下、据置終身年金では十二歳以上六十歳以下である。

扱、然らば、一體郵便年金の全額はどの位に制定されてゐるのかと言ふに、最高限度は年額二千四百圓、即ち月二百圓、最低金額は掛金分割拂の契約では年額百二十四圓、掛金一時拂契約では年額十二圓と云ふことになつてゐる。

そこで、もう少し、郵便年金の眞の姿を紹介する必要があるが、郵便年金は元來が、受取人の生活を保證するための制定であるから、受取人の生きてゐる間、年金の支拂ひをすればいゝので、原則としては、郵便年金を支拂ふ以外に、何等の拂ひをする必要を認めないのであるが、我國の郵便年金制度にあつては、種々の事情のために、(イ)年金の受取人の死亡、(ロ)契約の解除、(ハ)契約變更の場合に拂込み掛金を返還すべき契約(現金留保)等の場合には掛金を返還することになつてゐる。

掛金の拂込みはどうかと云ふに、一時に拂ひ込む一時拂ひと年々に分割して拂込む分割拂ひとがあつて、分割拂ひの場合は、年一回掛け、二回掛け、又は四回掛等があるが月掛けと

云ふのはないから注意を要する。

然かも必ず郵便局に持参することが原則である。

而して、その支拂ひにあつては、恩給の支拂ひと同様に年四回であることを忘れてはならない。

同時に又、郵便年金は、簡易生命保険の場合と同様に(イ)種類の變更、(ロ)年金及び掛金額の變更、(ハ)契約者の變更等には契約者の契約移動變更を行わねばならぬことになつてゐる。

更に詳細に渡つての注意や心得は、最寄りの郵便局に於いて聞きたゞして貰ふことにして、愈々この郵便年金の掛金を擔保として政府から資金を借り入れる方法によつて略述することにする。

▼郵便年金の掛金を擔保として金を借りる法

この便利な制度を利用するには、次の如き條件を必要とする。

(一)貸付金額 貸付金額は契約解除の場合に還付すべき金額の範囲内である。」

(二)貸付けの種類 簡易保険又は郵便年金の両方の場合とも掛金に使用する爲めの振替貸付と現金貸付の二種類がある。

(三)振替貸付 振替貸付けは左の規則に依つて行はれる。

(イ)貸付金額 一年以内の保険掛金又は郵便年金の掛金に相當する額。

(ロ)貸付期間 二年以内。

(ハ)貸付利率 年四分八厘返済に際し拂込む事。

(四)現金貸付 現金貸付には左の如き規則がある。

(イ)貸付金額 五圓以上。

(ロ)貸付期間 一年以上三年以内。

但し、止むを得ざるの事情あれば此の期間は更に一年以内の期間で延期することが出来る。

(ハ)貸付利率年六分、辨済又は期間變更の時支拂ふこと。

銀行預金の活用法

▼金使ひの極下手

が定まる。

就中、これを急いでどうかしようとする人がある、金が懐中に入るとチツとしてゐられな
いと人がある。先づさういふ人は金使ひの極下手の第一人者といはねばならぬ。さうい
ふ人に限つて少しでも餘分の金が入ると、慌たしい氣持になり、大急ぎでそれを手放さう
としてゐる。何か買ひ度くなる、投資をするにしても、急ぐ結果は屹度面白くない。

何人でも物はこちから欲しいと思ふと高い代價を拂はねばならなくなる。金を懐中にし
てちつと持つてゐると案外割安な物が手に入る、何時かさういふ機會が来る、それが此方か
ら求めて行くと必ず割高になる、家財道具一つ買ふんでも、例へば火鉢を欲しいと思つて探

し廻ると高い物を背負ひ込む結果になる。それを堪えて半年もぢつとしてゐると安い出物が飛び込んで来たり、ふとした機会に丁度格恰の物が見つかりたりする。價も従つて安くなる。急いで求めれば、五十圓出さねばならぬ物、否それより上等の品を四十圓位で手に入れるやうな事がある。すると五十圓の前で五圓を利し、一方には五十圓に對する半年分の銀行利子なり郵便貯金利子なりがついてゐる、又時間をつぶさずに済む。

▼銀行預金の福德

さういふ意味からいふと、銀行預金や郵便貯金を利用する事が非常によい、餘計な金が入つた時に、それで何をしようなどといふ事を考えずに先づ銀行なら銀行に預けて了ふのである。半年位の定期預金にするもよい。そして徐にこれが使ひ道を考えることである。株を買ふにしても、家を買ふにしても、又高い利子で人に貸すにしても、急いでやつた事には必ず好い結果が伴はない。

金を持つと其金がある中は氣になつてならぬ。何かに使ひ度くて困るといふ人がある。さういふ人の如きは、先づ思ひ切つて半年なり一年なりの定期預金に打込んで了ふ事である。その半年なり一年なりの間、これを何に使ふべきかを考えることである。金を持つと、ソワ

くして落着かぬ人がある。またその金のある間は働かぬといふ悪癖の人もある。さういふ人は是非この定期預金をすべきである。

金銭活用道修養の一として、吾等はいふ事に郵便局や銀行を利用したい。

▼貯蓄機關としての銀行

前節に於て郵便貯金は金を殖やす機關ではない、減らさぬ爲に利用すべきだといふたが、銀行預金も亦その程度を出でぬものと思

はねばならぬ。

銀行には普通銀行と貯蓄銀行とある。貯蓄銀行は幾何零細な金でも取扱ふが、普通銀行は五圓以下の預金を受付けない。ところで貯蓄機關として利用するには是非この貯蓄銀行でなければならぬが、これは政府に於ても特別嚴重な監督規定の下に扱つてゐるもので、預つた金の一割は政府に供託せしめるといふ事になつてゐる。

利子は郵便貯金より幾分よく、年利で三分一厘二毛、日歩で七厘つくし、引出しにも便利である。

それから此利子は、先づ安いところ程、銀行が確實だと云つても差支ない位のもので、利

子が高いからというて、怪しげな銀行に預金する事は危険である。一體貯蓄銀行は政府の監督が特別である、重役が皆無限責任になつてゐるのであるから、先づ危険がないと云つて差支ないのであるが、要は之れを以て金を殖やさう、利子を多くとらうなどと思ふと、それが間違の種となるので、さういふ觀念があると、怪しい者に引かゝる事になる。

先づ銀行貯金と郵便貯金と同一方針で利用すべきであるが、併し何んと云うても郵便貯金を無上の貯蓄機關と心得、銀行利用の事などは念頭におかぬやうでは、まだ／＼金持になるべき運命の人のお仲間入りが出来ないと承知せねばならぬ。

▼金銭活用と小口當座預金

金を安全に且つ自由に持つてゐようとするには、どうしても銀行の當座預金を利用せねばならぬ。これは金利などいふ事を天から眼中におかず、家におけば盜賊火災の虞あり、それに日々の出金を現金でしたんでは煩雜に堪えないといふ所から保管と出入の便を計る目的で、今日の商人は云ふ迄もなく、少しく金高の多くを取扱ふ人は悉くやつてゐる銀行利用の第一法である。

即ち現金が手に入れば、入つたゞけ直ちに自分の取引銀行へ預け入れて了ふ。これを引出

す時には小切手を用ひる。他から受取つた小切手なども、その小切手が自分の取引銀行と違つた銀行の拂のものでも、わざ／＼其銀行へ取りに行つて現金を受取つて来て、自分の取引銀行に入れる必要がない。小切手の儘入れておけば、銀行では之れを現金と見做し自分の預金の中に入れておいてくれる（一方の銀行から一方の銀行へ其小切手を提示して受取つてくれる。之が即ち交換だ）その他商業約手などを使用するにしても、いろ／＼の便宜がある。即ち金銭取引の安全と圓滑敏活を期する爲には、是非これに依らねばならぬのである。

▼當座預金と利子

小口當座預金利用の目的は以上の如くで、利子などはてんで眼中におかぬのであるが、茲に序に銀行業なるものゝ實際を語る旁々少し説く。

小口當座預金は預つた其日から利子をつけて引出しの前日まで付く、日歩六厘とか八厘とかいふ馬鹿に安いものだが、出入の頻繁な金には、それでも馬鹿にならぬ。

抑々銀行は利鞘をとつて營業とするもので、一銭の日歩で預つた金を二銭の日歩で貸付け、年五分の定期預金を八分にも九分にも廻す。日歩八厘の當座預金を日歩一銭五厘の割引資金に使ふといふ風である。それに預る方の金た對しては、日歩一銭と云うても、百圓を一

日預つて一錢の利子を出すには出すのだが、九十九圓預けたらどうかといふに、百圓が一錢かけてもその場合は無利子である。反対に貸付ける方になると百十圓貸して、十圓だけの利息はとる。

▼信託預金の事

これは或る金を銀行に頼んで殖して貰ふ方法で、その頼んだ金を運用して銀行が儲ければ、その儲けた金を銀行のみが占領せず、頼んだ人即ち預金者にも幾分づゝ配當してやるといふ方法である。二ケ年間ならば四分とか、三ケ年間ならば四分五厘とかいふやうに利率を、預金する年限に依つて豫め定めておいて、その定めた利子だけはどの途拂ふことにして若しそれ以上儲かつたら儲かつただけ利息を殖やして支拂つてくれるといふ仕方である。

銀行預金としては最も進歩したやり方である。けれども之れまた眞の金銭活用の意味から云ふと、餘り長い間金を縛らしておく事になると、自分で有利な投資がしたいと思ふ時に融通が利かない缺點がある。

然し金を取扱ふといふ方面では銀行は友人である。一般人は素人である。少々の金なら大

して違ひはないが、少しまとまつた金なら運用の仕方のちがひで一厘でも少なければそれ丈利殖に狂ひを生じる。一萬圓の一厘は十圓であり、十萬圓なら百圓も狂つてくる。一厘といへども馬鹿にならない。だから素人が下手をやるよりも友人の銀行に任かせておいて堅實な方法で利殖して貰へば、手数がかゝらないで、頭を痛めないで儲かる。そこに信託預金の特徴があり、重寶がられる所以である。

銀行の良否鑑別法

世の中は持ちつ持たれつといふ言葉がある。今日の經濟組織は要するに持ちつ持たれつである。お互ひが信用し合つて融通し合つてゐる間は圓滑に行くが、一朝破端をきたすと織つた糸がほぐれて行く様に、みんな散りくバラバラになつて、所謂恐慌が起る。

經濟組織が今日の様に未だ發達成育してゐなかつた時分は、まだ持ちつ持たれつの範圍が廣くなかつたために、たとへ破端が起きて今日の様子に深刻なものとはならなかつた。それ

程信用制度が發達してゐなかつたからであるが、今日の様に經濟組織が複雑となり、各機能の及ぼす處が廣範圍になつてくると、一つの破端の影響が深刻で大規模になつてくる。一銀行の破端がそれ丈の問題でなくて、全日本の經濟を動かす様なことになる。

さうした時代であるから、銀行に金を預けてあるからと、ノホ、ンで済ましてゐられない。たとへ三井、三菱の銀行であらうと取付けに會ふ時代だ。政府が經營してゐるのと同様な臺灣銀行ですら、大穴をあけた。華族様がお得意様で有名だつたし、絶大の信用を持つた十五銀行ですら破端した事實がある。先般の名古屋地方で起つた銀行恐慌は大變な騒ぎであつた。不景氣になつてくると銀行が潰れるのはお茶の子サイ／＼である。米國などではモラトリアムを行つた州が澤山ある。

さういふ譯で銀行へ預けておくのは危険だといふので、郵便貯金へ乗り換へた人も多いが最近では利子が下つて、郵便貯金も大分減つた。然し乍ら銀行は決して危険でない。金融組織の活動が圓滑に行つてゐれば、銀行は潰れない筈だ。

最近では數度の銀行恐慌にこりて政府の監督がやかましいから、銀行も、そんなに放漫な

經營は出来ない。又銀行が決算期に發表する考課状も一定の形式に依つて、發表しなければならぬ様になつて、世間の人達が銀行の營業狀態を監視することも容易になつてきた。政府も嚴重に監督し、世間の人も理解を以て銀行の營業を鑑識する様になれば、インチキな銀行もなくなるし、世間の誤解によつて潰れなくてもよい銀行が潰れる様な弊害も少くなる。實際の話が經營の悪い銀行の取付けが起つたからと云つて、盲目減法經營の良い悪いを問はずドシ／＼取付けに行つたならば、どんなに良い銀行だとして多額の現金が常に備へ付けてあるわけのものでないから、潰れて了ふのは當然である。

要するに世の中は持ちつ持たれつである。世間の人も良く銀行の狀態を監視するし、良いと思へば信用して守り立てゝやる様にし、そんな無茶な取付けをするやうな自殺行為をしなれば、銀行は潰れるものでない。然らば良い營業狀態の銀行はどうすれば分るか、又如何に監視すればよいか。

先づ一番簡單で確實な見方は、その銀行の歴史と經營者の人格手腕である。長い歴史が堅實であつたならば、その經營者に多大の變更を來さない限り、大體は信用ある銀行である。

然し何んといつても銀行の營業状態が悪くなるのも、良くなるのもその會社の重役の人格と手腕如何に在る。どんなに大きな資本金を以てやつてゐる銀行でも、その重役の人格がゼロで手腕がなかつたならば、先年の臺灣銀行や、朝鮮銀行の様にボロを出して了ふ。又重役の人格の點はさておいて、重役が時の經濟界の變動に際して無能であつたならば、これも銀行の内容を悪化せしめる原因となる。昭和五年秋に起つた中京地方の金融恐慌で參つて了つた銀行の如きは、全く重役の無能が原因だつた。同じ中京地方に在つても恐慌の波からまぬかれた銀行は、經濟界の不況に因つて金融の梗塞することあるを早くから察知し、不動産その他迅速に資金化し得ない擔保物を處分するやら、不良貸出を整理するやらで、着々内容の改善を計つたからであつたが、これを怠つたものは不動産擔保流れが處分出来なかつたり不良貸出が多かつたりして潰れて了つたわけである。

經營者の人格と經營能力を見たら、次はその銀行の營業を數字に鑑識しなければならぬ。数字的に見る簡単な方法は銀行が毎期發表する決算報告書を解剖することであるが、これを見るに二通りある。一は銀行の報告書の表面に表はれた輪廓を見て其善惡を鑑別する方

法で、他は深く内容に立ち入つて、實質の上から善惡を識別する方法である。換言すれば、前者は甲銀行と乙銀行とを比較するに當り、資本金の大小とか、積立金の多寡とか、又は設立年月の新舊と云つたやうな外形輪廓に依つて善惡を鑑別する方法で、これは何人と雖も見易く、且つ容易に理解し得る方法である。

後者は深く内容に立ち入り、分析解剖して、實質上から善惡を鑑別する方で、この方は頗るむづかしい。

そこで極端な説を唱ふる人は、決算報告書の上に現はれた數字の上から、銀行の善惡を鑑別判断することは絶對に出来ないものであると云つて居るが、自分の見るところでは、鑑定家が書畫骨董を見て其年代を知り、又漁夫が多年の實經驗に依つて天氣の如何を豫知するやうに、老練にして經驗ある實業家は、決算報告を一見したゞだけで、その會社銀行の善惡を推定し得る事と思ふ。然らば其法如何。

▼決算報告書の説明

先づ決算報告書に現はれた數字を如何に見るか。
その數字も亦、銀行の性質に依つて自ら内容が遠ふから一概には云

へない。即ち銀行には普通の商業銀行もあれば、爲替關係の多い正金銀行の如きもあり、又長期の貸出をなし、債券を發行する農工銀行や勸業銀行の如きもある。

其銀行の種類如何に依つて、自ら營業振も異なり、内容も從つて千差萬別であるが、大體に於て以下述ぶる如き點に注意すれば、其銀行の善悪を知る上に於て概念が得られると思ふ。就ては先づ諸君をして了解に便ならしむる爲に、茲に假に甲銀行なるものがありとし、その假定の貸借對照表並に損益計算事を左に掲げて説明することにしよう。

尙、この貸借對照表は、毎半期毎に新聞その他で發表するものであるから、その實際に就いて、常に注意を怠らず、以下に説明する方針に從つて種々の銀行に就て比較研究するなれば随分興味もあることと思ふ。

▲資産部

- 一 貸附金並當座預金貸越 六、〇〇〇千圓
- 一 割引手形 參七、〇〇〇
- 一 外國手形 壹、〇〇〇

資産之部に於て貸附金とは讀んで字の如く銀行からの貸出金で、當座預金貸越とは當座預金以上で貸越したる貸出金である。割引手形とは約束手形を割引せるもの、外國手形とは外國關係

| | |
|------------------|--------|
| 一 預 け 金 | 五〇〇 |
| 一 繰 換 金 | 貳〇 |
| 一 國債大藏省證券及其他有價證券 | 參、〇〇〇 |
| 一 内外他店へ貸 | 壹、〇〇〇 |
| 一 未拂込株金 | 六、〇〇〇 |
| 一 營業用地所及什器 | 六〇〇 |
| 一 地 所 建 物 | 參〇〇 |
| 一 外國貨幣 | 五 |
| 一 金 銀 在 高 | 四、〇〇〇 |
| 總 計 | 五九、四二五 |
| ▲負債之部 | |
| 一 株 金 | 壹〇、〇〇〇 |
| 一 諸 積 立 金 | 四、〇〇〇 |

の手形にして、預け金とは銀行より他銀行への預け金繰換金とは次期計算に屬すべきもの、假拂金にして、國債、大藏證券及其他有價證券とは其銀行にて所有する公債、政府の短期證券及び株券類である。内外他店へ貸とは内外銀行に對する貸金、未拂金とは未だ株主に向ひ拂込を命ぜられざる株金、營業用地所建物及什器とは銀行所有の地所及び建物並に銀行にて使用しつゝある椅子卓子其他の用器である。地所及び建物とは銀行の所有に屬する地所及び建物の不動産、外國貨幣とは讀んで字の如く外國の金銀貨にして、金銀有高とは銀行の金庫中に横はる現金である。

殖利全安 用活銀金

| | |
|-------------------------|---------------|
| 一 諸 預 り 金 | 四〇、〇〇〇 |
| 一 當 期 預 金 | 貳〇、〇〇〇 |
| 一 定 座 預 金 | 壹〇、〇〇〇 |
| 一 別 途 預 金 其 他 | 壹〇、〇〇〇 |
| 一 借 入 金 | 二、九六五 |
| 一 內 地 他 店 借 入 金 | 八九七 |
| 一 未 拂 配 當 金 | 一、二三一 |
| 一 當 期 純 益 金 及 前 期 繰 越 金 | 參〇貳 |
| 總 計 | 五九、四二五 |
| ○ 損 益 勘 定 | |
| 一 金 參 拾 萬 貳 千 圓 | 純 益 金 |
| 內 | |
| 金 參 萬 圓 | 積 立 金 |
| 金 貳 萬 圓 | 役 員 賞 與 金 |
| 金 貳 拾 萬 圓 | 配 當 金 (年 壹 割) |
| 一 金 五 萬 貳 千 圓 | 後 期 繰 越 金 |
| 右 之 通 り に 候 也 | |

負債の部に於て、株金とは即ち銀行の資本金にして、諸積立金とは法律に依つて當然積立てざるべからざる法定積立金其他の積立金、定期預金とは期限を定めて預る預金、當座預金とは預け主の望み次第にて何時にても小切手を振出して引出し得る預金、別途預金とは特別の約數に基く預金を言ふ、借入金とは銀行が流動資金として、他より借入れたる金にして、内地他店より借とは爲替の關係等に依り、一時内外銀行より借となりたるもの未拂配當金とは株主より未請求の配當金を指し當期純益金とは即ち當期の純粹の利益金にして、前期繰越金とは前期より今期に繰越せる利益金である。

て就に殖利と金貯

▼資金の分解

決算報告に現はれた數字の上から、銀行の善悪を鑑識判断する第一法としては先づ資産の分解をせねばならぬ。

銀行の詳細なる資産状態は、普通新聞紙上の廣告に掲載せらるゝ貸借対照表を見たのみでは分らない。銀行の考課状に附いて居る財産目録を見なければならぬ。最も銀行に依つては詳細な財産目録を附せないものもある。さういふ場合には、銀行の當事者に問合はすより外に途がない。

そこで銀行の財産目録を見て、例へば貸出しなら商業手形が幾何あるか、無擔保貸付が幾何あるか、又他の銀行への預金が何程か、國債證券、地方債券、社債券、株券はいくらあるかを比較研究すれば、自ら其銀行の善悪を卜することが出来る。

蓋し貸出から云へば、無擔保貸出しは擔保付貸出しの安全なるに加はず、又有價證券に就ては安全の點から云へば、國債、地方債、社債券、株券といふ順序になるが、収益の點から云へば、株券、社債券、地方債、國債といふ順位になる。

従つて収益が少くも安全を旨として、國債、地方債、社債券等を比較的多く所有する銀行

は、株券のみを比較的多額に所有する銀行に比して、其基礎が鞏固であると稱し得るのである。但し一概に株券と云つても、其中には安全確實なものもある事云ふ迄もない。銀行の資金が十分に働いてゐない場合には、その銀行の利益は少い。利益が少いといふことは銀行が金を貸して、その利子が入つてこないといふことである。即ち貸出が固定してゐるからである。従つて決算報告に表われた利益金と、その銀行の拂込資本金とを比較し、又は他の同様銀行の収益振とを比較して、その銀行の利益が馬鹿に少ないといふ場合には、その貸出に不良が多いと見なければならぬ。その時は警戒しなければならぬ。

▼資産の評価法

次は所有財産の評価振り如何を見ることである。即ちその所有に係る不動産を時價に比して如何なる割合に評價しつゝあるかを見ることである。

例へば或る株を二百圓の時買つておき、それが今二百五十圓になつてゐるとする、そこで今期の決算報告を作る場合に、これを二百五十圓と見積つて財産目録に書込んで別々に不法でないやうだが、確實なやり口と評すことは出来ない。蓋し時價の如きは高低常なく、今日

二百五十圓臺にあるものも、明日二百圓臺を下ることを期し難いものである。故に時價よりも安値に買ったものとするれば、時價よりもかなり内輪に見積りて計算しておく方が堅實なやり方と云へる。

従つて銀行の所有にかゝる有價證券の評価額が時價に比して差が大ならば大なる程、即ち安價に見積つてあればある程、其銀行の基礎は鞏固であると云ひ得る。

又所有の土地建物の如き不動産も、如何に評價されてあるかを調べる必要がある。これは亦其の評価額が時價に比して安價であればある程、その銀行のやり口は手堅いといふことが出来るのである。

▼活動資産と固定資産の割合

銀行は不動産などに資産を固定しては悪いといふ者があるが自分の考では假し固定するものであつても、相當の利廻りあり、且つ確實の價格を有つて居るものならば、或る程度逸即ち資本金若くは積立金の幾割りと云ふ限度迄は差支はあるまいと思ふ。蓋し預金と違つて直に返還せなければならぬものでないからである。但し預金を多額に有する場合には、一朝請求せらるれば拂戻さなければ

ならぬから、何れかと言へば、固定せぬものに投資するのが便利である。

故に銀行の善悪を鑑別するには、其固定資産と流動資産の割合を調べるのも一つの方法である。余が此に云ふ固定資産とは直に回収の出来ない長期の貸付等を含めたのである。流動資産とは現金、又は國債、社債券、日本銀行見返品の如き比較的容易に現金に換はり得るものを云ふ。即ち流動資産と固定資産と對照して、前者の後者に比して比較的多額なる銀行は、普通銀行として、安全であると言ひ得るであらう。

▼預金に對する平素の準備金

銀行は何日何時取付に會うやも知れぬ。其れでなくとも何日大口の預金引出しの請求が来るやも測られぬ。茲に於てか銀行は平素から相當の準備金を用意して、直に預金を支拂ひ得るやうにして置かねばならぬ。而して準備金としては現金、他行への預け金及び確實なる有價證券等である。現金及び他行へ預け金には論がないが、有價證券に至つては假し其利廻りが少なくなるとも、成るべく安全な公債、地方債等比較的容易に現金に交換し得るものを所有した方が確實である。従つて預金に對する平素からの準備金の多寡、並に其準備金となるべきもの、性質如何に依つて、其銀

行の基礎の強弱を卜し得るのである。

▼預金と貸出の割合

貸出の中には、商業手形、有價證券擔保貸付、其他の擔保貸付、無擔保貸付と云ふやうに種々の貸付がある。其各種貸付が預金に對して、如何なる割合になつて居るかと言ふことである。

貸出中の商業手形は期日短く回収せらるべき性質の物で、且つ現金に換はり易い性質のものである。又有價證券擔保貸付は假し期日となつて回収せられないとするも、有價證券は比較的容易に現金に換はるべきものであるから安全である。従つて商業手形なり、有價證券擔保貸付高が、假し預金高に比して比較的多額であつても危険でないが、之れに反し固定すべき性質の擔保貸付の高が、比較的多数であれば、其銀行の營業方針は安全なる方法とは稱し得ないであらう。蓋し一朝取付に遭遇せば、直に其要求に應し得ないからである。

▼資本金と積立金の割合

積立金が拂込濟資本金に比し多ければ多いほど、其銀行は確實であると言ひ得る。積立金が多ければ無利子の金を運用して得る利益が多くなる勘定だからである。但し積立金の多寡は銀行設立年月の新舊にも依ることであ

るから、公平に斷ずるには積立金と銀行積立年月と對照して見る必要がある。例へば茲に同額資本の銀行で七十萬圓の積立金を有するA銀行と、五十萬圓の積立金あるB銀行ありとし前者は二十年前に、後者は十年前に設立せられたりとせば、B銀行の方が營業成績が良いのである。

尙ほ銀行中には積立金を、其銀行の株に直して増資の目的を達したるものあり、例へば從來資本金二百萬圓の銀行であつたのが、二百萬圓の積立金あるを幸として資本金額を四百萬圓に増資し、直に二百萬圓の積立金を以て株に繰入れたと云ふ場合がある。さう云ふ場合には銀行の考課状の上には自然積立金なる數字が現はれて居ない譯であるが、假し現はれて居なくとも其銀行は確實でないとは申されぬのである。故に斯る特種の事實のない限りは、積立金の資本金に對する割合の多寡を以て、其銀行の善惡を斷ずることが出來よう。

▼配當金と積立金の割合

銀行の利益が如何に處分されつゝあるかを見るのが必要である。株主配當金は銀行の利益金が外部に分配せらるゝ形式で、積立金は内部に保留せらるゝ形式である。財界には盛衰浮沈があり、今期に利益が多くても來期に

は利益が減少せないと限らぬ。然るに今期の營業成績が良好にして、利益金が多いと言つて、來期の如何を顧みず、直に其利益金の大部分を擧げて株主に分配するが如き遣り口は、手堅い遣り方とは稱されぬのである。其反對に將來に具備せんが爲に、成るべく積立金を多くして株主配當を或る限度に止め置く銀行こそ安全確實であると言ひ得るのである。

殊に銀行は工業會社と異なり、配當金の多額なるよりは堅實に重きを置くべき性質のものであるから、尙更配當金よりは寧ろ却つて積立金を増加する工夫が肝要である。加之銀行の積立金は工業會社の其れと違つて、直に運轉せられて、銀行の利益を増加するものであるから、積立金が多ければ多い程、銀行の利益を増加することが出來る。工業會社の積立金は利用されたと云つても、銀行の如く活用せられつゝありやは疑問である。従て配當金と積立金の割合を見れば其銀行の良否を卜することが出來る。

▼貸出金の内容

以上述べたるが如き數字上に就て研究すれば、縱令其れが表面上の判斷であつたにしても、其内容は果して堅實であるや否やを推定し得るであらうと思ふ。若し夫れ更に深く蘊奥を究めんとするには銀行の貸出の性質に就て、一層嚴密なる調

查研究を要するのである。如何に數字上には遺憾のない貸出になつて居ても、回収が困難であるとか更らに甚だしきに至つては差當り回収し得られない貸出が多少にても數字上に存在するならば、其銀行は堅實でないといふことになる。

擔保付貸出金でも擔保品の選定を誤りたるもの又は無擔保貸出しに至つては、動もすれば回収が出来ず、全然銀行の損失となる危険がないとは云へぬ。

株式殖利に就ても

是丈は心得おくべし

株といふと直ぐ投機を思ひ起す。當り外れの相場だと思ふが、それは見當違だ。尤も投機とある、あるにはあるが、全然投機的でないやり方もある事を知らねばならぬ。即ち株に投資して殖利を計るので、土地や家屋に投資すると餘り相違がない程、安全確實な殖利法があるのである。

吾々が此本で研究する主題は、金をどうして殖やすかの問題である。郵便貯金や銀行預金は金をためる、金を使はぬ、金をへらさぬ目的には適ふが、金を殖やす、金を活かす、金を働かす法にはならないとは前章の研究で明かになつた。然らば働かして殖やす途如何となる時吾人は第一に此株をあげねばならぬのである。

安全利殖法と株

▼投機的賣買と投資的賣買

前にも云うた如く、株式の賣買と云へば、直ちに相場と思ふのは間違である。株式の賣買には、投機的と投資的との二つがある。

投機的賣買といふのは、單に上るだらう、下るだらうといふ豫想で、買ふ約束をしたり、賣る約束をしたりするのである。それも賣る、買ふと云うて會社の株式の現物を、その時の時價金額を拂つて買ふのではない。仲買店に向つて賣買の約束をするだけの事で、僅かの證據金を收めただけでやるのである。自分の懷中に千圓なら千圓の遊金があつて、其千圓に値するだけの實株を買ふなれば投資であつて、投機でない。その買ったところの株が自分の物だから、間が悪くて三割株價が下落したところが、高が三百圓の損である。それも賣らずに持つてゐれば、また騰つて來る事もあり、年二期の會社の配當は、株の所有者即ち株主たる

其人に來る。

ところで金千圓の資力しかない人でも、前述の如く壹萬圓に値するものを賣買約束が出来る所から、保證金だけの資力で手を出す事になる、幸にして二割順調に動けば僅か千圓の資本が參千圓になつて返るのであるから、こんな面白い事はないが、これが逆に行つたらどうか、資金だけでは足りなくなつて、此方から持出さねばならなくなる。持出するものがないれば何處かへ引込むより外はなくなるのである。

一般に株の賣買と云ふと、此方をのみ考へてゐるから、怖ろしいもの、寄付くべからざるものといふ風に思つてゐるのである。これが所詮の間違である。

▼極小資本の株式投資法

株の投資的賣買は決して騰落の豫想からするのではない、利廻りから見て買ふのである。會社の株主となつて、その會社が生み出すところの富の分配にあづかるのである。即ち金を働かして金を生ませる資本家となるのである。

世人は株主といふと直ぐ金持と思ふ。金持でなければ株は持つてぬものと思つてゐる。これ

が抑々間違だ。成る程、大金がなければ澤山の株を持つわけには行かぬ。けれども一株でもそれが自分の所有であれば、その所有者は株主である。或る會社の株が、もと五十圓の拂込みのものが、その會社の營業状態が順調で積立金が澤山出来て、配當もよいと、ドン／＼その株は鰻上りに上つて、二百圓にもなることがある。二百圓は大金と云へば大金だが、兎に角二百圓投すれば、その會社の株主様となり得るのである。然しそんな高い株ばかりが株ではない。十圓で買へる株もある。十五圓のものもある。そして、安いから必ず悪いとは云はれない。相當の配當が現在あり、且つ將來株價が上がる見込のあるもので、現在は安値を呼んでるものも随分ある。

新聞を見ると、何の株も安くて三十圓、高いのは三百圓も四百圓もするから、十圓廿圓の金では買はれさうに思はれない、だが新聞に出てゐるのは、取引市場に出て定期で賣買されてゐる株のみで、仲買店や現物賣買店に就いて聞けば、それ以外に澤山の株が賣買されてゐる。一株十圓のもあれば、二十圓のもあり、より取り隨意である。

▼利廻りの換算 素人が株の賣買をやるには、實物の賣買が一番よろしい様だ。

實株賣買は、現金でその價格だけのものを買ひとるのだから、個人から、ある個人が譲り受けても、それでよい譯けであるが、多くは仲買店の手を経るのが一番便利である。求も仲買店も當世流行のインチキ取引員などがウヨ／＼してゐるのにつかり引き懸らうものなら金儲けをする筈だつたのが、骨までしやぶられて了ふ様なことになるから、餘程の注意が必要である。

先づ、この方面に明るい人でもあれば、その人に紹介して貰ふなど一番確かな方法である。

仲買店の手を経ることがよろしいと云ふワケは、第一自分の好きな株を選択することが出来るし、名義書換へなどに際しても、頗る簡単な手數で済ますことが出来るからである。

斯様にして仲買店を利用して賣買するのであるが、一體株の利廻りはどの位あるものかと云ふことを知つておかねばならない。

利廻りの換算は通常週末になると新聞の相場欄に出るから、それを見れば判るが、換算法として次の式を覚えて置くがよい。

(拂込額面×配當率)÷時價=利廻

具體的に説明するならば、假りにAと云ふ會社の株が五十圓拂込んで配當一割二分、時價が七十圓とあれば、この利廻りは、右の式を應用して、

$$(50 \times 0.12) \div 70 = 8 \text{分} 5 \text{厘} 7 \text{毛} 強$$

になる。この利廻りの良いか悪いかは半期毎に發表される決算報告で判るから、新聞や、その方面の専門雜誌等に注意して居ればよい。

斯う説明して來ると、素人は、利廻りのよいものさへ買つて置けば安心だ、そんなことから至極く株の賣買も容易いものぢやなどと早合點をするだらうが、仲々もつて、そんなにうまく問屋は卸さない。

利廻りが低くても將來有望な確實な株がある。

配當率が高くとも利廻りの低いのである。

東株の如きは、五十圓拂込んで配當一割五分、時價百八十七圓と云ふ値の時、これか、利廻りを換算すると、

$$(50 \times 0.15) + 187 \text{圓} = 4 \text{分} 強$$

驚く勿れ、四分強と云ふ郵便貯金に毛の生えた位の利廻りである。

が然し、東株がいけないと云ふのではない。

資本金二十萬圓で出來た東京株式取引所は數回の増資が行われてゐる。その度毎に株主は一株毎に割當を惠まれてゐるワケである。

▼最小資本の利廻

そこで話を更に實行方面に移して、現物を買つて、その配當を受け様と試みる場合、假に今茲に十二圓五十錢拂込みの何會社の株を、時價十

五圓で一株買つたとする。而して其株が一分の配當があるとすると次の如き計算となる。

$$(12.50 \text{圓} \times 0.1) + 15.00 \text{圓} = 0.083 \text{強}$$

即ち一年の利廻りが八分三厘強にあたる。(因に、いふ迄もないが株式の配當は常に拂込金額に對して何割何分と稱するのであるから、時價に對して何割何分に當るかは、斯の如く計算して見ねばならぬ。)

銀行に貯金すると五分か六分の利にしか廻らぬが、今この株を買つておくと八分三厘に廻

る。即ち二三分の利益を得るといふわけである。

かくの如く現物は利廻りを見て買つて、自分で持つてゐるのであるから、例へ買つた後でその株の時價が下らうと、敢て驚くには當らない。唯、十五圓で買つたものが十三圓になつたとすれば、利廻りからみて、十五圓で買つたから八分三厘にしか當らぬが、十三圓で買へば九分六厘に當つた、即ち利廻りに於て損だつたといふだけである。

然るに前述の定期であると、利廻りは第二として、上り下りの差で儲けようといふのであるから、十五圓で買ふ約束をしたものが、十三圓に下れば、見すく二圓損するといふことになる。ここが現物と定期との最も違ふ點である。

▼金百圓の資本活用法

そこで今茲に百圓の遊金があるとす。それを郵便貯金、銀行預金にしておいたのでは、年三分から乃至は五分の殖利しか出来ない、

これを二割三割に運轉活用する爲に株を始めたかどうかといふ場合である。

假りに、十二圓五十錢拂込配當一分二分、時價十八圓といふ株を探がし出したとする。胸躍らして、その利廻りを前述の式によつて算出して見よ。

$$(12.50 \times 0.12) + 18 \div 100 = 8 \text{ 分 } 3 \text{ 厘 } 強$$

利廻りが八分三厘強である。これを先づ五株買ふことにすると、九十圓の支出で、殘金十圓である。

次に之の五株を擔保にして銀行から金を借り入れることを考へる。銀行では時價の七掛か八掛は貸して呉れるものと相場は決まつてゐるから、先づ八掛にして七十二圓也を貸して呉れたとする。

ところで、之の七十二圓に、先き程の殘金十圓を加へて、八十二圓の金で、今度は十八圓の株を買ふのである。

すると之れが四株買へて、又十圓残る。

更に之の四株を銀行に入れて擔保とし、時價七十二圓の八掛の五十七圓六十錢を借りるのである。

そして、前の殊り十圓を加へて、又同じ十八圓の株を三株買ふ。と十三圓六十錢の殘金が出来る。

この三株を又ゾロ銀行に入れ、同じ理屈で、四十三圓二十錢を借り、十三圓六十錢を加へると五十六圓八十錢になる、そこで又十八圓の株を買ふと、之れが三株買へて、二圓八拾錢残る。

扱て、爰で一段の切りをつけ、一通りの計算をして見るならば、
持株 十五株、時價一株、十八圓としてこの代金二百七十圓也。

借金 銀行から最初七十二圓、二回目五十七圓六十錢、三回目四十三圓二十錢、合計金百七十二圓八十錢也。

剩餘金 二圓八十錢。

この株が十二圓五十錢で一割二分の配當とし銀行から借りた金の利子を日歩二錢とすると
 $12.50 \times 0.12 \times 15 = 22.50$

こんな収益計算が出来る。即ち配當金二十二圓五十錢 銀行へ拂ふ利子は、日歩二錢であるから、年利に直すと、

$$(0.02 + 100) \times 365 = 0.073$$

七分三厘となる。そこで、

$$172.80 \times 0.073 = 12.6144$$

即ち銀行へ拂ふ利子は十二圓六十一錢四厘四毛、差引計算をやつて見ると、配當金の二十圓五十錢から利息十二圓六十一錢四厘四毛といふことになるから、九圓八十八錢五厘六毛と云ふ數字が現われて来る。

詰り百圓と云ふ元金に對して、九圓八十八錢五厘六毛の配當が得られ、郵便貯金どころの騒ぎでない。

更に、右の計算は、最長の期間を目一ぱいに計算したのであるから、之れが、十一月と
か十月とかの計算だと、モット利率は上る譯けである。

配當は年二回、その最短期八ヶ月、即ち一期は、配當期一ヶ月前に實行するとして、銀行へ支拂ふ可き利子が八圓二十九錢四厘四毛で済む勘定になるから二十二圓五十錢から差引くと十四圓二十錢六毛と云ふ高率な利廻りになる。

こうなると、元金百圓に對して、利廻はなんと一割三分弱と云ふから、決して少利廻りで

はない。
 然かもである。百圓の金で十五株の株を買つてゐるのだから、假りに、運よくも、この株が一圓の値上りがあつたとしたら十五圓、二圓の値上りなら三十圓の利益が得られるから、それこそ堪えられまい、然し良い方許りを考へてはいけまい、假りに二圓下つたとしたらどうだ。少々之れは痛い、然し、株と云ふものは變動すること、猫の眼以上である。シート待つて、元の値に復して來るのを待つより外に術はない。又それでうまく行くことが多い。タツタ百圓の元金でさへこの通りだから、千圓ならこの十倍、一萬圓ならこの百倍と言ふことになる。一萬圓が、一割三分に廻るとすると、一千三百圓の金が、ポロリと轉げ込むことになる。

株式鑑別と會社の善悪判断法

株式投資による利殖法を讀んでゐると、どうしても金が儲からねばなら

▼株式選擇のコツ

ない様になる。

金が溜まらないのが嘘の様である。然し、之れは全ての條件が順調に運ばれた場合のことであつて、自からそこに定石があり、更に之の定石を生かすところに頭腦の働きがあると云ふことなる。

株で儲けた人は随分世の中に多い、然し反對に、株で損をした人、浮び上れなくなつた人も決して少なくない。それ程、愉快な金儲け法であつて又危険な利殖の道なのである。

辨まへる可き事項は細大洩さず身につけてゐないと、少しのスキに穴をあけられて了ふ。そんな意味合ひから、株式に手を出す人のために、いさゝか定石の注意事項を述べることにしやう。

要するに株式の選擇は、その會社の實質如何を研究することである。會社そのものがインチキの臭味があつたりしたり、或ひはその重役連に變んな噂のある様な會社の株ぢやあ全くお話にならない。

そこで、株式研究の第一として、會社の經營の衝に當る、重役の手腕、常々の行動、人格

等について研究することである。

新聞紙上を賑わす、重役の背任行爲、何百萬圓かの株券を偽造した常務取締役が出来たりする世の中だから、油断はならぬワケである。

第二の注意としては、経営者の持株である。

経営者は取締役としての條件から最初から持株があるのだから、この持株の増減を常に注意してゐなければならぬ。

之等の経営者達の持株がドシ／＼増えて行く様なれば、その会社の實績は上つてゐるのだから、有望なる会社と判断してよい。

それと反對に、取締役などの人々が自分の持株を、ドシ／＼賣り叩いてゐるなどと云ふのは頗るあやしい。何故かと云ふに、自分達が切り盛りしてゐる会社だから、その内情や前途如何は勿論明らかに判つてゐる筈である。その立場にある人々が、自分の会社の株をドン／＼賣り始めるのだから、何にか前途に横はる不安がなければならぬ。之の様な会社の株をウツカリ買わされたらそれこそみぢめである。

殊に素人は、新設会社のインチキに時々引きかゝることがある。それは、悪い奴になると会社を創立して、権利株一俗に空株と云ふを自分の所有にして置いて、一面会社の事業が隆盛である様に見せかけ、株の値を吊り上げておいて、いゝ加減のところ、ひそかに持株を賣り叩いて、その権利金を持つてドロンをきめ込んで了ふのがある。

第三番目は、純益率と配當率が異なる場合である。純益は挑込みの割にしか當つてゐないのに、配當が一割二分などと云ふべらばうな会社がある。

考課状 即ち半期毎の決算報告を見ると判ることであるが、之れは純益の不足したのを、前期繰越金で補ふか、借入金又は借入金の中から支出してゐるので、例へ、前期繰越金が、如何に多いと云へ、そこに何等かの不眞面目さがなければならぬと、斯様に見る可きである。こんな会社の株は將來絶対に騰貴するワケはない。

第四に、資本金と積立金を調べる必要がある。

資本金が大きいと云つて、その会社の信用を絶對的のものと認めることは出来ない。むしろ会社の財政状態を左右するものは、積立金の大小によるのである。だから、資本金よりも積

立金の大きい會社を狙ふのがよいことになる。

積立金の大きい會社の株は動きがないから、なまなかの不景氣風に打たれ様とも貧乏ゆるぎもしない。株の値も大して下落しないと云ふことになる。

第五は、財産目録の研究である。

會社が積立金を設けると、それだけは營業財産から現金で分割し、別に積み立てられてあるやうに考へられるが、それは單に帳簿の上でのことで、それ丈の金は全資産中に含まれてゐるのである。

故に、積立金ばかりが徒らに大きくても、財産目録の評價が、いゝ加減なものであつては何にもならない。例をとるならば、土地や建物が、時價以上に見積られてゐることがあるから、こんな調子では餘程調査しないとイケない。

それならば、この様なことはどうして見分けするか、

即ち「償却積立」と云ふ科目を注意するのである。

詰り、機械であるとか、建物であるとかの償却が、完全に行われてゐるか否やの點を注

視することである。

最後の六番目の注意としては、未拂込金である。

成績のよい會社は、未拂込株金を徴收する時は、必ず増資を含むものである。反對に成績不良なる會社は、未拂込みを徴收して、更に株の値が下落して行くと云ふ不合理な現象を示すのである。

以上で株の選擇についての注意は述べ盡してゐるが、單に之の定石による選擇許りに頼る以上に、所謂多少の智慧考慮が要することは勿論である。

新設會社の鑑識と株主心得

財界が好況になると新設會社が雨後の筍の如く起る。それにこんなときは土地がひどく騰貴するからで、地方人など迄が、土地は高くて買へない、先づ新設會社の株を持つに限るなどといふ調子になる。そこで、斯様な際に「新設會社の善悪を見分ける法はなきや」の質

問が出ないとも限らない。そこで、そうした問に對する答へとして、丹羽商學士が嘗つて書かれたものを參考として、その大要を次に述べることにしよう。

▼先づ一思案せよ

新設會社の株主たることは餘程考へた上でないといふと失敗する。殊に新會社の權利株の如きは前にも述べた如く絶對に買ふべからずである。

一體新會社は初めから甘く行くべき筈のものでない。どんな好景氣で出來た會社でも、その株が取引市場に出て、定期に出るやうになると、漸く拂込金額にも當らぬやうな價になる。

會社がうまく行つて、この取引相場が拂込金額の上に至ることさへ却々容易なものではないのである。

▼新設會社の株主

新設會社が株式を公募する時の勢は先づえらいものである。

目論見書から設計書、收支豫算書などが、立派な印刷物となつて配布される。新聞の廣告は好いことづくめの文字で滿されてゐる。會社が始まりさへすれば、直ぐ五割も六割もの配當があるやうに見える。申込證據金だけ收めておけば、それが權利となつ

て、その權利だけが五圓にも十圓にも賣れさうに思はれる。慾の淺くない連中が釣込まるゝは寧ろ當然だと思はるゝ程萬事に抜け目なく出來てゐる。

實際また創立發起人側にも、さう信じてゐる。(全然ヤマカンのもあるが)そこで先を争うて應募する。けれども前にも云ふ如く、當てことゝ何んとかは向ふから外れる筈で、さう目論見通り豫想通りには行くものでない。やつと會社が出來て、これからいよいよ配當が来る番かと思ふ頃から、株價が下り出す。又それが當然だ。

そこで新株主がアツト思ひ、驚き騒ぐが、それはいかん。一旦應募して株主となつた以上そんな度胸のないことではいかん。將來を見越してかゝつた以上待つてゐねばならぬ。

相場が下落したからと云うて拂込を拒むなどは間違つた量見である。又法律上の手續に違つたところがあるなど、云うて會社を訴へるやうな事をよく見るが、如何にも尻の穴が小さ過ぎる。一旦應募した以上、ジツと忖えて、會社の將來を祈る覺悟が肝要である。

▼會社創立商賣

一體株式會社を創立すると云ふことは、近世の最も進歩した商賣の一つである。創立は樂だが、創立後の事業を豫想通りにして、立派に好配當を續

けて行くやうになる迄が骨折である。

株式會社の出来ることは、國家の産業の上から結構である。今後は益々盛んになるべきもので、種々の商工業は勿論、宿屋だらうが料理屋だらうが、乃至芝居だらうが、皆株式組織になる時運に向いてゐる。掃除會社、葬式會社、何んでもよろしい。

唯、吾人は之に伴ふ弊害を除去する事に力めねばならぬ。近時最も憎むべきは、全く誠意を缺く所の所謂『會社やサン』と云はるゝ會社創立業者の徒で、彼等はいろくの手段を以て新會社を設立し、自分は權利株をとつて重役顔をし、會社の株價をあげるやうに、外見を繕ふ事に力め、好い加減の潮時を見計つて持株を賣叩いて私腹を肥す事をする。

眞に儲かると思つて初め、誠心誠意、事業に熱心して、それでも成績の上らないことあるは、これは何んとも致し方がない。けれども最初からうまく行かぬと思つてゐながら計畫して多くの株主の懐中から金を絞り出させることをやるに至つては言語道斷である。

又それ程惡辣ではなくとも、會社が出来て、金の融通がつく事になると、氣がゆるんで馬鹿な費ひ込みをする新重役もある。株主たるもの餘程用心せねばならぬ。

然し、一面には斯うした輩が續出し、尙且つうまい汁を吸つて赤い舌を出してゐるのは、社會の人達に見る眼がないからだとも言へる。確りした鑑識眼を持つてゐれば、決して彼等に乘ぜられるものではない。

要は發起人の人物による事で、且つ最初からうまい事があるものと考へぬ事である。

十二圓五十錢拂ひ込んだばかりで、それで初めから三割も四割もの配當があるものなら天下泰平、憎まれ乍ら高利貸などをする者がなくなるであらう。

▼幽霊資本金の拂込高

新會社に就いて最も注意すべきは、資本金總額、即ち百萬圓なら百萬圓の會社として、どれだけ正金が實際株主に依つて拂込まれるものかといふ點である。初めは百萬圓として、その四分の一即ち二十五萬圓の拂込だ、だがその二十五萬圓が果して實際に株主の手から正金として騰出さるゝものか如何。

先づ大概の會社は、舊事業の買収とか、新發明、新發見乃至新獲得の權利の如きものを資本の一部と見て、それを貨幣額に見積り、株の拂込金額に該當させるものである。ところで茲で最も大切なのは、それ等のものを發起人側に於て餘り高く見積つてはゐぬかと云ふこと

である。よくつまらぬ特許権や、古い営業権などを高く見積つてゐる会社がある。一萬圓の價値しかないものを五萬圓に見積つて、それを株に代へる、その五萬圓で四千株は消える事になる。そして其間には發起人の報酬やいろ／＼の創立機密費が出るといふ風で、實際株主が出した現金も減り、餘り價格のないものゝみが会社の主な資本として残るやうな結果になる。

かくて二十五萬圓の拂込であつても、事實は十萬か十五萬の値打しかない、また従つてそれだけの仕事しか出来ないやうな会社が出来上つて了ふ。従つて、その会社の事業がうまく行つて、資本金に對する収益が順潮に行き、假に一割の利廻りに運轉し得たとすると、それは十萬圓に對する一割であるから、二十五萬圓の資本金にこれを割當する時は四分にしか當らぬといふやうな事になる。

故に或る資本金額を定め、これを株主が拂込む際に、現金以外のものとする場合には餘程注意せねばならぬ。

又モツトひどいになると、發起人の一部の者が、株の拂込金を出さずに、その代りに自

分振出しの手形でも成る程裁判所の登がは濟まし得る。けれどもそれでは会社は始から借金を背負つて立つにやうなものだ。うまく行く筈がない。

債券と利殖に就て

是丈は心得おくべし

公債社債

▼割のよい利殖法

株式は相場の變動が多い。銀行や郵便貯金は確實だが利子が安い。相場が變動しなくて比較的利子の多いものは何かと云へば債券である。銀行や郵便貯金で甘んじてゐるものを利殖道の幼稚程度とすれば、債券投資は小學生程度になるし、株式は小學校を卒業して一本立の男がやる利殖法と云へよう。従つて債券の投資なら十中の八九は間違ひない。これ程安全で而も割の良い利殖法はないと云つてよからう。

▼債券の種類 債券には公債と社債との二種ある。公債といふのは政府や地方の各自治團體

が發行した公共的の債券を云ひ、社債は銀行會社が發行する私營業的の債券である。従つて公債中の國家即政府が發行した債券を國債と云ひ、地方の自治團體が發行したものを地方債と云ふ。國債は日本銀行から發行されるから、第何號四分利公債といふ名目で爲されるが、地方債は東京市電氣事業公債とか京都市水道公債とか、その土地の名が付いてゐるし、縣で發行するものなら愛知縣公債何號といふことになる。

次に社債の中でも勸業債券や興業債券の如く政府の特別保護によつて發行するものを特殊社債券と云ひ、一般民間銀行會社の發行するものを普通社債券と云ふ。普通社債券には日本郵船社債、三越社債、鐘紡社債、東京瓦斯社債等いろいろある。

▼債券の利子

國債は國家が發行してゐるのであるから、國家が滅亡しない限り反古にはならない。郵便貯金と同じく絶対信用のあるものだけに、利子は最も安い。四分利公債と五分利公債の二種しかない。地方債は以前一般利子が高かつた頃は六分、六分五厘、七分といふのがあつたが、最近では利子がづつと安くなつたから、五分利、四分利が普通である。

勸業債券は三分六厘、四分利、四分五厘、五分、等種々あり、一般社債は一流會社で五分乃至六分、二流で六分五厘乃至七分位である。

▼債券の利廻り

債券の相場は小さい乍らも變動しておるから、額面と時價と利率を比較して、利廻りがいくらに付くかを計算しなければならぬ。それには額面と時價の差を償還年限で割つて、それに利子を加へて、時價で割ればよい。
例へば五分利公債の時價が八十七圓の償還年限が三十二年の場合

$$\left\{ \frac{\text{利子}}{5\text{圓}} + \frac{100\text{圓(額面)} - 87\text{圓(時價)}}{32\text{(償還年限)}} \right\} + 87 = 0.62$$

答六分二厘

つまり時價が額面より安い場合は前掲の計算方法によつて、その差額を利子と見て、それを年率に直してみての計算が即ち利廻りと云ふわけである。

斯くの如く債券投資は郵便貯金、銀行預金よりも有利であつて、利子が確定してゐるから株式の如く景氣不景氣によつて配當が減じたり利廻りが狂つたりすることはない。相場は多

少高下するが假へ額面より下つても又は買入値段より下つても償還期限まで氣長に持ちつければ額面通りの金は貰へるのである。又相場の上下を見てゐて高値の時賣放つて利喰すれば尙有利である。

國債利用の利殖法

▼國債の相場

最近國債が取引所の清算取引に上場される様になつて、頗にその相場が變動する様になつた。これを利用して株と同じく證據金だけで國債を買ひ、高値を狙つて賣るといふ投機が行はれるが、これは多少危険性を伴ふ利殖である。そんなことまでせずとも國債を買つて持つてゐる丈で有利な利殖法なのである。

債券の相場變動はすべて金利の動きによつてきまる。金利の高い時に安くなり、安いときに高くなるのであるが、特に國債には金利の相場が直に影響する。なぜかと云ふと一般の金利が高くなつて、銀行の預金利子が上ると、銀行では高い利子を拂つた借金即ち預金を以

て安い利子の國債などに投資してゐられなくなる。従つて手持ちの國債社債類を賣拂つて、他の有利な株などに投資する様になるから、國債の賣物が多くなつて安くなるのであるが、これと反對に金利が下るときには、銀行は危険な株などに大切な預金を投資しておけないから、こんどは確實な國債類に投資する様になつて、國債の相場が上るわけである。

國債の相場は金利關係以外に國債に對する政府の方針、新國債の發行の關係が強く働く、殊に今日の如く老大な國庫豫算と滿洲事件その他による新公債の發行が増加する時に於て、この關係を特に注意しなければならぬのである。

現在の國債及鐵道債券の相場下表の如し。

| 第一回四分利 | 第二回四分利 | 甲別五分利 | 恩賜五分利 | 五分利 | 鐵道債券 | 同號 |
|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 發行高 | 一七六・二〇〇 | 九六・九九〇 | 四七六・三三八 | 三〇〇・四〇七 | 三〇〇・〇〇〇 | 四〇〇・〇〇〇 |
| 未償還高 | 一七二・八八〇 | 九六・九九〇 | 四七六・三〇〇 | 一四一・二二二 | 三〇〇・〇〇〇 | 四〇〇・〇〇〇 |
| 額面 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 時價 | 八二・三〇 | 八二・三〇 | 九三・七〇 | 九三・三〇 | 九三・八〇 | 九三・〇〇 |
| 利率 | 〇・四〇 | 〇・四〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 | 〇・五〇 |
| 償還方法 | 隨意償還 | 隨意償還 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 | 上 |

▼國債の償還期 國債に限らず、一般にどんな債券でも償還期が非常に大切である。發行價格

や買入價格が額面以下で償還が、額面でされる場合には償還期の短い程買手には利益だ。

▼償還方法 償還方法は、先づ現金が原則であるが、國家が新しい形式の下に借換をする場合もある。さういふ時は現金償還と新公債への乗換と、いづれが好いか、その選擇を債權所有者にまかすが普通である。

又現金償還にも、買入償還と云ふて、政府がその時の相場で除々に買入れる場合もあるし、抽籤償還と云ふて、抽籤の上、それに當つたものに對し額面の金額だけかへす場合もある。

これは政府の都合で臨機に行ふものであるから、その時その金融事情で公債相場への影響の仕方も違ふ。

▼國債の額面金高 公債に相場の相違が生ずるとは、一寸考えると分らぬ事だが、素人の氣のつかぬところで之が起る。大概公債證券には最低五十圓券から百圓券千圓券、五千圓券、一萬圓券等がある。

その中、五十圓、百圓は小券と云ひ、五百圓、千圓を大券、五千圓、一萬圓を大口券と云ふ。

なへる。普通國債の中値は五百圓、千圓が標準で、小券や大口券は相場が百圓につき十錢とか二十錢とか違ふ場合がある。

例へば四分利公債の如きは、その用途が保證金とか、濟生會の寄附金とかで、小額のものに需要が多い場合がある。すると其當時には小券の方が大券より割高になつてくる。けれども取引所で出來た賣買の受渡しは、普通特約のない大券であるから、一般には、大券の方が小券より流通が多く、従つて小券の方が相場が幾分か安い。

▼記名公債と無記名公債

普通市場で賣買されるのは、無記名の公債證書であるが、その持主は如時でも、大藏省の國債局で、國債登録簿へ登録して貰ふことが出来る。

而して其登録の仕方には二つの方法がある。

- (一) 甲種登録 これは登録したのみで、證書も何も發行しないものである。
- (二) 乙種登録 これは登録した上で債権者即ち國債所有者の希望により、記名の證券を附してゐる。證券面から利札面に記名といふ朱印が押される。

之等登録國債は賣買質入等には不便である。一般に株屋でも仲々易く買つてくれない。勿論登録したものを無記名の證券にする事も出來ない事はないが、手続きが非常に面倒で、忙しい仲買店などが、そんな事に暇をつふしては居られぬといふ事になる。

併し紛失、盗難、火災等いふ場合には非常に安全だから、長く子孫に傳へるつもりなら、登録しておいて差支ない。

▼國債の賣買

國債の賣買に於ては裸値段と云つて、利子をふくまない正味の値段で取引の立値を定め、これに利拂期から取引當日までを日割で利子を加算して取引することを行はれてゐる。例へば五分利公債の利子四期拂（三月、六月、九月、十二月）のもを三月十日に買入れたとすれば、利子支拂後十日間を経過してゐるから、年五分は日歩にして、一錢三厘七毛だから十日で十三錢七厘の利子を加算して、それ丈高く買つてやればよい。それと反對に賣り拂ふときには裸値段にその経過利子を加へたもの丈高く買つてもらへるわけです。

▼外債への投資

公債には外國に於て募集された日本の國債がある。外國の資本を我國に輸

入して有利に使はうと云ふので、英、米、佛等の金融市場に於て發行したもので、證書も外國文字で書かれてゐるから、一寸扱ひにくいが内國債よりもつと條件が有利である。外債には左の種類がある。

| 名稱 | 發行高 | 未償還高 | 發行年月 | 償還年月 |
|----------|--------------------------|---------|--------|-------|
| 第一回四分利英債 | 九七、六三〇 <small>千圓</small> | 九一、三三七 | 明治三二、六 | 二八、一二 |
| 五分利英債 | 一三四、五四九 | 一二二、六七二 | 同 | 四〇、三 |
| 四分利佛債 | 一七四、一五〇 | 一六九、三二〇 | 同 | 四三、五 |
| 第三回四分利英債 | 一〇七、三九三 | 一〇五、四二九 | 同 | 四三、五 |
| 六分半利米債 | 三〇〇、九〇〇 | 二六九、四四七 | 大正一三、三 | 二九、二 |
| 六分半英債 | 一四四、〇七五 | 二四一、〇三六 | 同 | 一三、三 |
| 五分半英債 | 一二二、〇三七 | 一二二、〇三七 | 昭和五、八 | 四〇、五 |
| 五分半米債 | 一四二、四二六 | 一四二、四二六 | 同 | 同 |

外債は發行地に於て支拂はれるのが原則になつてゐるので、元利金は外貨で支拂はれる。

今日の様に我國の國債の爲替相場が安い時には、外貨で支拂を受けることは非常に有利であるが、これから外債を買ふ場合には、我國の國債がもつと下落するといふ見込が立たぬ限り買へぬわけである。唯四分利佛債國債だけは日本銀行で元利を支拂ふことになつており、爲替の換算率も佛貨二百五十八フランを百圓と定めてある。

▼國債と所得稅

銀行の預金利子には千分の五十の所得稅と千分の二十の資本利子稅がかけるが、國債には所得稅がかゝらないのである。かゝるのは千分の二十の資本利子稅だけである。社債の利子にも千分の五十の所得稅と千分の二十の資本利子稅がかゝるし、地方債の利子には千分の四十の所得稅と千分の二十の資本利子稅がかゝる。この五厘乃至二厘足らずの稅金でも大きいもので、假りに四分利の國債でも五厘の利子がかゝれば三分七、八厘にしか廻らぬことになるが、これが免除されてゐる丈に國債への投資は益々有利であらう。

▼公債利用一萬圓貯金法

大體月收百圓の俸給取として、始めその二割即ち二十圓づつを、毎月郵便貯金に預け入れる。すると一年の末には元金二百四十圓

て就に殖利と券債

| 年別 | 預入種別 | 預入元金 | 郵便貯金利子 |
|----|------|---------|--------|
| 一 | 入 | 20.000 | .080 |
| | 預同 | 20.000 | .160 |
| | 月同 | 20.000 | .240 |
| | 二同 | 20.000 | .320 |
| | 三同 | 20.000 | .400 |
| | 四同 | 20.000 | .480 |
| | 五同 | 20.000 | .560 |
| | 六同 | 20.000 | .640 |
| | 七同 | 20.000 | .720 |
| | 八同 | 20.000 | .800 |
| | 九同 | 20.000 | .880 |
| | 十同 | 20.000 | .880 |
| 年 | 計入金 | 240.000 | 5.280 |
| 二 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 10.000 | .20 |
| | 子合 | 320.740 | |
| | 利合 | 274.500 | 2.210 |
| 年 | 當元 | 46.240 | |
| 三 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 25.000 | .500 |
| | 子合 | 319.230 | |
| | 利合 | 274.500 | 2.140 |
| 年 | 當元 | 46.240 | |
| 四 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 40.000 | .800 |
| | 子合 | 332.950 | |
| | 利合 | 274.500 | 2.800 |
| 年 | 當元 | 58.450 | |
| 五 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 55.000 | 1.100 |
| | 子合 | 362.630 | |
| | 利合 | 274.500 | 4.220 |
| 年 | 當元 | 88.130 | |
| 六 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 70.000 | 1.400 |
| | 子合 | 469.030 | |
| | 利合 | 366.000 | 2.060 |
| 年 | 當元 | 43.030 | |
| 七 | 入 | 240.000 | 5.280 |
| | 預入 | 90.000 | 1.800 |
| | 子合 | 382.170 | |
| | 利合 | 366.000 | |
| 年 | 當元 | 366.000 | |

八年以下之に準じ廿年四ヶ月に至る。

即ち二十ヶ年と四ヶ月で一萬圓貯蓄の目的を達し得るので、而も収入は漸次増加すべきものである。

預金及利子累進表

殖利全安 用活錢金

と利子四分八厘として五圓廿八錢、合計二百四十五圓二十八錢となる。此時該預金中から最も確實有利な五分利附公債を時價で買入れる。(従來の相場は百圓につき九十圓内外であるから、九十一圓五十錢と假定せば間違なし)

然る時は、下の表に示す如く、額面二百圓の公債を手に入れた外に、尙郵便貯金に六十二圓二十八錢を残す勘定となる。

二年目には殘金及之に對する利子二圓九十八錢。當年預入分元利金二百四十五圓廿八錢、更に前年購入の公債利子十圓を郵便貯金して、之に又平均五ヶ月の利子を附せらるゝとせば合計金三百二十圓七十四錢となる。そこで前年の如く又公債(額面三百圓)を買入れる。

爾後、毎年同様の方法を繰返して行けば二十ヶ年目には、額面金額九千四百圓の公債の外に郵便貯金に八圓三十五錢残存する事になる。

更に又例月の如く四ヶ月間廿圓宛預入し、公債利子金四百七十圓の預入を待つて、國庫證券五分利付公債額面六百圓を買入れると、恰度一萬圓の公債の外に、尙金九圓三十錢を所存することになる。

地方債と各種社債

▼國債に次ぐ確實性
投資物である。

地方債は府縣、市町村等の地方自治團體が發行するもので、國家を背景として立つてゐるものが保證してゐるのだから、これ又安全確實な利率は五分乃至七分で、利廻りは一流もので六分二厘位から七分五厘位までである。長く持つてゐて、單に利子を取るには國債よりも割のよい事、勿論であるが、利用の範圍が狭いし、融通の利かぬ點は不利益である。今、取引市場に於ける主なる地方債の現状をあぐれば左の如し。

| 種 類 | 發行額 | 發行年月 | 償還年月 | 發行價格 | 利率 |
|-----------|--------------------------|--------|----------|------|----|
| 東京市第二回電氣債 | 10,000 <small>千圓</small> | 大正 五・三 | 昭和 一・一・二 | 九三・五 | 五〇 |
| 同 上下水道公債 | 10,000 | 大正 六・六 | 昭和 一・二・六 | 九二・五 | 〇五 |

| | | | | | |
|--------------|--------|----------|----------|-------|----|
| 同 水道整理公債 | 一七、四〇〇 | 大正 三・一〇 | 昭和 二・四・三 | 九四・〇 | 五〇 |
| 同 第三回電氣事業債 | 一五、〇〇〇 | 大正 一・五・四 | 昭和 三・一・四 | 九二・〇 | 〇〇 |
| 同 第三回電氣事業債 | 四、五〇〇 | 大正 三・三 | 昭和 三・一・四 | 九七・五 | 五〇 |
| 同 復興事業短期債 | 一〇、五〇〇 | 昭和 五・六 | 昭和 一〇・六 | 一〇〇・〇 | 〇〇 |
| 同 第三回は號電氣事業債 | 一五、〇〇〇 | 昭和 五・四 | 昭和 一・二・四 | 一〇〇・〇 | 〇〇 |
| 同 復興事業債 | 一五、六〇〇 | 大正 二・二・二 | 昭和 三・六・二 | 九六・五 | 五〇 |
| 同 復 興 事 業 債 | 一八、五〇〇 | 大正 六・九 | 昭和 一・一・二 | 九二・五 | 五〇 |
| 同 大阪市第三回公債 | 一〇、九〇〇 | 大正 一・五・三 | 昭和 二・四・三 | 九一・八 | 〇〇 |
| 同 第一回電氣鐵道債 | 一七、〇〇〇 | 明治 四・四・七 | 昭和 二・五・二 | 九七・〇 | 五〇 |
| 同 第四回電氣鐵道債 | 一〇、〇〇〇 | 大正 八・九 | 昭和 二・四・三 | 九二・五 | 〇〇 |
| 同 第七回水道公債 | 一三、一五〇 | 大正 三・一・〇 | 昭和 二・三・三 | 九五・〇 | 五〇 |
| 同 第一回電氣事業債 | 七〇、二〇〇 | 大正 二・二・一 | 昭和 二・〇・一 | 九三・五 | 〇〇 |
| 同 第七回都市計畫短期債 | 一三、六七三 | 大正 二・二・一 | 昭和 九・三 | 九六・三 | 〇〇 |

| | | | | | |
|---------------|-------|---------|--------|-------|---|
| 名古屋市電氣事業整理債 | 一六、四六 | 大正 二・二一 | 昭和二三・三 | 九四、〇 | 五 |
| 神戸市都市計畫事業債 | 二〇、六五 | 大正一五・三 | 昭和二四・三 | 九三、六 | 六 |
| 同 電 氣 事 業 債 | 二〇、四六 | 大正 六・八 | 昭和一九・三 | 一〇〇、〇 | 六 |
| 同 第二回電氣事業債 | 一〇、二四 | 大正 二・三 | 昭和二四・三 | 九〇、五 | 六 |
| 金澤市電氣瓦斯事業整理公債 | 一〇、九五 | 大正 三・一一 | 昭和二四・三 | 一〇〇、〇 | 六 |

海外にて發行せるもの預金引受のものは除く

▼地方債と償還

地方債にも定時償還と抽籤償還とあつて、抽籤償還の場合は當籤者は額面で返つてくるから買入價格と額面との差を利益することが出来る。又發行者の都合によつて、償還満期前に繰上げ償還をやることもある。この場合にはその債券所有者全體が利益を受けることになるのであるが、償還する方でも金利の狀勢を見て、高い利子で發行してゐる公債は返へしてしまひ、次に安い利子で又募集するとそれ丈儲るわけである。

▼公債に次ぐ社債

地方債の外に社債がある。これは一般株式會社が、資本金額まで募集することの出来る債務で、日本勸業銀行(十倍)日本興業銀行、北海道殖銀行、農工銀行、南滿洲鐵道會社、東洋殖殖會社の如きは特殊の法律で、資本金の十倍乃至五倍までの債券を發行することが出来る。これ等はそれ〴〵勸業債券、興業債券、拓殖債券、農工債券、滿鐵社債、東拓社債と稱し、安全確實なことは政府の發行する公債に次ぐべきものである。利率は五分から七分見當、六分二三厘乃至七分四厘位の利廻りである。滿鐵や東拓株式はその時の景氣不景氣によつて配當がちがふから、それ丈株價も高下するが、社債の方は法律によつて保護されてゐて、利子も償還も確實だから、たとへその會社の株は下つても社債の方の値は決して崩れないのである。

▼籤が楽しみの勸業債券

債券と云へば、千圓の當り籤といふ事をすぐ念頭に浮べるが、それがそも〴〵の間違である。何萬人の中に一人それが當るのであるから、當にするだけ野暮と云はねばならぬ。それに此債券の利子はと云へば實に僅か三分六厘であつて、郵便貯金に毛が生へた程度で、利殖法としては到底ダメと云はねばならぬが

利廻り採算に重きをおいて合理的に買入れ、第二次的に三千圓の抽籤を楽しみにすれば頗る有利である。

▼勸業債券の買ひ方

割増金付勸業債券は明治三十一年十一月發行の第四回券以降八十四種類程ある。十圓、二十圓の勸業債券と、五圓と十圓の復興債券に大別されるが、勸業債券の利子は三分六厘、四分、四分五厘、五分の四種、復興債券は全部四分の利子がつく。

勸業債券は新らしく發行される時は額面通りであるが、初回の抽籤が終ると、額面以下に相場が下るのを常とする。この下つた相場のを市内の債券店で買入れて行けば、元金に對する利廻りはづつとよくなつて五分以上六分六七厘は廻ることになる。又この債券は次の抽籤期が近づけば必ず値が上るもの（但し額面が小さいから、僅か五、六十錢の高下に過ぎぬが）故、安い處を買つておいて、高い時に賣放せば僅か乍ら利殖は出来る。この値上りは抽籤期が近づけば上ることは間違ひないことなのだから、確實な利殖であるし、金額は少さいと云つても、これが百枚二百枚とまれば相當大きい金額の利殖は出来る筈である。一

枚五十錢の利益が上つたとしても、百枚で五十圓儲るわけだ。

その他月によつて相場が可なりちがふし、一般金利の高下によつても變動する。新しい勸業債券が發行されると、一般が籤をあてにして、新しい方へ出向くので在來の債券は閑却されて安くなる。さうした變動を狙つて安く買ひ、時期を見て賣れば、確實で而も籤を樂しみ乍ら利喰ひ出来るから、こんな有利な殖法はない筈である。それに額面が十圓二十圓といふのだから、相場の高下によつて假りに損した處で、株の相場ですつたのとちがひ、大した損はない。そんな安い損料で萬が一でも五千圓を夢見ることが出来るのが勸業債券の値打なのである。

▼勸業債券と籤

最近勸業債券の割増金を利用した商賣が多く現われる様になつた。即ち勸業債券の豫約販賣と頼母子講式の賣買の會である。僅か十圓の金で五千圓を夢見られるといふ人情の弱點を狙つてゐるのが勸業債券だから、これを利用して又その弱點につけ入る商賣が出来るのも無理はない。

豫約販賣といふのは翌月抽籤になつてゐる債券を、その前月中に小額の手附金で買入れる

契約をし、抽籤が幸ひ當れば殘金を拂つて債券を貰つて五千圓の當籤者となれるし、當らねば手附金に殘金を加へて債券を引取つてもよいし、引取らねば手附金を債券屋に渡してしまへばよいのである。悪く云へば一種の賭博であるが、手付金は十圓券で一枚七十錢、二枚一圓五枚二圓二十五錢といふ程度で、競馬よりも安上りの勝負が出来る。たとへ五千圓は當らなくとも百圓の割増金、或は五圓の割増金位があたりれば元はとれる勘定なのである。もう一つの頼母子講式の會といふのは、勸業債券の組合せものを多數の會員が十圓宛出し合つて買ふのである。番號による組合せと毎月籤が樂しめる組合せと兩方あるが、理屈はどちらでも同じで、こゝに十名の會員が共通に十枚の勸業債券を各自十圓宛出し合つて買ふ。それを債券屋が會員を集めてやつてゐるが、個人間友人間でやつて理屈は同じである。その十枚の中どれでも一枚が當籤すれば、その割増金を會員である十人に分配する。つまり會員は十圓出して債券一枚買った上にその番號だけの當籤權でなく、他の九枚分の當籤權を分割共有するわけである。又毎月の抽籤を樂しめる組合せ物なら左の如きものを會員間で共有として買ひ、どの月のものでも一枚當籤すれば十人に分配するといふ方法で三千圓なら十人で三百圓宛

入ることとなり、悪くない勘定なのである。又この方が僅かの金で當籤率も十倍丈多くなるといふわけだ。

五千圓もの

| | | |
|------|----|-----|
| 八十九回 | 一月 | 七月 |
| 八十七回 | 二月 | 八月 |
| 七十一回 | 三月 | 九月 |
| 八十六回 | 四月 | 十月 |
| 九十二回 | 五月 | 十一月 |
| 八十二回 | 六月 | 十二月 |

但し七十一回券は二千圓もの

二千圓もの

| | | |
|------|----|-----|
| 八十回 | 一月 | 七月 |
| 六十七回 | 二月 | 八月 |
| 六十九回 | 三月 | 九月 |
| 三十七回 | 四月 | 十月 |
| 六十八回 | 五月 | 十一月 |
| 六十六回 | 六月 | 十二月 |

八十回は三千圓もの、三十五回は千圓もの

据置利

五分利もの

| | | |
|------|----|----|
| 三十二回 | 一月 | 七月 |
| 四十七回 | 二月 | 八月 |

| | | |
|------|----|----|
| 復興五回 | 一月 | 七月 |
| 復興二回 | 二月 | 八月 |

| | | | | | |
|------|----|-----|------|----|-----|
| 五十二回 | 三月 | 九月 | 復興四回 | 三月 | 九月 |
| 二十九回 | 四月 | 十月 | 復興七回 | 四月 | 十月 |
| 三十一回 | 五月 | 十一月 | 復興六回 | 五月 | 十一月 |
| 五十四回 | 六月 | 十二月 | 復興一回 | 六月 | 十二月 |

▼興業債券と農工債券

興業債券の額面は百圓以上なので、勸業債券の小券の様に大衆向ではないが、利廻りが大分よいし、國債と變らぬ信用があり、比較的短期の償還期なので、銀行の定期よりも割の良いものとして利用される。興業債券には発行の時に割引されるものがある。額面百圓のものが、その時の金利によつて日歩一錢八厘或は一錢一厘等の歩合によつて割引されて賣出される。即ち償還期までの利子先拂である。かういふのは大抵一年位の短期である。

農工債券は各府縣の農工銀行から發行されるもので、これは利率も割合高く、額面以下で買へるから、利廻りは非常によい。東京農工債券第五回券は利率六分發行價格が百圓につき九十八圓であつたが、その後九十五圓代に下つてゐるから、利廻りは七分以上になる。農工

債券の發行額が相當多いものを掲げると次の如くである。

| 種 類 | 發行額 | 發行年月 | 償還年月 | 發行價格 | 利率 |
|------------|-------|--------|---------|-----------|----|
| 東京農工債券七十一回 | 五、〇〇〇 | 昭和二・一一 | 昭和二三・一〇 | 百圓に付 九九、〇 | 六五 |
| 同 | 七十二回 | | | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 | 七十五回 | | | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 | 七十八回 | | | 一四・六 | 六〇 |
| 同 | 七十八回 | | | 一八・八 | 五五 |
| 同 | 七十二回 | | | 九八、〇 | 六〇 |
| 同 | 八十二回 | | | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 | 八十四回 | | | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 大阪農工債券七十二回 | 七、〇〇〇 | 二・一一 | 一七・三 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 | 七十三回 | | | 一二・九 | 六五 |
| 同 | 七十三回 | | | 一三・四 | 六〇 |
| 同 | 七十四回 | | | 一三・二 | 六〇 |
| 同 | 七十四回 | | | 一五・四 | 六〇 |
| 同 | 七十五回 | | | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 | 七十五回 | | | 一八・九 | 五五 |
| 廣島農工債券五十二回 | 五、〇〇〇 | 三・三 | 一三・三 | 九七、七五 | 五五 |
| | | | | 一〇〇、〇 | 六三 |

| | | | | | |
|--------------|--------|------|-------|-------|----|
| 兵庫農工債券九十六回 | 五、〇〇〇 | 二・一一 | 一一・一一 | 一〇〇、〇 | 六五 |
| 同 九十九回 | 一〇、〇〇〇 | 三・三 | 一三・三 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 百二回 | 一〇、〇〇〇 | 三・七 | 一三・九 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 百三回 | 一〇、〇〇〇 | 三・八 | 一八・七 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 同 百四回 | 五、〇〇〇 | 四・一 | 一九・一 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 神奈川農工債券八十七回 | 五、〇〇〇 | 三・六 | 一三・五 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 神奈川縣農工債券九十二回 | 五、〇〇〇 | 四・三 | 一四・三 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 岡山農工債券五十七回 | 五、〇〇〇 | 三・八 | 一五・七 | 一〇〇、〇 | 六〇 |

▼拓殖債券と殖産債券

北海道拓殖銀行から發行されてゐるものと、東洋拓殖銀行から發行されてゐるものとあるが、いづれも利率五分乃至六分、時價八十五圓乃至九十四圓台であるから、割の良いものを買へば利廻り六分以上七分になることは申すまでもない。朝鮮殖産銀行から發行されるのを殖産債券と稱するが、これは他の社債とちがひ、千分の五十の所得税を附加されない。千分の二十の資本利子税がかかる丈である。これ

は内地の農工債券の様なもので確實有利な債券であつて、今の所左の如く發行されてゐる。

| 種類 | 發行額 | 發行年 | 償還 | 發行價額 | 利率 |
|------|--------|------|-------|-------|----|
| 六十三回 | 一〇、〇〇〇 | 昭和二年 | 二二・一〇 | 九九、〇 | 六五 |
| 六十四回 | 一〇、〇〇〇 | | 二二・一一 | 九八、〇 | 六〇 |
| 六十六回 | 一〇、〇〇〇 | | 三三・二 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 六十八回 | 一〇、〇〇〇 | | 三五 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 七十三回 | 一〇、〇〇〇 | | 三八 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 七十四回 | 一五、〇〇〇 | | 三九 | 九九、〇 | 五五 |
| 七十六回 | 一〇、〇〇〇 | | 四二 | 九七、五 | 五五 |
| 七十七回 | 一〇、〇〇〇 | | 四四 | 九七、五 | 五五 |
| 八十一回 | 一〇、〇〇〇 | | 五・五 | 一〇〇、〇 | 五五 |
| 八十二回 | 一〇、〇〇〇 | | 四・七 | 一〇〇、〇 | 六〇 |
| 八十五回 | 一〇、〇〇〇 | | 四・八 | 一〇〇、〇 | 六〇 |

| | | | | | |
|------|--------|------|------|--------|----|
| 八十六回 | 一〇、〇〇〇 | 四・一〇 | 七・一〇 | 一〇〇、〇〇 | 五五 |
| 九十六回 | 一〇、〇〇〇 | 五・八 | 一〇・八 | 一〇〇、〇〇 | 六〇 |
| 百五回 | 一〇、〇〇〇 | 六・四 | 一四・四 | 一〇〇、〇〇 | 六〇 |
| 百七回 | 一〇、〇〇〇 | 六・七 | 一七・七 | 一〇〇、〇〇 | 五五 |

次に一般會社の社債となると、市場で即座に賣買の出来るのは殆んどない、王子製紙、臺灣製糖、鐘紡等を筆頭として随分あるが、時々でも賣買の出来るもの非常に少く、現物問屋の發行する中値表に出てゐる者に到つては極めて少ない。それに中値表に出てゐても、イザ賣るとか、買ふとかするには、其値段より數圓開きのある事が珍しくない、それも何時でもといふわけには行かず、賣りたいとか、買いたいとか云つてやつてから、數日乃至數週間後に出合ひがつくのである。

利率は一流物で五分五厘、二流で七分五厘程度、平均七分内外の利廻りが普通だ。社債にはいろいろあつて、一流會社の社債なら大低間違ひはないが、二流以下三流以下になると、その會社の内容によつては危険な場合がある。先年の不景氣によつて償還不能にな

つた社債をあげてみると

| 種 類 | 發行額 | 未償還高 | 發行年月 | 償還年月 | 利率 |
|---------|-------------------------|-----------------------|---------|-------|------|
| 箱根土地第四回 | 一、〇〇〇 <small>千圓</small> | 一七〇 <small>千圓</small> | 大正十三・一一 | 二・一一 | 一、〇〇 |
| 北滿電氣 | 六〇〇 | 四五〇 | 九・三 | 二・三 | 七〇 |
| 星製藥 三四 | 五、〇〇〇 | 一、四八四 | 一二・一二 | 一五・一二 | 九〇 |
| 同 四回 | 五、〇〇〇 | 二、七七〇 | 一三・八 | 二・八 | 九〇 |
| 同 五回 | 二、三〇〇 | 二、二五七 | 一四・二 | 三・二 | 九〇 |
| 日沙商會 一回 | 一、〇〇〇 | 五〇〇 | 一一・五 | 三・四 | 九〇 |
| 大日本木管 | 二、〇〇〇 | 五〇一 | 一〇・四 | 一四・三 | 九〇 |
| 東京土地 | 七五〇 | 二九九 | 一四・六 | 二・五 | 九五 |
| 甲陽土地 | 五〇〇 | 四八〇 | 一三・四 | 二・五 | 九五 |
| 東洋冷蔵 | 五、〇〇〇 | 五、〇〇〇 | 一三・一〇 | 二・一〇 | 一、〇〇 |

▼擔保付の社債 社債が償還不能になつた場合に擔保があればいゝではないかと云ふので、

二流、三流會社では擔保付社債を發行するが、これは會社の鐵道とか船舶とか工場とかを一
くろめにして物上擔保權を設定し、銀行とか信託會社が一手でその債券を引受ける。それを
更に一般に賣出すのだから、一朝會社が破綻したときには銀行や信託會社がその抵當權を施
行してくれるから良い様なものゝ、その擔保權設定物が處分されて社債を全部償還されば
文句はないが、大抗の場合はそんなに都合よく處分されるものでない。社債權者が損をする
ことになるが、在來さうした事故のあつたものには上毛モスリン會社、箱根土地、帝國ビ
ル、東京モスリン、東京運河土地會社等がある。

要するに社債に投資する場合には擔保のあるなしに不拘、その會社の經營内容をよく見て
堅實な會社なら投資するべく有利である。株式の様に配當が保證されてゐないのでなく、利
子は確定してゐるし、社債が拂へんといふことは會社の信用上大變なものであるから、會社
の存立上無理しても拂ふし、社債は堅實な會社のものなら、勸業債券に投資するより有利な
投資物たるを失はぬ。但會社を調査したりする多少専門的知識を要する所に勸業債券より
も六ヶしい事になるわけだ。

▼債券の運用

債券はそれを所持してゐて利子を生ませる丈でなく、それを銀行に擔保にし
て資金の融通をつけて又債券を買つて利子を生ませるといふやうな事に利用
すれば二重に利子が稼げるが、尙これには其他いろいろの用ひどころがある。

其運用の範圍の最も廣いのは矢張國債で、凡そ代用とか證券とかの許される範圍内は何ん
にでも利用出來、而もその代用價格は政府に對してする場合なれば、四分利でも額面通りに
通用する。例へば濟生會への寄附とか、新聞雜誌、豫約出版の保證金供託金とか、入札契約
税金、政府專賣品買入代金延納擔保、其他税關貨物取扱人、度量衡營業者身元保證金等、
凡て現金でするよりも公債でする方が利益である。

地方債や銀行債券も相當の範圍内に此等の擔保代用に使用されるが、その價格は國債より
も低く、時々相場の變動に依つて高低される。

一般會社の社債は取引所の身元保證とか證據金の代用にはなるが官邊に對しその使ひ道は
ない。

貸金殖に就て

是丈は心得おくべし

昔から『金を溜めるなら金貨をしろ』と云ふたものであるが、成程、金貨ぐらゐる利廻りを高く働かせるものはない。上來述べ來つた所に依つて、金利の力が如何に偉大なものであるか、金持が如何に金利を怖れるかは、讀者は明白になつた事と思ふが、その金利觀念を以て今日の所謂金貨業者がしてゐる利廻を見たら實に驚嘆に堪えぬであらう。

實際金錢利殖道から云へば、金貨が一番である。株も何も及んだものではない。要はたゞ其方法如何で、一方に於てこれ位また危険な投資はない。最も確實な借手を見付け、念には念を入れた方法で貸すなれば、副業と迄はいかんでも、少し位の資金なら一寸の暇で出来る。まあ以下の數十頁を読んで考えられたし。人に依ては必ず成功せん。

信用貸利殖法

▼金を貯める第一等の方法

回収さへ確實に行くものなれば、世にいふ信用貸は高利貸ほどうまい商賣はない。天下第一等の利殖法である。

一體金を貯めようと思へば金貨が一番だ。大は國家その物から、鐵筋コンクリートの銀行等の金を儲ける道と云へば、千言詰めるところ金貨である。安い利子で預け入れた金を、高い利子で貸付けて利鞘をとる仕事である。政府は國民の金を四分八厘の複利で預けて、鐵道資金の如きポロい儲けのある事業に投資して大きな利鞘をとつてゐる。利鞘などといふと小さいやうだが、それが實に非常なものである事は、屢々前述したところで、讀者も腑におちてゐられる事と思ふ。

そこで所謂金貸だが、之れはもとゞ幾何かの遊金、生活上に必要な金がある場合、これを郵便局や銀行にあづけたのでは薄利でつまらんから、も少し高利に廻さうといふ

ところから初まつたもので、必ずしも之を職業とせずとも、遊金さへあれば誰にも出来る。銀行などに預けておいたんでは、高々六分七分の利子よりつかないものを、二割にも三割にも廻す事が出来る。現に今日所謂高利貸と云はれてゐる連中のやり方を調査してみると八割九割、ひどいのは十何割といふ風に運轉活用してゐる。

そこで少と今日の所謂金貸業者がやつてゐる實際に就いて、著者の調査した範圍を述べる必要を感じる。

▼高利貸の金の貸し方

高利貸にも看板——と云つて高利といふ看板をかけてゐる者もないが——をかけて全くの本業としてやつてゐる者と、内證でやつてゐるものとある。だが、何れにしてもその貸し方は同一筆法である。

何等抵當をとらずに貸し出すのであるから、無論本人の信用程度、力量如何、人格等を精密に調査するはいふ迄もないが、同時に保証人をつけさせる。この保証人は必ず連帯責任にして本人が拂はねば直ぐその連帯人に請求する事が出来るやうにする。

つまり保証人とは云ひ乍ら、全く連帯借用人で、本人とその人とが（多くはこれを二人つ

けさせる）共同で金を借りたと同じ形式になる。

それから證書は大抵借用證文或は公正證書にするか、約束手形をもつてする。（約束手形であると、訴訟をする時頗る手輕迅速に運ばせ得る便がある）

▼高い利息と其取方

普通高利貸と云へば、大凡月一割位の利子をとるやうにする。だから十ヶ月なり一年なりの利子をとるさへすれば、それで元金だけは回収してゐるのである。月一割と云へば年十二割である。一萬圓を一年かりて居ると、一萬二千圓の利子を拂はねばならぬ始末になる。即ち十ヶ月分の利子をとれば、後は唯儲けとなるのである。

而も高利貸の貸借期間は通例三ヶ月（或は二ヶ月）を以て期限とする。之れを三ヶ月縛りと稱へる。三ヶ月に拘束するからである。

而して返済期日は大抵三月目の月末日とせず廿五日と定める。この約束で今千圓貸すとすると、先づ最初に三ヶ月分の利息を控除し、更に若干かの手数といふものを引き、その残額を借主に渡すのである。この利息手数料の前取が所謂天引である。

利息は最低月五分で、普通七分見當である。中には一割乃至一割二分とる者もある。殊に大晦日頃の如きは、日歩一圓五十錢などといふ放外な高利をとる。日歩一圓五十錢は月四割五分に當るから、百圓の金の一月の利息が四十五圓といふ事になる。

手数は金額の三分乃至五分であるが、全く取らぬ者もある。右の例に依つて千圓を貸すとすると、手数料五分の五十圓、利息七分、三ヶ月分の二百十圓を、全額の千圓から引き去り、残額七百四十圓を借主に源して、金一千圓也の借用證書をとるのである。これを手取いくらと稱へる。

これを逆に見ると、七百四十圓に對する二ヶ月の利息が二百七十圓といふ事になる。だから、借主は七百四十圓の借金に對し、月八十六圓六十六錢六厘強の利息を支拂ふことになり月約一割一分七厘の利息となる勘定である。即ち九ヶ月弱で、貸主は元金を全部回収する結果となる。

高利貸の常套手段

以上の如くして貸した金を三月目の約束の廿五日になつて、恰度返却が出来れば、問題は之れに止まるが、なか／＼返せぬのが普通だ。そ

こで返せぬとなると今度は手数料をとるわけにも行かぬが、期限を延ばす爲に、證書を書き換へるなどといふ所から、又々若干の手数料をとる。それに先に期限を廿五日にするといふたが、それは高利貸の手段で、利息二重取の手法がそこにある。

廿五日になつて、返せぬ所から更に向ふ三ヶ月間借りる事になると、その月は利息を二度拂はせる事になるのだ。この利息の二重取りが即ち彼等仲間でいふ『躍りを取る』といふやつである。

證書を書換へる程であるから、どうせ新しい利息の如きも前拂が出来ぬ場合が多い。そこで新しい證書に今度の利息を書き加へる事になる。即ち月七分の三ヶ月分の二百十圓を舊證書の額面千圓に加算し、一千二百十圓の借用證書を書かせる事になる。さうすると今度は月約一割二分の利息になる勘定である。

驚くべき殖利率

かくの如くして所謂高利貸なるものは、先づ年八割位に金を廻す。この年八割といふ利子は、實に驚くべき増殖率を以て金が殖えて行くもので十呂盤をとつてみると今更驚かざるを得ない。

今假に五十圓といふ全く不要の金があるとし、これをほんの内職に確かな人を見つけては貸出し、年八割の利率で以て順繰りに殖やして行くと下の如くなる。先づ算術的に計算してみ

| | | |
|-----------|--------------------------------------|---------|
| 二年後の元利合計は | $50 \times (1 + 0.8 \times 2) = 180$ | 即ち百三十圓 |
| 三年後の元利合計は | $50 \times (1 + 0.8 \times 3) = 170$ | 即ち百七十圓 |
| 四年後の元利合計は | $50 \times (1 + 0.8 \times 4) = 210$ | 即ち二百十圓 |
| 五年後の元利合計は | $50 \times (1 + 0.8 \times 5) = 250$ | 即ち二百五十圓 |

かくして五年後には五倍に殖えてゐる。だが、いくら高利貸だからと云ふて、五十圓の金を年八割の利率で貸出せるものではない。そこで之れを小口の短期貸付にして、一口廿圓位にし順に廻轉させるやうにするのである。さうすると、算術的な元利合計よりは、更に有利になり驚くべき數字をみるやうになる。

一年間に二倍半にする法

上の如き小口貸付で、確實な相手を見つけては貸出し、うまく廻轉させて行くと、五十圓の金が一年に約二倍半になる。今假

に五十圓の金を一圓から貸出すとして、その方法を述べると下の如くなる。

一月。元金は五十圓。此内三十圓を二ヶ月期限の約束、即ち受取期日を三月とし、年八割の利率で貸出す。年八割の利率は十圓に對する三ヶ月分の利息が二圓の割になるから其總額が六圓である。之を貸付ける時に天引して、廿四圓だけ渡してやる。即ち手元から出した金は廿四圓だから、殘金が尙廿六圓あり、それに卅圓の證書が残る。

二月。殘金中から十圓貸出す。二圓の利率を天引いて八圓渡せばよい。故に手許に尙十八圓残つてゐる。此受取期日は四月末とする。

三月。金廿圓貸出す。利息四圓を天引して十六圓渡すのである。手許に尙二圓残る。此二十圓の受取期日は五月とする。

かくの如く毎月幾らかづ、貸付けて行くのであるが右の貸付けに依つて、五十圓の元金が六十圓の證文と尙二圓の殘金を残してゐるわけである。

そして第一回の貸金が約定通り回収すれば、四月から又貸付け得る。

四月。此月には手許に三十二圓あるわけだ。そこで先づ十圓づゝ二口、即ち二十圓貸付け

る。利子四圓天引、受取期日六月末。元金殘高十六圓になる。それに二月の貸付金が回収されて来るから、合せて手元金二十六圓ある。

五月 此月に二十五圓貸付ける。利息五圓天引、殘金手元に六圓。受取期七月末。此月末には三月の貸付金が二十圓戻つて来るから、手許有高が再び二十六圓となる。

六月 三十圓貸付ける。利息六圓天引。二十四圓渡す。受取期八月末。此月末には四月の貸付二十四圓が戻つて来るから手許有高が二十二圓となる。

七月 十圓二口貸付ける。利息四圓天引、十六圓渡し、六圓餘る。受取期は九月末。此月末には五月の貸付二十五圓歸るべき筈だが、それを十月迄延期と假定すれば、その利息として五圓をとる事とし、有金合せて十一圓となる。

八月 此月は十圓貸付ける。天引二圓、殘金三圓、受取十月。六月の貸付が三十三圓歸る。

九月 此月には十圓四口貸出す。利息八圓天引。拂渡高三十二圓、殘金一圓。受取期を十一月とする。月末には七月の貸付が二十圓歸り、手元有高二十一圓となる。

十月 二十圓貸付ける。利息四圓天引、十六圓渡し、殘高五圓。受取期十二月。月末に七月の二十五圓、八月の十圓が戻つて、手元有高四十圓となる。

十一月 此月に三十五圓一口と十圓一口貸付ける。天引利息七圓と二圓差引、拂渡金が二十八圓と八圓、殘高四圓あり。受取期一月。月末には九月の四十圓が入る。

十二月 翌年二月期限で二十圓一口、十圓三口合せて五十圓貸付ける、その天引利息十圓を差引くと四十圓渡しせよ。殘金尙四圓あり、それに十月の返金合せて二十四圓の手元金あり、かくて十二月に於ける手許有高及び貸金の凡てを總計してみると下の如くなる。

一月受取のもの四十五圓。二月受取のもの五十圓。現在有高二十四圓。

總計百十九圓也。僅か一年で約二倍半。その利廻りは十三割八分となつてゐる。

これは著者の算出したものではないが、今日金を活用して利殖を計らうとする人は、實に此位の運轉法を講ずる熱心がなければならぬ。而もこの方法に於ては、前述した所謂利息の二重取、躍り取りなるものをやつてゐない。且つ資本は僅かに五十圓であるが、若しこれを更に巧妙に廻し、且つ二百圓三百圓の資金を運轉したならば、随分面白い利殖を見るこ

とが出来、忽ちにして相當の金持ともなり得るであらう。

年利八割は暴利過ぎると思はゞ、その半分にしてもよい。内職などにやる人は是非半分即ち年利四割位にすべきで、貸出しを急がず、充分回収の見込のある人を相手にしてやれば、株式賣買以上の利廻りを見得る事は的確である。

金利の章でも述べた事であるが、此利子の一割二割といふものは、複利で行くと長い間には非常な相違となるもので、假に百圓の金を五十年間年一割に廻してゐると一萬一千七百三十九圓〇九錢となるが、これを二割に廻したならその倍だなどと思ふと大變違ふ、實に九十一萬七千七百七十八錢といふ大金となり、雲泥の差を生ずるのである。

故に今前述の如く年四割とか八割とかに、之れを長い間運轉して行くなれば、實に莫大な金額となるのである。けれども大金になると、なか／＼さう高利に廻すことが困難になる。高利に廻さうとすると、どうしても小口に割つてせねばならぬ。そこで小口貸金がまだいろ／＼の方法で行はれてゐる。次にその實際と利廻りを説く。

日掛濟崩し貸金

▼俗にいふ烏金

少額の金の貸借に、日掛け、烏金などいふのがある。

その方法は、例へば十圓貸したとすると、それを毎日何十錢なり何錢なり返して行つて期限までに元金を拂ひ込ませるといふやり方で、これは下は唯一圓からだが多くも二三百圓位までと限られてゐる。近頃はこれが大流行である。といふのは毎日入金のある商人などが、一時に商業資金をかりておいて、それに依つて産み出す利益金で、毎日いくらかづゝ元金共に拂込んで行くといふのであるから、餘り苦痛なしに皆濟出来るといふ債務者側に便利な方法であるからである。

▼烏金の貸付け方と利殖割合

この貸付け法は利殖も太いが、然し何分毎日取立てに歩かねばならぬのだから、一寸片手間には出来ない。それに口數が多くなければ到底商賣にはならぬ。成るべく近所隣りに貸付けるやうにし、餘り飛び離れた

場所に住む者には貸されぬ。それがまた額が少なければ少い程利率がよくなるのであるが、それだけに手数がかゝる。

一圓貸しの實際に就いて少しく説かんか。

これはよく裏長屋の労働者や吉原邊の傭ひ女、乃至娼妓などに貸付けてゐるのを見るが、一圓の金を貸すのに廿錢から廿五錢を手数料とも利子ともつかず天引する、天引せずとも、それ位の利廻りになるやうにして貸付ける。そしてそれを十日間乃至二十日間の日掛として毎日取立てる。十日間とすれば一日十二錢がけ、廿日間とすれば一日六錢がけとなる。一圓の金が十日間に一圓廿錢になつて歸るとすれば、驚く勿れ十日間二割である。而もそれが十日目毎に複利で進むのだから、一ヶ月にして忽ち一圓が一圓七十二錢八厘となる。

二ヶ月にして二圓九十八錢六厘となり、三ヶ月にして五圓十五錢九厘となる。

かくして一ケ年には三十四回複利で廻つて行くのであるから、これを計算してみると四千九百二十二圓といふ莫大な金となる。一圓の金が一ケ年に五千圓近いものになると云はゞ嘘のやうだが、利が利を生む複利計算で行くとかうなる。數字は吾人を欺かない。けれども之

れは何萬圓になつても、必ず小さく小口の一圓づゝ、それも十日期限の二割で貸付けて行つたものとしての計算である。故に多額の金になれば、なか／＼一圓づゝ貸付けて行くわけにも行かまいから、出来ぬ事ではあるけれども、一圓を十日で一圓廿錢にするといふ利率が、如何に高いものであるかを知るに足るであらう。

次に額が上つて二圓となると、一圓七十錢だけ渡して二圓の證文を取り、三十錢は天引とする、而してそれを毎日五錢づゝ掛けさせて四十日間を取立てる。

五圓の貸金なれば天引七十錢で四圓三十錢渡す。それを五十日間皆済として、毎日十錢の掛金になる。十圓の貸金ならば天引一圓五十錢、毎日十七錢だけ取立て、六十日間に完納させるといふのが普通である。

この貸借は普通の證文で、保証人、本人共三人の連帯とする。金額が三十圓以上となると公正證書にする。

この小口日掛貸金の第一方針としては、毎日入金のある職業の人を相手とするにあることは前述もしたが、それでも毎日の事故、恰度拂はぬ場合がある。二三日ぐらゐ日掛が遅れて

も猶豫するが、若し一週間以上に渡ると、嚴重に督促する。且つかねて白紙委任状をとつて
おいて私正證書を公正證書に直し、之で直ちに強制執行をするといふ風である。

▼日掛の貸金會社

するやうになつた。

といふのは回收が比較的確實である上に、利率が高く、且つ借手が多いからで、今日都會
で店を持つてゐる者が、その店の権利、造作、信用等を以て金を借りようとする、貸す方
では先づ大抵この日掛を勤める。また實際東京の小賣商店が、この金融機關を信用してゐる
ことは想像以上である。従つて之れを營業とする貸金會社は、大抵可成の成功を收め、資金の
利殖を行つてゐる。

その貸出規定は、いろいろだが、先づ大同小異、期限日数は八十日から八十五日、八十五
日なれば十圓に對し、毎日十二錢づゝ掛けさせる。この方は前述の烏金と違つて、かなりの
金額まで貸出す。貸金の申込があると、會社は先づ社員を派してその本人の信用を調査させ

る。申込む際には自分の外に連帯保證人たるべき人二人の住所氏名（會社に依つてはその印
をも求める）を記してやる。そこで會社では本人ばかりでなく、その連帯者の信用調査もす
る。それで好いとなれば、社員が本人宅に行つて證文と引換に金を渡す。證文は大抵公正證
書にする。でなければ印鑑證明と信用證文と白紙委任状をとつておく。その金額が二三百圓
といふ多額のものになると、借りる本人が相當の店舗を構へてゐることは勿論、連帯人には
土地家屋を所有する者一二名をつけさせる。

取立ては貸した翌日から初める。利率は矢張高い。

▼月賦取立の貸金

これは一時に金何圓かを貸して、二月か三月に割つて取立てる方法でこ
れは多く月給取のやうな或る定収入のある者を相手として貸付ける。貸
金額は日掛よりは多いのが普通だが、然し先づ少額の方で、五六十圓どめのところが最も多
い。

もとより之も信用貸であるから、先づ二名以上の連帯人を付け、手数料や利子を天引する
ことは矢張同様で、手数料は一割、利子は月五分などいふ所が普通である。

月五分といふと年六割になる。由來、六割とか八割とか云ふと利息制限法に反してゐる。従つて證文面にはそんな事が書けない。矢張り正規の利子と書き入れて、利子は唯口約束で定め初めにそれを差引いて渡すのである。又利子をとつても受取は渡さない。

▼十ヶ月月賦の貸金

毎月一回掛、十ヶ月で皆済になる貸金法がある。東京に於ける何々信託會社などいふものゝやり口は多くこれで、貸金額は上は千圓とまり、下は五十圓乃至百圓位からである。手数料は利子と合せて二割五分、これは必ず天引とする。

百圓の證文を入れ、毎月十圓づゝ月賦返済する約束をして、借手に渡る金額は正味七十五圓である。一ヶ月位の返済延滞は我慢してやらねばならぬが、三月とたまると今度は容易に拂ひにくくなるから、よく督促して延滞のないやうにせねばならぬ。

▼三ヶ年済崩し貸金

毎月何程と定め、三ヶ年間即ち三十六ヶ月間に全部返し終るやうにする貸金法もある。百圓の金を貸したとすると、毎月三圓五十錢宛取立てる。三十六ヶ月で都合百廿六圓をあげることになる。

それに最初に手数料として五分を天引し、九十五圓しか渡さぬ。又周旋人が間に入つてると、此者が更た五分の手数料をとり、結局九十圓だけ渡す。

すると借主の側から云ふと九十圓だけ融通せんが爲に、之れに對して三年間に三十六圓の利子を拂ふ事になる。それも三年間借りておいて三十六圓を拂ふのではない。毎月々々元金は減つて行く、初めの一年の終りには己に四十二圓が減つて居り、次の年には八十四圓減つてゐる。かくて三年目の十ヶ月位は唯利子のみを拂ふ事になり、貸主は元金を回収して更に之れを他に融通し、矢張同様の利殖の道に廻してゐる。

今假に一千圓の資本で、この三年間済崩しの貸金を始めるとすると、百圓づゝ十口に貸して更に手元に五十圓(手数料を天引した金)残つてゐる。そして翌月から三圓五十錢宛の掛金が十口分即ち三十五圓歸つて来る。その翌月にも三十五圓歸る。そこで三月目には百二十圓の手元金が出る。之を直ぐ又百圓一口として貸すと、一口殖えて尙廿五圓残る。而してその翌月からは三十八圓五十錢入つて来る。かくて二月経つと又一口貸して尙十圓残り、貸し口がこれで十二口となり、毎月の入金金が四十二圓宛となる。かくの如くして順に廻して

行くと、その利廻りは實に莫大なるものである。年利五割や六割には、轉んでも廻るわけである。

尤も凡てかういふ貸金は、確實な相手を見つけて大口に貸出した方が、利廻りが悪くも、安全で且つ手数がかゝらぬから結局得策であるが、然し少しばかりの遊金を持つて、それを出来るだけ高率に増殖して行かうとするには、矢張どうしても、骨が折れても小口に分けてやらねばならぬ。

その他此種の濟崩し貸金にはいろいろのものがあつた。かの無盡の如きも要するにこれでは、中には随分低利に金融を計つてゐるものもある。序に無盡の事を少し説く。

無盡——頼母子購

無盡と云ひ、頼母子購と云ひ、大體似たり寄つたりのものであるから、茲に引括めて説くことにする。而してこの無盡には又一面貸金業の性質がある。

▼無盡の性質とやり方

一體無盡といふのは、或る人数が一團となつて、毎日幾何かの金額を借りるのである。而してこれには會社組織のものと、講員組織のものがあるが、それも大體に於て似たものであるから、便宜上同一と見て述べる。

今假に毎月十圓がけの無盡があるとすると、そして其加入者が三十人あるとすると、總額は三百圓になる。これを抽籤或は入札に依つて、其會合の都度借手を定めるのである。これを一回に二人宛に使用せしめるとすると、一人當りの金額は、その總額の二分の一即ち百五十圓以下になり、従つて三十ヶ月にして終るものが、十五ヶ月で終る事となる。そして普通には、持寄り總額の中から會合費を引去つた残額だけが、當籤者或は、入札者の懐中に入る金額である。

▼無盡の抽籤

抽籤の場合でいふと、第一回は無盡の發起人（これを親元といふ）が、先取権を占める。そして毎會の會合を面白く、お互に楽しみあるやうにする爲に、會合費の外に花籤といふものを設けて、總額より幾何かの金員を割り、それを抽籤の方

法に依つて割戻すといふやうな事をする。

假に會合費を二圓とし、花籤の額を十八圓とすると、集つた三百圓の金の中二百八十圓だけしか使はれぬ事になるのである。その二十圓といふ總額は利息と見ればよい。

花籤に割當てられた十八圓は適宜に差等を設けて總員に分配するのであるが、これは利息を意味するもので、已にその無盡の金を借りた者は、この特權に浴することが出来ない。

尙この金を使用せんとする者は、抽籤の法によると、入札の法によるとに關せず、相當の保證人を附して、無盡講に借用證書乃至受取證を差入れなければならない。而して之れは會期終りまで滞りなく掛金を濟ました事に依つて終局を告げるのである。

▼利無盡の入札法

入札法による場合は、これを一名『利無盡』とも稱へる。

その法は、希望者をして競争せしめて、各自が忍び得る最大限度の利息を講員に拂はしめるのである。即ち講員中、金のいる人々をして、各自或は二百圓或は百九十圓、或は二百十圓といふ風に札を入れさせ、金額に對する最少額の需要者を以て落札者とし、その者に金を使はせるのである。

今二百圓で落札した者があるとすると、前述の場合に於て會合費と花籤とを引き去つた二百八十圓が融通され得る金額であるが、この中から今の落札額の二百圓を引くと、後に八十圓といふ餘剰が出来ることになる。この差額が總員に按分比例を以て割戻さるのである。

(此場合落札者には割戻しが無い。)

要するにこの割戻しが掛金に對する利息で、落札者はその後ずつと定額の金を拂ふ定めであるし、毎月の落札は何程かづゝその度毎に割戻しがあるやうにするのであるから、最後まで金を要求せぬ者は、非常な高利を其講から拂はれることになるのである。しかも之等の無盡にして講員組織のものは、大抵知人同志を糾合して成立つてゐるものであるから、比較的堅實であり、之れを利用して可成の利殖を計ることも決して困難でない。

▼貸金目的の無盡

近頃は一方に無盡を經營して講員を會員組織とし、その會員になつた者に金を貸しつけて、利息を儲けようとする目的から出來た無盡會社がある。

この方法は頗る面白いもので、所謂人の禪で角力を取る體のやり方である。

先づ其筋へ出願して、無盡を初むべく會員を募る。會社にも勧誘員をおいて廣く多くの會員を集める。そして此會員の間で抽籤を行つて當つた者が金を使ふといふ事は前述の場合と同様であるが、まだ當籤せぬ者が、何か逼迫した事があつて金が入用だといふ事があると、その者に會社が金を貸してやる。無論無盡に入つたばかりの者には貸さないが、少くも豫定總掛金の三分の一以上掛けた者に對して貸し與へるのである。

此場合、いふ迄もなく此無盡がその貸金の擔保である。従つて返済の期限は、無盡の期限を限度とし、この間に無盡で當籤すれば、會社は借金返済に其金を當てる。無論貸す時に利子と手数料をとる。回収は安全確實、一方無盡の方でも相當の利益を收めてゐるといふので、頗るうまい抜目のない他人の金運轉の利殖術である。

ところで此借主が無盡の掛金を中途でせぬとすれば、一方から見ると貸金の掛金をせぬのであるから、其場合直ちに強制執行の出来るやうに證書面は器用に作つておかねばならぬ。即ち證書面は月賦返済とし、それに連帯者を二名位つけさせておくといふ風である。

日歩の金貸と手形割引

▼百圓が十年で五千圓

利子を日歩勘定で取る貸金殖決もいろ／＼あるが、先づ極く少額の小規模のものから、實際を説いて行く事にする。

極く少額のものでは、先づ五十日間位の期限で五圓から廿圓位までを貸しつける。日歩は一圓について五厘から一錢、その外に最初に手数料として一割天引、十圓なれば九圓しか手取りがない。利子は二日乃至五日目位に纏めて取立て、歩く。利子のみ取立て、歩くのである。一圓に就いて五厘とすると、十圓に就いて五錢、百圓に就いては實に五十錢である。これを年利にすると十八割強といふ高率である。

普通高利貸が年八割に廻すと云つて驚いてゐると、一方にはかういふ暴利がある。

これは少額だから出来ることであり、一面又一般低級社會が如何に利息觀念に幼稚であるかを知るに足る。十八割に當る利息をとられて尙平氣であるから、なかく一生涯

かつつても金持ちにはなれぬわけである。

今かくの如くして百圓の金を根氣よく小口に割けて運轉すると、僅か十年にして忽ち五千圓といふ大金に増殖する計算となる。誰がかう殖やしてくれるかといふに、日々營々として働いては唯々諾々として十八割の利息を拂つて居る借主である。

▼少額日歩貸の實際

以上の如き日歩貸は都會ほど借手も多く、従つて之れを本業とする貸金業者も多い。無論信用一つで無擔保で貸すのであるから、貸す人が方が常に細心の注意と不斷の熱心とを以て、其事に當らねば成功すべき筈のものではないが然し又一方かういふ少額の金融を仰ぐ社會は、案外に度し易く、近所の者二人位の連帶でもつけておき、喧しい證文でも取つておくと、案外生頂面に返して来る。時には家財道具などを書入れ、貸す人に一旦賣渡して更に又その人から貸借でもしてゐるやうな形式をとつておき借金を返さぬ時には、その道具を取あげて來るといふやうな事をする、債務者は忽ちその日の衣食住にも困るところから、どのやうな工面でもするといふやうな事になる。

然し法律上から云ふと、家財道具のやうな動産は、金銭貸借上の抵當物とはならぬもの

で、假令證書に書き入れておいたところが、債権者が占有して居るんでなければ、何の役にも立つものでなし、又前述の假裝賣渡しの貸借などいふ事も法律上からいふと無効になる場合が多いのであるが、日歩で廿圓卅圓借りてゐる社會では、さうした法律上の智識もなく證書にさうしてあるから致し方のないものだと言つて居るから度し易いわけである。(世の中には明き盲の案外多いことが解る。)

かくの如くして貸し付け、利子を取立てるのであるが、其取立に往く度毎に、その家庭の有様から、収入の額、性質素行等までも常に深く注意し、踏み倒さるゝ事のないやうにする事が最も大切であることはいふ迄もない。

▼高利なる手形割引

段々述べ來つた所によつて金の日歩貸、殊に少額の金の日歩貸といふものが馬鹿々々しい高利に運轉してゐるものである事が分つたが今日手形割引小切手割引などいふことを業務とするビルブローカー乃至銀行等の日歩貸も亦かなり高率になつてゐる。

殊に金融の熾烈な都會に於て、一種特別な貸金業者として、非常な暴利をとつてゐる者の

ある事を語らねばならぬ。一體商業手形なるものは其性質として、商取引を簡便ならしめんが爲めの一の借用證文のやうなものであるが、所謂「融通手形」と云つて、別段商取引をしたといふ事ではないのに、單に金をかりる目的から之れを發行して、純然たる借用證文に使用してゐる向が多い。

小切手の如きは其の性質として全然先附を許さぬものであるが、これも却々盛んに行はれて居る。即ち今日は銀行に預金がないが、一週間先になれば入れておけるといふ見當から一週間先の日附にした小切手を他人に渡す。受取つた者は其日から一週間は自分の懐におきいよく、其日附の當日になつて之れを銀行に提示して支拂を求め、其小切手の振出人が、其日まで間に合ふだけの金を預金しておけば、無難にその小切手が支拂はれるから問題がないが、金ばかりは思わく通りに行かぬ事があるもので、其日になつても尙金が入らず、銀行に入れかねて居ると、其小切手は「預金不足で支拂はれぬ」と云つて却下される。

これが個人が直接其振出人の指定した銀行（假に之を甲とする）に提示した場合はまだよいが、大抵の場合は其小切手の所持人が自分の銀行（之れを乙とする）に入れる、すると乙

の銀行から甲の銀行へ其小切手が廻附される順序になる。これを「交換」といふ。

この交換が實に怖るべきもので、一旦交換に廻つて甲乙の銀行間の取引となり、預金不足支拂拒絶といふ事になると、其振出人の信用は一朝にして地に落ち、以後四年間は全く銀行（何處の銀行とも）との取引が出来なくなる。これを俗に「首になる」と云つてゐる。この首になる事は、經濟界全般に對して信用を失墜する眞の致命傷であるから、信用を資本とする所の商人間に於ては殊に非常に怖れる。

そこで此不渡り手形、不渡り小切手が、其振出人に與ふる所の怖るべき強迫力を利用して、先日附の約手、小切手を證文代りに金の融通をする商賣が起り、益々繁昌してゐる次第である。極く堅い、信用のある人の振出した手形なれば、極めて低利に銀行で割引して呉れる、その低利の割引は茲で問題とする所でない。

茲で説き度いと思ふのは全くの融通手形、先日附小切手に就てである。

現に小切手割引などには日歩五十錢、時には八十錢、一圓などといふのがある。日歩八十錢といふと、年利に之を換算すると實に廿八割といふ事になる。どうしてそんな高い利息の

金を使ふ者があるかと云ふと、多くはホンの僅かの間の金融にするので、例へば振出しておいても、約手の期限は明日明後日と逼迫したが、金が入つて来ない、それを間に合せぬと首になるなどといふ場合には、例へば日歩五十銭だらうが、一圓だらうが争つて居られぬといふ事になる。貸す方では此急場につけ込むので、丁度高利貸が年末のドタン場に活躍して暴利をとると同様の筆法である。

それで小切手の如きは必ず十日以上の期限としない。五百圓の金が有るとすると、日歩五十銭の一日は五百圓で二圓五十銭、十日の廿五圓、合せて五百廿五圓の十日先の日附小切手を引換に借りる。貸した方ではその日が来ると直ぐ之を交換に廻す、首尾好く支拂はれると五百圓を十日運轉して廿五圓儲けた事になる。(此先附小切手が其日に支拂はれることを『落ちる』といふ。『今日はあの小切手を落して下さい』などいふがこれだ。)

ところが、其日になつても落とせぬとなると、其日の前日に振出人から借主に相談をして日延をして貰ふのであるが、この日延の度毎に利に利を喰ふ事になり、結局莫大な金利を支拂ふことになる。この種の金貸はつまり借主の信用全部を抵當として融通するやうなもので

比較的轉びがなく、且つ金高が大きいからメキ／＼と資金が増殖されてゆく。

▼日歩貸と年利貸の優利比較

日歩貸の大體は以上に述べたが、これに最も大切なことは一日でも金を寝かさぬやうにする事である。之れを巧みに休ませずに活用運轉さす事が出来なければ寧ろ餘程の不利を來す。

年利又は月利で貸す場合は、上旬に貸すよりも下旬に貸した方が運轉がよく、同一金で一ヶ月に二重に利廻を見る事もあるが、日歩にはさういふ割徳がない。

先づ日歩十錢位に廻してゐるのでは日歩貸は面白い事がない。どうしても十錢以上に運轉させねばならぬ。十錢に運轉しても、銀行預金などは比較にならず、家屋や土地よりも有利には行くが、苦勞してやるとするには薄利である。此節の最初に書いた十圓廿圓を貸して日歩百圓に對し五十錢といふやうな高率に廻すやうな方法でなければ面白くない。

殊に素人が遊金を内職で運轉して利殖を計らうといふには、骨が折れるさならひがある。月利年利で貸して殖やす方が少々薄利でも結局得策になる場合が多い。

▼モーリスプランの貸金 最近新しい形式の金貸業としてモーリス金融株式會社云々とい

ふのが非常に殖えてゐる。これは在來の金貨と一寸ちがつた方式をとつてゐるので、一種の高利貸であるが合法的にこれを脱法してゐるので、大藏省でもこれが取締る法律がなく、今尙その取締方策の研究中であるといふ。

高利貸なら假令高い利息をとるにせよ、自分の資金を他人に貸してやるのである。ところがこのモーリスプランは自己の資金を貸すのでなくて、その借りる人の資金を貸して利子をとるのである。金を借りる者が自分の出した金に利息を拂つて借りるなんてお目出度い話があるかつて笑はれるかも知れんが、それが本當なんだから世の中は甘く出来てゐるといふより外はない。自分の金に利息を拂つて借りるのはモーリスプランに限つたことなく、現に不動貯金銀行でニコ／＼資金なんて銘打てやつてゐる。ニコ／＼なんて人を馬鹿にした名前自分の金を借りてニコ／＼なんていふことはあり得よう筈がない。即ち同行では千圓を貸してやるといふお題目で、千圓借りたい者は先づ五百圓に相當する支貯金させられる。一年半かゝつてやつと五百圓貯金すると、はじめて千圓貸してくれるが、その月から今度は千圓に對する利息をとられる。然るにその千圓の中の五百圓は自分の預けた金であるから、それに

對しても利息を銀行に拂つてやるのである。假りに友達同志の間で、誰れかゝ十圓貸してくれと云つた時、ぢや君五圓持つてきたまへ。十圓貸してやるからつて云つたらどうするか。理窟は同じだが金額がまとまると、そんな矛盾はけし飛んで了ふから不思議だ。

これと同じ理窟で出来上つてゐるのがモーリスプランであつて、この方は貯金するのではなくて、金を借りたい人はモーリスプランの會社の株を買つて株主になることを要する。二百圓の金を借りたい人は先づ百圓の株を買ふのであるが、一度に支拂は出来ないから、これを十ヶ月に分割して十圓宛毎月支拂つて行く。十ヶ月後に百圓の支拂が終ると、會社ではその加入者の身元を調査した上、保證人を立てさせて、二百圓の金を貸すのである。

この方は前のニコ／＼貯金とちがつて、その會社の株を買つて了ふ丈に金を借りる方でも多少不安だ。貯金なら途中で止めても損はしないが、株の方だと困る。そのためにモーリス會社の方では會社直系の證券會社といふのを作つて、證券を買ひ上げる方法をとる。この又買ひ上げるといふのがインチキで、つまり百圓の株を買つて入つたものが金がつゝななくて五十圓しか拂ひ込まぬ中に止めて了ひ、その株を處分しようとする。すると證券會社

ではその株は三十圓でしか買ひませんか、二十圓しか相場は立ちませんか云ふ。丁度中途掛の無盡通帳みたいなもので、ポロクそに値切る。結局五十圓拂込んだものを二、三十圓で賣つて了へば、會社は懐手して儲かつてゐる。假りに全部拂込んで金を借りにきた處で身元調査でどうのこうのと文句をつけて、貸すのを引つばつてゐればよいし、手数料もとれるし、又貸した處で株を擔保にとつてゐれば、二百圓貸したら百圓は人の金だ。それにも利息がもらへる。又金を貸した後は前と同様毎月十圓宛とそれに利息を割賦した金額を毎月拂込んで成し崩すわけだ。

銀行と同じく人の金を貸して商賣するモーリスプランは有利な利殖商賣であらう。半分拂込まして貸した處で、アトの半分は他の加入者から取立てた金を廻せばよいので、いくらでもたらひが廻せるわけで、モーリスプランは資本金五萬か十萬あれば立派な會社が出来上るのである。この貸付方法の六ヶしい處は會計制度が六ヶしいのであつて、加入者の整理と帳簿組織に技術を要する點である。

モーリスプランの金を利用せんとする者は月給取、中小商工業者が主であるが、中には高

利貸がこのモーリスで金を借りて又その金を他に高利で貸してゐるなんていふものもある。考へてみれば金の世の中は恐ろしいと云へよう。

▼簡易保険の金貸業

新聞の案内を見ると簡易保険失効解約のもの買ひますとか、證書擔保に貸しますといふ廣告が盛んに出てゐる。これは簡易保険の手續が面倒で、一旦保険料の支拂を怠つて契約失効になつたりすると、金は返へして貰へないからと思つて證書をもてあましてゐる人や、保険證書擔保で金を借りる方法を知らぬ人目當ての新らしい金貸法である。簡易保険は保険料怠納で一旦失効になつても、復活期間に又申出れば復活して元通りになるのであるから、そこを狙つてやるのであるし、又解約されたものでも解約返戻金が貰へるから、それを目當てにやるのである。證書擔保の立替の方は保険料が支拂へぬ人に代つて、保険料を毎月支拂つてやる代りに、保険金を受取つたら、貸した金に利をつけて返へして貰ふのだが、これは證書を握つてゐれば金の返つてくる事間違ひなしの良利殖法であるが、だまされぬ用意に、保険金受取人の名義を變更しておく方が、安全である。これを變更しておかぬと、金を借りたまゝ、證書紛失に因る再度交附を受けて保険金を

横取をされる虞がないでもないからである。

簡易保険局に於ける貸付は前の貸付金が残つてゐると追加貸をしないから、前借があつて急に金の入用な人に證書擔保で金を貸すのである。それには保險證券、保險料領收證の外、委任狀、それから認印を預ると同時に一ヶ月或は半月期限の約束手形と簡易保險契約の返戻金を擔保とする借用證文を取つておく。貸付金は解約返戻金を計算して、その範圍内で貸すのだが、金は本人の自宅で手渡す様に注意する。この貸金の利率は半月一割、一ヶ月一割五分といふ相當高利をとつてゐる。

▼恩給年金の立替貸金

我國は恩給亡國と云はれる程恩給を貰ふ者が多い。年に五、六百圓の恩給が入れば細々乍ら暮らして行けるから、恩給を貰ふのは相當大きい財産權である。この權利を萬一時資金化しようといふ傾向は昔から多いのであるが恩給法第十一條に「恩給を受くる權利は之を讓渡し又は擔保に供することを得ず」と規定されてゐるため、公然とは證書擔保の金貸は出来ないが、そこはいくらでもぬけ道があり、たとへ擔保に入つてゐても本人名義で金を受取る様に手續がしてあれば、政府でも金を拂はね

ばならず、これを債權者が代つて受け取ることになるのである。従つて金貸業として、これ位確かな金融はないので、第一に金を貸した相手方に催促する手間が要らぬ、國庫から代つて受取ればよい。第二に税金もかゝらぬ。第三に擔保物に相場の変動をきたす虞がない。第四に證書を讓渡をするにも民法四百六十二條の手續をせずとも、證書を手渡せば、それによい。第五に恩給は本人が死ぬと貰へないから、金を貸すときに生命保險をつけておき、死んだら保險金を受ける様にするのである。

恩給立替業者は最近随分増えたので、これが全國的の組合まで出来てゐる。組合は恩給證書で金を借りようとするものゝ中に往々不正な者が表はれて困るので、これを防ぐために相互の連絡をとるのである。即ち恩給證書は公然とは讓渡せないもので、これが證書で一度金を借りておき乍ら、政府に申請して證書の再下附を受けて下賜金を横取する者が現はれてきたからであるが、これは貸金業者相互の連絡によつて黒表を作り警戒してゐる。恩給の貸金は證書と引換に直ぐ金を渡すのでなく、一應恩給局の方を調べ、資金の用途、家計の状態を調べた上で取引するが、その書類は先づ連帶借用證書、特約之證、印鑑届、印鑑證明書、

支給局變更申請書、恩給料金の受取證、同委任狀、公正證書作成依頼書、同委任狀、本人死亡の場合に扶助料を受ける爲めの妻連帯許可證等の種々のものが必要である。利子は年一割二分から一割五分、二割位とるものもある。手数料は一ケ年貸付に二分、二ケ年で四分、三ケ年六分以上とる。

土地と利殖に就て

是丈は心得おくべし

人間は土地さへ持つてゐれば、こんな安心なことはない。それこそ食ひはづれはないわけだが、土地を買ふには相當まとまつた金が必要。安い土地を將來延びる見込を立て買入れ、うんと高値になつてから賣り放つ、そこに土地投資の妙味があるわけだ。

土地と株との優劣比較

▼ 勞なくして財産七倍

安全確實第一の投資と云へば先づ土地を買ふことである。土地の價は、世運の進歩、國家の増殖と共に益々騰貴して行くべき性質のも

ので、永遠の収益を氣永に待つことの出来る人なれば、土地が一番である。土地は特別の場合、それも極く稀に起る特別の場合を除いては、先づ絶対に下落せぬものと云つてもよい。交通機關の發達、世間の景氣につれて必ず漸騰する。而も時には暴騰急騰する事が往々ある。東京近郊の如き常にそれがある。現に電車が敷かれた爲に土地の値が忽ち七倍八倍になつた例をよく見る。坪五圓位の土地が、電車開通後一年と経たぬうちに卅五圓四十圓を呼ぶやうになつた例をよくみる。かういふ事に出遭ふと、地主は何等勞することなくして、自分の財産を一舉に七倍にしたのである。

▼株と土地との優劣

廣部清兵衛氏等の説によつて投資物としての土地と株との優劣をみると大體下の如くなる。

一、土地は騰貴の率が確實である。五年乃至十年目には必ず三割か五割づゝ騰貴する。騰貴率の少ない日本橋邊でも、十年目には四五割方騰貴してゐる。それに場合に依つて暴騰がある。(概して都會附近は絶対に下落の虞がない。地方では交通機關や事業の關係で、今も昔も少しも變らぬやうな所もあるが、然し此頃は何處の隅でも暴騰してゐる。)

二、株は騰貴する事もあると同時に下落する事が多くある。尤も土地同様、確實に下落の虞のない株もあるが、先づ大體から云ふて、その確實なる點に於ては土地に及ばない。
 三、土地は利廻りが低い。その點では株に及ばない、土地の收入は如何にも多くない。東京などで、善い所が四五分に廻る程度である。株は少くも五六分に廻る。
 四、株は賣買が極めて自由敏速に行くが、土地は動かしにくい。即刻處分することが出来ない。
 五、株は少資本でも出来るが、土地はさうはいかない。先づ五萬圓以上の資産家で、細い利で満足の出来る程度の人でよければ、土地にする利殖は不向である。
 六、目前の利益を得ないでもよいといふやうな金なれば土地がよい。土地必ずしも高いとは云はれない。安い土地もある。少資本家でも決して之を度外視してはならぬ。
 七、一千圓程度の金では土地投資は面白くない。株にでも廻して大いに利殖を計るが得策である。後に説く家屋なども、それに適する。

土地の騰貴率と収益

▼十年で二倍にする

前述の如く土地に投資することは、相當の資産が出来たところで、それを最も確實に、急がずに大きくしようとする場合には都合のよい投資である。換言すれば、目先の資金の流用を望む者には土地よりも株などの方がよいが、富豪たる道としては土地にもよらねばならぬ。

今土地の騰貴率を東京に就いて見るのに、市内は二十年平均にその價格が倍加してゐる。市外地は十年平均に二倍の暴騰率を示してゐる。

試みに市街地が一定の期間に於て、如何に確實に騰貴しつゝあるかをみると

| 場所 | 明治四十二年頃 の値段 | 大正六年の 値段 | 昭和八年 の値段 |
|--------|----------------|-------------|-------------|
| 牛込區白銀町 | 二十圓 | 三十四圓 | 百圓 |
| 本郷區本竹町 | 三十五圓 | 五十圓 | 百五十圓 |

京橋區横町 四十五圓 六十五圓 六百圓
 赤坂區臺町 二十五圓 五十圓 三百圓

などの如き數字が出て来る。最も之れは極く高率の方で、僅か二十年ばかりの中に、十倍も騰貴してゐる。到底銀行預金などは側へも寄附けぬ金利になる。

▼土地殖の利廻り

高まつて行く。

土地収益とは、貸地料で、此貸地料も特別の場合を除く外は下落することがなく、一定の期間を経過する毎に必ず騰貴する一方である。

田地畑地も同様で、ひどくうまい事もない代りに、確實安全な収益を収め得る。

東京などの住宅建築を目的とする貸地でも、先づ大體に於て四五分の利廻りとなる。然し京橋、日本橋邊の下町では漸く二三分にしか廻らぬといふ事である。

土地投資上の緊要方針

▼田畑と市街地

田畑は自分で耕作するなら格別、之れを小作に出して年貢をあげてを目的とするのであると、いろいろの諸経費を差引いて結局その利廻は極く薄いこととなる。かう米が高くなれば又格別で、此頃の勢では田地持に越すものがないといふ勢だが、數年前迄は先づ一二分といふ細い利廻りであつた。但し米價の暴騰と共に田地も亦暴騰し茲二三年の間に殆ど倍の地價になつてゐるから、その利廻もよく、計算したら大したものではあるまい。そこへ行くと市街地の方が割もよく、安全でもある。

▼畑地と田地

畑と田とは、大抵の地方に於て、畑より田が有利に廻つてゐる。將來宅地にするつもりで、畑地を買ひおくなどはまた別で、それは收益よりも増價の方を見越しての話である。例へば東京近郊の畑地などを安く買つておいて、假に大東京が郊外に發展して行くにつれ、畑地が立派な宅地となり、その價も亦數十倍なるに到つたなどの

例はザラにある。

▼山林地未墾地

山林は云ふ迄もなく耕地よりも値段が安く、地租も安く、それに手がかけらぬといふ點で、結局有利に廻る。勿論目前の利を収める事はむづかしく長い將來に待たねばならぬ。

然し最近農村が疲弊して金融に困つてゐるから、山林などは地方へ行けば、伐跡で坪二十錢か三十錢で買へる。二十錢だと三百圓千坪の地主になれる。これに殖林して新炭材を出せば二十年位で採れるやうになる。先きは長いが簡易保険なぞよりも子孫に遺す財産となるし地價騰貴が樂しめるわけだ。

家屋利殖に就て

是丈は心得おくべし

家屋に對する投資も大いに研究せねばならぬ。これは、或る金を投じて家を建て、その家を賃貸して収益をあげるといふ目的とする貸家目的の投資利殖と、自分がそれに住む目的の場合と二つの場合を考へて見ねばならぬ。

多くは都會生活に就いて起る問題であるが、家賃を出して家を借りてゐるといふことの研究も近頃大いにやかましく論議詮索されてゐる。昔から家賃は月收の四分の一、乃至は五分の一が理想など、言はれてゐるが、どうして、近頃の世時は月收の三分の一、若くは二分の一のもの家賃を家主に提供せねば、家らしい家に仕めないと云ふのだから、全くやり切れまい。だから、毎月出す家賃を以て月賦償還に當て、何年かの後には自分のものになるといふ

やうな方法で、借金して住宅を建築する向もある。實際金利を考へると月々仕拂ふ所の家賃は大きなものに相違ない。之れを取る側になつても出す側になつても、同様に大きなものに相違ない。然らば精密な十呂盤勘定はどうなるか。

金錢活用法家賃

▼馬鹿に出来ぬ家賃

大なものとなる。

金を活用しようとする者は、先づ自分の住む家を持たねばならぬ。毎月何圓づゝかを拂つて行く、その金を復利で増殖して行つたら實に莫

家を一軒建てた、然しそれは貸しておく高い家賃がとれるから人に貸し、自分は安い家賃の家を借りて住むといふ事も餘程十呂盤に當つてみないと損なことがある。假に自分は二十圓の家賃を拂つて借家住ひし、自分所有の家は二十五圓で貸しておくとする。二十五圓取るとしても諸雑費がかかるから、純利は一ヶ月に十圓見當、一年間に積つて漸く百二十三十圓

である。これに自分が住んでみると、毎月仕拂つて来た家賃二十圓のうち十八圓は残して行ける。すると一年には二百圓餘、つまり前の一年百二十圓の利益からみると殆んど倍に近い勘定となる。

▼十年間に拂ふ家賃

家賃は仲々大きなものだ、今これを十年間拂ふとすればどれだけになるか、即ち拂ふべき其家賃を拂はずに銀行にでも預金し、年六分の利子をつけることにし、年一回利子を元金に加へて複利増殖して行くとすれば、どれだけ溜るか、参考の爲めに左にこれを表示する。

十年間に支拂ふ家賃總額(但し年利六分、一年一回利子を元金に加へる。)

| 家賃 | 五年分の元利 | 十年間の元利 |
|-------|----------|-----------|
| 一〇、〇圓 | 六七六、四五一圓 | 一五八一、六九五圓 |
| 一五、〇 | 一〇一四、六七六 | 二二七二、五四三 |
| 二〇、〇 | 一三五二、九〇二 | 三一六三、三九〇 |
| 二五、〇 | 一六九一、一二七 | 三九五四、二三八 |
| 三〇、〇 | 二〇二九、三五三 | 四七四五、〇八六 |

以上の計算表に依つて一目瞭然する如く、一ヶ月十五圓の家賃の家に住んでゐても、十年拂へば二千三百七十二圓餘になる。地方は兎に角、東京等の都會では、一ヶ月十五圓以下の家では、少し家族でも多いと我慢の出来ぬ程度の小家屋であるし、少しく體裁よく生活しようと思へば、到底住めない程度である。當今では先づ最低十五圓を拂はねばならぬ。

十五圓づゝ拂ふとすれば、前述の如く十年にして忽ち約二千三百圓からの巨額を支拂ふ勘定になる。家賃十五圓位の家は千圓程度で立派に出来るのであるから、考へてみると馬鹿々々しくなる。だが、それだからと云つて家を建てる事が直ぐ得策大利益であると斷言することも出来ない。

▼借家住ひの損徳計算

なぜ借家住ひが一概に損だと云ひ得ないかといふに、それは例の金利勘定をしてみねばならぬからである。十五圓づゝ毎月出して行く

| | | |
|------|----------|----------|
| 三五、〇 | 二三六七、五七九 | 五五三五、九三三 |
| 四〇、〇 | 二七〇五、八〇四 | 六三二六、七八一 |

と、成る程年利六分とみても一年にして約二千三百圓となる。けれども、それだけの家を建てるには最初に千圓の投資をせねばならぬ。そこで其最初に投資するところの千圓を、今何か他の方法に依つて年利一割二分の利廻りになる事に投じ、十年間營々とやつて行つたならばどれだけになるかといふに、三千一百圓になる。これを二割に廻して行くと六千圓餘になる。

一方家賃を支拂つて十年間に失ふ所の總額二千三百圓と、之れとを比較してみても如何。建てた家は十年後も永久に自分の所有だから、その價格を見積るとしても、年二割に運轉利殖して行つた人からみると尙半額の利益しか得てゐないわけになる。

勤め人のやうな人で資金運用の方面に費やす時間も餘り持たず、又その運用利殖に確信のない人なれば、無論千圓で直ちに家を建てるもよいであらうが、これを以て或る種の資金に活用し、年二割三割と利殖の出来る人であれば、先づ借家住みの方が得第なわけである。蓋し金銭活用の趣意は常にこの金利問題にかゝつて存する。

利殖投資としての貸家建築

▼三年で元金回収

投資利殖の一法として貸家を建てるも亦悪くはない。けれども十呂盤は二の次として、第一その建てた家賃を貸して家賃を月々あげて行くといふ事は、これ亦一種の仕事であつて、その經營がうまくやれねば何んにもならぬ。例へば教育家とか忙しい事務家等で、逆も貸家の世話迄はやいて居られぬといふやうな人では困る。勢ひ妻君が直接その任に當るといふ事になるが、却々妻君では切廻して行けない。人を使へばそれだけ費用がかかる。此邊は餘程考へてから始めねばならぬ。

昔は三年で元金の回収が出来たと云はれて居るが、今日では保険の率も上り、地代も高く税金も騰つて居り、其他萬般の入費が高くなつて居るから、三年は愚か五年でも回収は難しい。悪い借手などに引つかゝると半年位の家賃を棒に振るやうな目にも逢ふ。

羽目が傷んだ、鹿が損じたと店子が訴へて来る。その度毎に大工なり左官なりに一々高い

金を拂つて修理させるなどいふやうな事では益々費用倒れとなる。そんな時には自ら金櫃を持つて飛んで行く位の覺悟がなければ家作經營は割にあはない。

▼貸家建の利廻

然し如上の覺悟と時間のある人なれば、遊金を銀行などに預金して安い利子をつけておくよりは、家を作つて貸した方が遙かに有利である。諸雜費を引いての純益が元金の一分五分から二割に廻るやうな十呂盤でやれば間違がない。

建てる家の壽命は先づ廿年位と見積るべく、十年位で使用に堪えなくなるやうな家建ては却つて損である。家賃は先づ一箇月二十圓から二十五圓位の所が最も適當であるが、假に今千二百圓かけて、間數六間、玄關、湯殿、臺所、橡側もかなり廣くとり、先づ月に廿五圓は確かにとれる家建てを貸すとする。

毎月恰度にはあがらず、空家になる事や、其他手入諸雜費等を見込んで、一年の中十ヶ月だけ収入があるとすると、一年二百五十圓となる。而して家屋の占める地坪を廿坪とし、庭その他にて四十坪、その賃借料地代が坪五錢とみて、五十坪の月二圓五十錢、一年三十圓かゝる。他に保険を二千圓附けるとして其保険料が一年十圓位かゝる。それに修繕費等に更に

一年五十圓かゝると見ておく。(尤も最初の五年位は修繕費は殆ど要らんが、五年後に第一回の大修繕を行ふ必要があるから、その時の費用を二三百圓とし、最初の年から五十圓づゝ見込んでおくのである。)

以上の收支を差引いてみると、純益は年百六十圓となる。即ち元金に對して一割三分乃至一割六分見當になる勘定である。この金の中から元金を十年間に回收するとすれば百廿圓を差引いて六十圓の殘金となる。

かくて家の壽命が終つて、廿年後には湯屋の燃し木に拂つても損はなくなる。

▲貸家投資と借金

利殖に不慣れた人が片手間にやる方法としては、貸家經營は比較的有利ではある。けれども之は家作を持つだけの預金が充分に用意されてあるとしての勘定で、預金はなくとも月々利拂ひには差支へぬといふて借金で建てるのでは面白くない。

成程、その利子を拂ふ金を月々溜めておけば何年かの後には一定の額に達するから、その一定の額に達したところで建てるのと、その一定額だけを最初に借りて建て、済崩しにする

のと一見同じやうではあるが、溜めて行く金には利がついてゐるのに、濟し崩しの金には利がつかず、否反對に此方から利を拂ふ勘定になるから到底引合はぬ。
また二千圓の家を建てるに千五百圓はあるが、後の五百圓が不足だから、それを銀行から借りて建てるといふのなればよいが、全部を借りてするといふ事はいけない。數字上の計算ではよいやうだが、長い間にはいろいろの災厄も起り、なか／＼恰度に行かぬ場合が多い。だから、借金をしてまでも家を建て、利殖を計らうなど考へることは、正確なる利殖法に違背するものであつて、こんなことは避けなければならぬ。

▼既設家屋で利殖

古家を買つて貸すことの利害得失を考へて見やう。大差はないが、古家だけに壽命がないから損になることが多いが、次の様な場合には、相當の採算がとれることを考へて見たい。

既設家屋によつて利殖を圖らうとする人は、先づ修繕を要しない、壽命の比較的、永い見込みのある家を買ひ採ることを心得て置きたい。

そして家賃の上りに主眼を置き、投資額に對する利廻りを計算するがよい。それには次の

様な算出法があるから覚えて置くことである。

(一ヶ月の家賃—一ヶ月諸経費)÷買取額=利廻り

例へば、新築後六年位を経過した比較的新しい家屋を千二百圓で買ったとする。坪数は建坪十五坪位のものとして置く。すると次の様な收支計算がたてられるのである。

| 收 | | 入 | | 支 | | 出 | |
|------------|--|------|--|--------|--|--------|--|
| 家賃一ヶ月27圓一年 | | 324圓 | | 敷地二十坪代 | | 40圓 | |
| | | | | 火災保険料 | | 4圓80錢 | |
| | | | | 税金 | | 10圓 | |
| | | | | 雑費 | | 10圓 | |
| | | | | 計 | | 64圓80錢 | |

扱て、右の利廻りは一體どの位につくものであらうか。即ち家賃三百二十四圓から支出額六十四圓八十錢を差引き、それを千二百圓で割れば即ち年二割一分六厘になるが、實際に當

つては、最初の投資額千二百圓の一年の金利も見なければならぬが、この金利を見ても充分利益があるからこの場合は投資してもよいことになる。だから、斯うして採算を採つてから、利益があるかわかれば家を買ふもよいがでない限りは止めた方がよい。

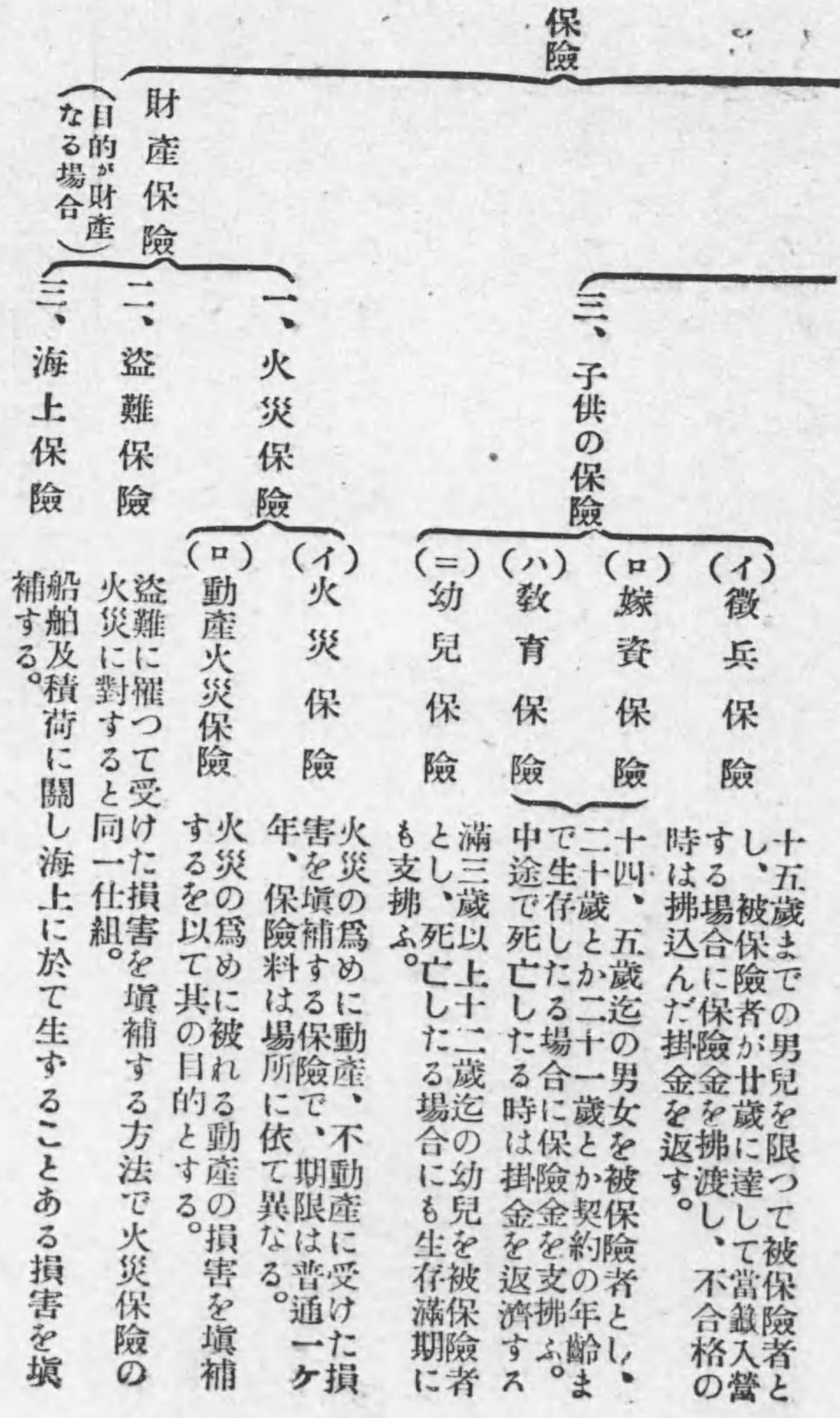
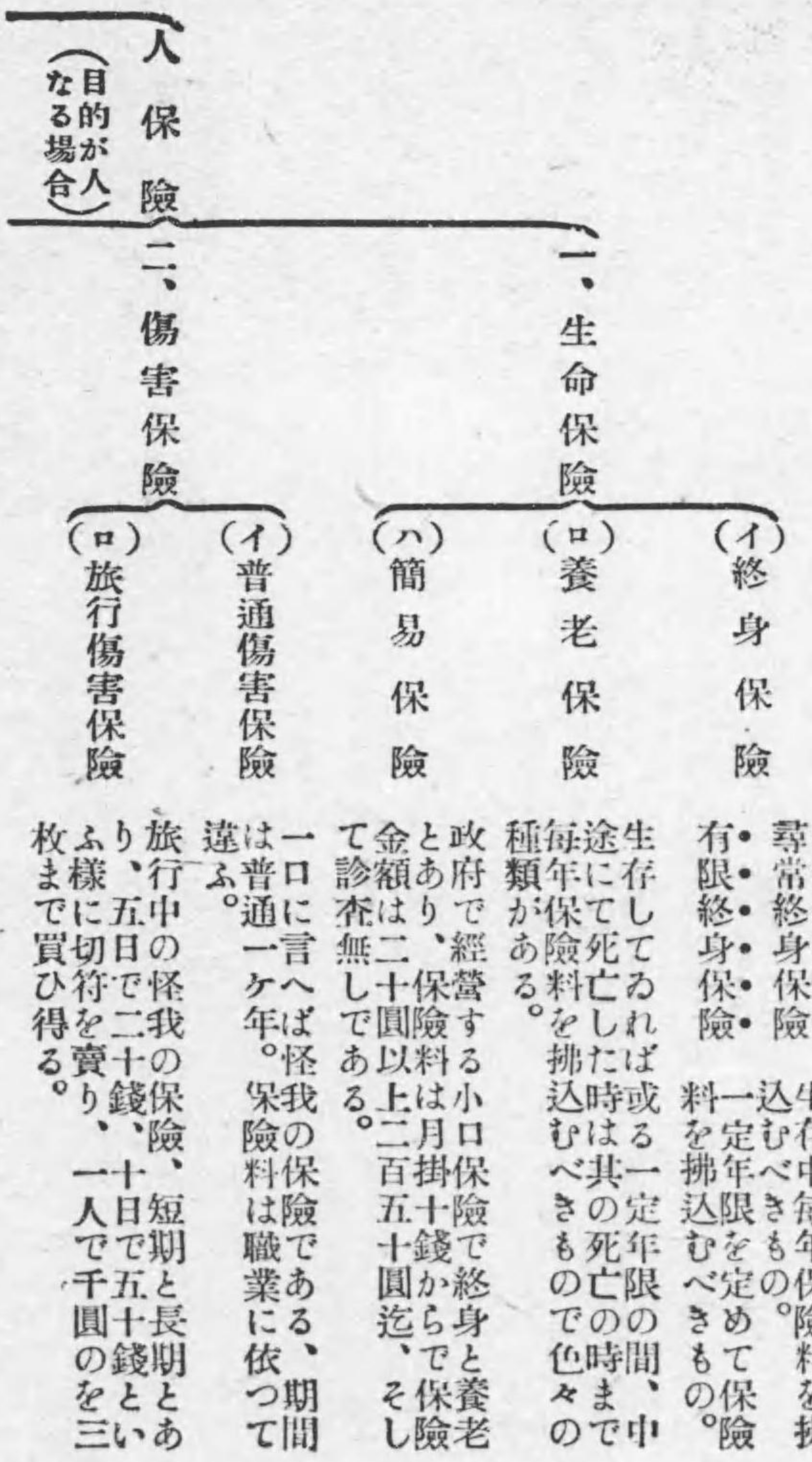
保険による利殖に就て

是丈は心得をくべし

▼ 保険の目的

保険の本来の目的は金銭の利殖ではない。人間生活に於ける計り知れない損失を填補して不安なからしめる爲めの、相互扶助である。然し乍らその相互扶助を營利的に經營する爲めには、一人でも多くの加盟者を得ることが肝要である。そこで加盟者を勧誘する手段として保険本来の目的に加ふるに預金的性質を含ませた處の、今日の保険が出来上つたのである。保険の利殖的性質は主として生命保険中の終身保険及養老保険に含まれてゐるが、火災保険や損害保険にはそれ程に利殖的性質は含まれてゐない。

保險の種類と性質



金銭活用としての生命保険

▼保険と金銭活用

金銭を活用するといふ點から生命保険を見ると殆どお話しにもならない程である。金銭を活用すると云へば先づ積極的のものでなければならぬが保険は元來が消極的なものであつて、之を殖と云ふやうな方面から考ふれば實に銀行預金どころか郵便貯金の脚下にも及ばない。だが保険には保険でまた良いところも多々ある。殊に流行性感冒など云ふあつた恐しい病氣が流行して、健康な者が健康だて宛にならぬことになる、生命保険の如きは貧乏人の家族に取つては實に必要缺くべからざるものである。生命保険の第一特長は一ヶ月幾何と云ふ保険料さへ拂込んで置けば保険に加入した其日から壹千圓なり壹萬圓なりの金——保険金——が既に貯蓄されてゐるのと同じ結果になると云ふことで之が如何に其の被保険者の遺族が路頭に迷はずに濟んだとなれば非常な金銭活用である。何故ならば保險會社は一様に株式會社（營利事業として保）でも相互會社（契約者自身が一

者であり他方には自ら社員）でも、保險契約者が最初の保険料を拂込みたる時より責任を負ふこととを約款で規定してゐるから、被保険者に萬一のことがあれば何時たりと契約した丈けの保険金を取ることが出来る。その代り中途で止めると非常な損失であることを記憶せねばならぬ。銀行預金や郵便貯金ならば中途で止めても、拂込んだ丈けの金圓は受取ることが出来るが生命保険では拂込んだ金圓の何割といふ積立金しきや返して呉れぬことになつてゐる。それ故生命保険に加入する時には中途で止めぬ丈けの決心が是非必要である。之を要するに保険は石の橋を叩いて渡ると云ふ様な堅固な地味な方法で萬一の場合に處する策であるから金銭活用法として考ふる時は餘り花々しいものではない。だが、『明日ありと思ふ心の仇櫻』夜半にあらしの吹かぬものは』で、何時如何なる災害の來ぬでもなければ、一面他の種々な方法で以て金銭を活用すると同時に他面かうした活用法も亦必ずしも輕視すべきものではない。

▼終身保険

は被保険者の死亡した時、いつでも保険金の取れる保険で之に有期と終身と尋常とある。有期といふは生存中何年間と定めて毎年保険料を拂込むべきもので

今日普通に行はれてゐる保険料の拂込年限は十五年と二十年とであるが、一時に保険料を拂込む一時拂終身保険と云ふものもある。尋常といふは被保険者の生存中毎年保険料を掛ける保険で、時に被保険者が豫想以上に達者であつた場合には思はざる多額の保険料を掛けることになる。

▼養老保険

現今最も受けの良い保険は此養老である。之は一面生命保険であつて他面定期預金と同様で、これに又満期と受取との二種ある。満期と云ふは十年、廿年、廿五年又は三十年満期といふ様に分かれ、受取と云ふは三十歳受取とか六十五歳受取とか其他何十歳受取といふことになつてゐる。そして保険料の拂込も色々あつて、普通は約束の期間中毎年拂込むのであるが、此の外一時拂のあれば又十年拂込、十五年拂込、二十年拂込といふやうなものもある。之を短期拂込養老保険と稱して居る。

▼簡易保険

すつと後から出来たものに簡易保険がある。これは以上の三種の保険を政府が社會政策の一として經營するところのもので、十二歳以上六十歳迄の者を被保険者とし料金は十錢以上二十錢三十錢と云ふ風に月がけである。

▼保険料

は契約をすれば保険契約者が早速拂込まねばならぬもので、差當て最も關係の深いものであるが、各會社は一般にこれを何う處分するか、各會社の『保険案内』とか『保険規則』とか云ふものに掲げてあるのは學術的に之を營業保険料と稱し、(一)純保険料と(二)附加保険料との二つから組立てられたもので、純保険料と云ふは本當の保険料であり、附加保険料といふは會社の經費に充てる金である。詳細は次の解約返戻金のところに説明する。

▼解約返戻金

は保険契約者が契約期間の途中で解約する場合に會社が返戻するところの金額である。所で保険料なるものが何う處分されてゐるかを承知せぬ契約者は途中で解約する場合に、既に拂込むだ保険料の全部を返戻せよとか、又甚しいのになると其保険料に利子を付けて返戻せよとか云ふ者が往々あるが、之れは會社として全く出来ない相談である。何故出来ない相談であるかといふに、契約者の拂込むだ保険料は營業保険料であるから、その内の一部分である附加保険料は前にも説明した通り、會社の經費に充てる爲めに附加したもので既に支出済になつてゐるから返戻することは出来ぬ、是が一つ。次は殘部

分けて配當するものもある。それから其配當を受くる資格を定める上にも種々あつて、契約した直ぐ翌年からのものあれば、三年目とか、四年目とか或は五年目とか、十一年目とか云ふものもある。又配當する標準に付ても拂込營業保険料を標準にするものあれば責任準備金を標準とするものもあり、或は一部を拂込營業保険料にして一部を責任準備金にするものあれば、全然別に標準額と云ふものを特定して配當するものもある。又配當の支拂方に就ても色々で、現金拂にするものあれば次の保険料と相殺するものもあり、配當金を拂込濟保險金に振替へるものもある。

茲に注意を要すべきは以上の利益配當金に似て非なるものに、確定配當金とか生存分配金とか云ふものがある。併し此の種の配當金は確定的のもので敢えて會社の利益金の有無又は多少に關係なく配當せられ、同じく配當金とは云ふものゝ一種の保險金で初より純保險料中に特に加算して置いて一定の時期々々に支拂ふもので所謂利益配當金とは其性質内容を全然異にするものであるから誤解をせぬやうにしなければならぬ。

▼保險金を完全に取る爲の心得

(一) 加入する時の注意 は必ず嘘を言はぬことである、これは告知義務と云つて生命保險契約を爲すに當りては契約者並に被保險者の法律上當然事實をありのまゝに陳述しなければならぬ責任のある場合で若し契約者なり被保險者なりが不誠實な陳述を爲した時には會社は契約を解除することが出来ることになつてゐる。先づ契約をするとなつて加入申込書を出せば必ず醫者が来て色々なことを尋ねるから、尋ねられことは隠さず包まず言つて仕舞ふ、法律は「保險契約の當時保險契約者又は被保險者が悪意又は重大なる過失に因り重要な事實を告げず又は重要な事項に付き不實の事を告げたる時は保險者は契約の解除を爲すことを得」と規定してゐるが如何なる事項が重要であるか又如何なることが重要な事實であるかは一寸判断に苦しむけれど何處の會社でも是等のことは落なく洩なく規定して置いて、醫者が尋ねることになつてゐるから、自分の知つてゐる範囲内に於て知らぬと又知つてゐることとは然かくなりと正直に答へる。これが加入する時最も大切なことである。

(二) 加入後の注意 は保險料を期日々に間違なく拂込むことが一つ。次は法律上通知義務と云はれてゐる場合で住所が變つたり職業が變つたり、或は遠方へ旅行する様な場合にそ

のことを會社へ通知するのである。所謂危険の變更増加で、法律では契約者又は被保険者が自ら招いた場合は保険契約は其効力を失ひ、自然に發生した場合は會社の方から契約の解除を爲すことが出来る規定であるが、大抵は約款で各會社ともかゝる場合には特別保険料と云つて普通の保険料の外に割増保険料を取つて依然契約を有効に繼續することになつてゐるから、何等の通知もなければよし、若し通知があつたらば其通知に基いて割増保険料を拂込むなり何なりすればいゝ、これが一つ。尙ほ何年か繼續した後に若し手元不如意の爲め保険料を拂込み兼ねると云ふ様な場合には會社に請求して定期保険なり拂濟保険なりに變更して貰へばいゝ、尤も此の場合には最初契約したより保険金の減少するのは當然である、これが一つ。若し又保険料が延滞の爲め契約の効力を失つた場合には直に會社に向つて契約の復活を請求する。此の場合會社は、復活手續と稱して單に復活請求書と云ふものを出させることもあれば、更に醫者をして一應保険者の診断を爲さしめることもあるが、被保険者の身體に著しく危険の變更増加のない限り復活を承認することによつてゐる。是等のことを承知してゐれば加入後の注意としては先づ充分である。

(二) 保険金を取る時の注意 は被保険者の死亡した時と、保険期間の満了した時(養老保険の場合)の二つに分たれるが、被保険者の死亡に依つて保険金請求事情の發生した場合は保険契約者又は保険金を受取るべき者から此の事を遅滞なく會社に通知して其手續を聞き合せるのが一番捷徑である。普通は死亡の時から六十日(多少の差異はある、何づれも約款に規定してある)以内に醫師の死亡證明書又は死體檢案書及び被保険者の戸籍謄本を必須事項とし、其他會社に依つて最終の保険料領收證を提出させるところもあれば印鑑證明書を必要とするところもあるか、何づれにしても保険金支拂請求書に是等の書類を添付して會社に差出せばいゝ。又保険期間満了に依つて保険金請求事情の發生した場合は前記の手續より醫師の死亡證明書又は死體檢案書を除いた手續を以て保険金受取人から會社に請求すればいゝ。若し代理人をして之を受取らしむる場合には會社の指定した委任狀用紙に所定の事項を記載して委任狀を作成し、保険金受取人の印鑑證明書並に代理人の印鑑證明書を附けて請求する。そして愈々保険金を受取つた場合には保険證券の裏面に表記の金額正に受取申候也の文字を記載し署名するのであるが、この邊の手續は會社の方で然るべく運んで呉れるから心

配はない。只被保險者の死亡した場合でも保險契約者又は被保險者が危険の變更増加の通知義務を怠つた場合とか、被保險者が自殺した場合とか、決闘其他の犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したる時とか又は保險契約者或は保險金を受取るべき者が故意に被保險者をして死に致した時等、法律若くは保險約款に特に規定してある場合には勿論保險金を取ることは出來ない。

▼會社の選び方

是は容易に外觀から判るべきものではない。誰しも會社の基礎の確實な契約條件の寛大で取扱の親切な、保險料の安い、配當の早くて多い、長命しても損のない、そして保險金を支拂ふに當つても餘り面倒なことを言はず手軽に拂つて呉れる會社を望まれることは言ふまでもないことであるが、然らば何處の會社が最も多く右の條件に該當するかと云ふと恐らく是は會社そのものにも判らぬことであらう。何づれの會社でもさうありたきことを望んで熱心に活動してゐるのであるが、其の時其の場合に於ける會社の財産状態等に依つて多少の變化は免れぬことである。殊に生命保險契約は長年月に亘ることであるから、現在立派な會社であるからとて將來も亦さうとばかりも限らぬし、現在貧

弱な會社でも十五年と二十年との將來には如何様に發展するかも知れぬ。要は經營者其の人の如何にある。保險料が安いとか配當が多いとか單にさう云ふことのみでは到底判断するとは出來ぬ。各會社は各様に如何にせば一般人に最も能く好まれるか、何うしたならば素人に最も能く氣受するかと苦心慘愴しての結果が會社毎に種々異なる營業方針となつて現はれてゐるので、如何なる美文字を連ねてもさう自分の會社だけが圖抜けてよく契約者の利益を計れる道理がないし、又古い會社必らずしも良會社とも言はれない。呉服店にしても松坂屋三越、白木、高島屋等其の數の多いこと指を屈するに違あらずであるが果して何處が一番良いのやら判つたものでない。生命保險會社とても同様で株式會社の内にも古いのもあれば新しいものもあり、良いのもあれば悪いものもあり、相互會社の内にも古いのもあり、新しいものもあり、良いのもあれば悪いものもあつて、到底一樣には行かぬが、先づ次の方法を以てこれを見分けるがよろしいと思ふ。

▼生命保險會社の見方

生命保險會社の良否を鑑別する最も簡單な方法は左の六項目についてよく調査することである。

- 一、その會社の契約高はいくらか（多いのが良い）
- 二、積立金高及び責任準備金（多いのがよい）
- 三、經營者（他の事業會社のかけ持ち重役でないのがよい）
- 四、事業の成績（事業費が小で利益の多いのがよい）
- 五、資産の運用状況（一つの投資に集中されず各種の投資方法に平均に分散されてゐるの
がよい）

六、貸付金（保險證券擔保貸付の多いのはよくない）

以上の條件にあてはめて見れば、保險會社の良否は大體分るのであるが、その會社特殊の事情によつてそれだけでは完全でない場合もある。

素人考へにすると、契約高の多い、保有資産の多いところの所謂大きな會社でさへあればよいやうに思ふ。それも間違ひではないが、これだけでは充分でない。先年破綻した八千代生命保險會社などは、大正二年の設立でその後滿九ヶ年を経過した大正二年來の契約高は僅かに六千四百萬圓に過ぎなかつたものが、その後四ヶ年を経過した大正十四年には、その年

一ヶ年で一億八千卅餘萬圓の新契約を得て、翌十五年に於てはその契約高三億圓を突破したにもかゝらず、その年末には解約その他の消滅契約が一億三千百九十餘萬圓の巨額に達し翌昭和三年度の事業成績をみるならば、新契約三千四百萬圓に對して、解約及失効による契約消滅が九千三百餘萬圓と新契約高の二倍半餘に達し、同年末現在契約は二億一千萬圓に激減した。更に翌昭和三年度の成績は、新契約は前年の一割にも満たない三百八十萬圓、これに對し解約及び失効による契約消滅は新契約に反比例して一億三百萬圓に激増し、同年末現在契約高は一億二千萬圓となつて了つた。かくの如き例は我が國保險事業界にとつて、前例がないが、契約高の多いことのみを以て、その會社の内容の優劣を決められぬ例としては、最も顯著なものであらう。そして、契約高の多いことは、それだけ保險料収入も多く、従つて保有資産も多い譯であるから、單に資産の多いことのみによつて、會社の優劣を定めることも出来ない。また創立の古いことによつても會社優劣の標準とはならない。これも前例を以て示すなれば、昭和三年中に破綻した共同生命は明治廿六年末に創立されたもので、その創立順位は第五位にあつたものだった。或は云ふ、あの保險會社は、富豪の經營によるもの

だが絶対信用してもよい、と。然これとても安心して可なりとは云へない。何故かなら保險會社は年々多額の保險料收入がある。この保險料收入を自己の關係してゐる他の事業會社に流用せんとする目的のために富豪が經營することもある。幸にして、その會社の成績が何の滞りもなく、順調に行けば問題はないがそれは決して當にはならない。或はまた、保險會社優劣の標準を、株式市價の如何によつて判斷することが最も賢明だと云ふ。これは或程度まで、普通の事業會社であるならば絶対信用を措いても差支ないものである。けれども、保險會社の株式は、一部限定された人達の手中に收められてゐるために、なか／＼その眞價を發揮した、所謂公定相場は立てられない。(その例はないではないが)そこで素人としてはこれによつて保險會社の優劣を判斷することも、一寸困難なやうである。

かくて、保險會社の優劣は、契約高の多少によつてこれが標準ともならず、保有資産の多寡によることも不可ないし、創立の新旧、經營者の如何等によつてもその會社が安心だと斷定することは出来ない。それなれば一體、何によつて之を判別するか。要はその會社の實質的内容を検討する事より他にないといふ結論に到達するのである。

▼先づ考課状を見よ
 會社の内容を知らんと欲するには、ひとり保險會社に限らず、先づ何を措いても、その會社の作製公表する考課状を手に入れて、これに表

示されてある數字を點檢せねばならない。ところが最近、會社によつては、考課状を外部に公表することを好まぬ向もある。なか／＼これを手に入れることの出来ない場合がある。然しながら、考課状の公表を避けるやうな會社は、既にその内容に缺陷のあるものと考えてよいから、左様な會社については、全然考慮を拂ふ必要がない譯である。

さて、考課状とは如何なるものであるかといふに、一言にして云へば、會社が定めた一營業期中に於ける營業狀況及び、その營業期末に於ける資産狀況を示すものであつて、これは會社たる、銀行たる、特殊會社たる等によつてその標準すべき法規に従つて作製されるので、その形式は異つてゐるが、要するにその標準ともなるものは、商法第九十條―第九十二條の法文の指示するところによつて、左の諸項目が盛られ、これは法律上必要欠くべからざるものである。即ち

一、財産目錄